

令和 4 年

第 1 0 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 4 年 12 月 19 日
至 令和 4 年 12 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第10回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 19	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 20	火	休 会		議案調査
第3日	12. 21	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	12. 22	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第5日	12. 23	火	休 会		議案調査
第6日	12. 24	土	休 日		
第7日	12. 25	日	休 日		
第8日	12. 26	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和4年12月19日

令和4年第10回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和4年第10回飯舘村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年12月19日（月曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年12月19日 午前10時00分				
	閉議	令和4年12月19日 午前11時29分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	1番 佐藤真弘		2番 横山秀人			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 高橋萌育	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農事委員 事務局 会長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 書記 会長	村山宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年12月19日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第10回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件4件、条例案件3件、その他案件1件、承認案件6件、計14件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。11月25日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が、12月5日及び13日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって1番 佐藤眞弘君、2番 横山秀人君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月26日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月26日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第87号から議案第94号を一括して村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和4年第10回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

まず、私ごとではありますが、このたびの新型コロナウイルス感染に関しまして大変お騒がせしましたこと、また多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことについて深くおわびを申し上げる次第です。

それでは、提出議案の説明に先立ち、9月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

まず、高病原性鳥インフルエンザ関係です。

今月7日に村内での発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについては、11日までに発生農場における防疫措置が完了いたしました。

この対策は、家畜伝染病予防法に基づき福島県が主体となって実施するものであり、引き続き県道原町川俣線沿いの旧ミートプラザほか相馬市玉野地区、伊達市霊山地区、川俣町小島地区の4か所において関係車両の消毒が継続されております。今回の対策により、村内、近隣市町村への感染の蔓延は防げたものと考えておりますが、なお野鳥の死骸等を発見した際は手を触れずに村または県に通報していただくよう周知を図ってまいります。

次に、帰還困難区域関係です。

去る9月23日から、帰還困難区域長泥地区の特定復興再生拠点区域において準備宿泊が開始されております。

これは、令和5年春の避難指示解除を目標とする中で、住民の皆様による宿泊のほかご自宅の本格的な修繕や清掃等にもご活用いただくことができるものであり、避難指示解除までの期間実施するものであります。

また、10月23日には長泥地区住民の皆様が中心となった団体の主催により、村の心の復興事業を活用した植樹祭が開催され、竹谷復興副大臣をはじめ環境省や各団体、ボランティアが多数参加されました。各社にも報道されましたこの取組は、長泥地区住民の皆様による「花の里長泥」を合い言葉としたふるさとを再生、発展させていく強い意欲、活動を内外に発信するよい機会になったものと考えております。

次に、去る11月20日に長泥地区住民説明会を実施し、現在の空間線量率やインフラ整備の状況についてご説明するとともに、特定復興再生拠点区域の避難指示解除時期を令和5年のゴールデンウィークあたりとすることについて住民の皆様からご了承をいただきました。

また、特定復興再生拠点区域外のうち線量低減化実証事業等の効果を確認する場、通称「公園用地」についても、拠点区域と同時期に避難指示解除することについてご了承をいただいたところであります。

さらに、資源活用型堆肥製造施設を特定復興再生拠点区域外に整備する計画について事業者が説明し、長泥行政区としても事業誘致を進めていくことで合意がなされたので、村としても必要な手続等を進めていくこととしたものであります。

引き続き長泥地区の皆様への準備宿泊及び避難指示解除、そしてその先にある「夢のあるふるさと長泥」の創出に向かって最大限の努力をもって住民福祉の向上に努めてまいります。

す。

次に、各課の主な動きについてご報告をいたします。

まず、総務課関係です。

10月2日に村消防団秋季検閲式を行いました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により春季検閲式の開催を見送ったことから、約1年ぶりの検閲式となりました。この日は、消防団員をはじめ女性消防隊員、役場消防隊員など89名が点検に臨みました。

また、11月9日には、企業消防隊としては村第1号となる株式会社菊池製作所企業消防隊への消防資機材交付式を行いました。村内在住の消防団員の減少など様々な課題がある中、村内企業による消防防災活動体制が整ったことは課題解決に向けて大きな一歩を踏み出すものであり、ご理解、ご協力をいただいた株式会社菊池製作所の各位に心から感謝申し上げます。

次に、任期満了に基づく第22回福島県知事選挙が10月13日公示、10月30日投開票の日程で執行されました。村の投票率は、期日前投票と合わせ44.65%で、前回知事選の投票率45.50%に比べ0.85ポイント下回りました。

次に、11月18日に令和4年度村表彰式典を交流センターにおいて執り行いました。今年度、栄えある表彰を受けたのは、長年の議会議員活動で功績があった佐須の菅野新一さんと小宮の渡邊 計さん、長年行政区長の職を務められた深谷の大越憲一さん、長年にわたり民生児童委員として務められた飯樋町の渡邊茂興さん、小宮の松原光年さん、草野の佐藤美津子さんにそれぞれ功労表彰をお贈りし、今後も村政進展のためさらなるご活躍をお願いしたところです。

次に、11月21日に交流センターにおいて、令和4年度第3回行政区長会議を開催いたしました。6月議会定例会以降の議案の報告や各課の施策、事業について説明し、ご意見、ご要望を伺ったところです。

次に、村づくり推進課企画定住関係です。

去る10月23日、いいたて秋まつりに合わせ、ふかや風の子広場を会場に第2回目となるマルシェ型イベントを開催いたしました。マルシェでは、農家の皆さんが自ら店頭立ち、生産した野菜の説明や調理方法など、消費者と直接会話することでご自身の野菜や加工品の魅力などを十二分に発信されておりました。

次に、10月30日に「日本で最も美しい村まつり2022 in TOKYO TORCH」が東京都で開催され、物販及び伝統芸能の披露をいたしました。当日は、小宮行政区の皆さんにより都心の特設ステージ上で伝統の田植踊りをご披露いただき、観覧者の皆さんの注目が集まっておりました。

続く11月13日、大玉村で初めて開催された「日本で最も美しい村連合・福島県内加盟5町村合同物産展 in おおたま」においても同じく小宮の田植踊りをご披露いただき、ご好評をいただきました。また、当日は約900名の来場者があり、物販についてもほとんど完売となり、本村について広くPRできたものと思っております。

次に、移住定住関係です。

8月、9月、11月の計3回にわたり、移住ツアー「ミチシル旅」を実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症の第7波、第8波の影響による当日のキャンセルなどもありましたが、感染防止対策を徹底しながらき細かい対応を心がけ、合計24名の方々にふるさと飯館村の魅力を体験していただいたところでもあります。1回当たりの参加人数は2名から14名でありましたが、参加者からは少人数だったので村の魅力を詳しく体感することができたなどの意見もあり、引き続き事業内容を充実させて村の魅力発信に取り組んでまいります。

また、12月4日には、ふるさとの担い手交流会と題し、移住された方及び日頃から交流のある住民の方との交流会を開催いたしました。当日は約20名の方にご参加をいただき、互いに情報共有をしていただくなど新たな村の再発見につながるひとときとなりました。

次に、商工観光関係です。

初めに、県の事業再開・帰還促進事業によるいいたてプレミアム付商品券の販売状況ですが、11月末までに1万5,460冊が販売済みとなっております、残り1,500冊ほどとなっております。

また、この交付金を活用したイベントとして、10月23日に道の駅までい館周辺を会場として村商工会の主催によるいいたて秋まつりを開催いたしました。秋まつりでは、村内の特産品等が当たるお楽しみ抽せん会や多くのステージイベントなど、約1,100人のご来場の皆様方にお楽しみいただいたところでもあります。

さらに、11月26日にはいいたて冬まつりを実施いたしました。当日は、午前中から交流センターを会場として地域おこし協力隊などによる様々なワークショップが開催され、午後3時頃からは道の駅までい館でのジャズ・フェスティバルに続いて、夕方からは約500人のお子様連れのご家族を中心とした方々がふかや風の子広場全体を彩るイルミネーション点灯式と村商工会主催の冬の打ち上げ花火を楽しまれておりました。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況ですが、本年4月から10月末までの全体利用客数は1,364人で、このうち宿泊利用者は284人となっております。村内、村外を問わず幅広くご利用いただいておりますが、改修工事のため8月26日よりコテージを除いた全館が休館となっております。きこりにつきましては、来年春のリニューアルオープンを予定しております。

次に、村民の森あいの沢についてですが、今年4月よりオートキャンプ場のモニター利用を開始し、10月末までに1,617人の利用がありました。村内外から多くの皆様にご利用いただいております、今後も村の観光、交流の拠点として村内外に広くPRし、交流人口の拡大を図ってまいります。また、11月末からはあいの沢基本構想の策定に着手し、あいの沢を訪れる皆様方がより利用しやすい喜ばれる施設となるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、本年4月から10月末までのレジ客数は、までい館が9万2,494人、セブンイレブンが14万9,904人となっております。また、11月5日、6日には道の駅ふくしまでのつながるフェスタに参加し、村のPRを行ってまいりました。訪れた皆様方から応援している、頑張っているねという励ましの言葉をいただき、情報発信の大切さを感じているところでもあります。今後も村の復興拠点施設として情

報発信を行い、交流人口の拡大、地域の活性化を図ってまいります。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、本年4月から10月末までに4,917人のご利用をいただいております、週末には多くの家族連れでにぎわっているところです。また、併設のドッグランわんこの庭のびのびも大変ご好評をいただいております、村内外の多くのお客様に楽しんでいただいているところであります。

これら各施設は、復興拠点としてにぎわい創出に大きな役割を果たしております。今後も皆様に喜ばれる施設となるよう努力してまいります。

次に、住民課関係であります。

初めに、価格高騰による家計への負担増を踏まえた国の経済対策、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。基準日の9月30日において村に住民登録がある令和4年度住民税非課税世帯の511世帯に対し11月に村から通知書を送付いたしました。現在、対象世帯から確認書の返送を受けており、12月中旬より順次1世帯5万円の給付金を振り込む予定であります。

次に、村民の帰還状況です。12月1日現在の村への帰還者は638世帯1,232人で、帰還率は約25.5%となっております。これに震災後の転入者223人といたてホームの入居者等を合わせ、村内の居住者は789世帯で1,508人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に163人、県内は、福島市に2,089人、南相馬市に290人、伊達市に261人、川俣町に246人、相馬市に121人など、合わせて3,166人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。3回目接種以降の接種については、避難先の自治体での接種に加えて、村内いちばん館に集団接種会場を設け、昨年度より実施しております。

現在までの接種状況ですが、1回目、2回目の初回接種率については、全体で86.1%であり、年代別に見ますと60歳以上が94.3%、18歳から59歳が85.0%、5歳から17歳が51.0%、生後6か月から4歳までが接種者ゼロとなっております。また、3回目の接種率については、全体で78.5%であり、年代別では60歳以上が91.6%、18歳から59歳が72.7%、5歳から17歳が35.5%、生後6か月から4歳までが接種者ゼロとなっており、年齢が若くなるにつれ接種率が低い状況にあります。

なお、現在は初回接種が終了し、前回のワクチン接種から3か月を経過している村民に対して意向調査を実施し、希望者の4回目、5回目のワクチン接種を行っております。また、9月からはワクチンをオミクロン対応ワクチンに切り替え、これまでにいちばん館で合計8日間実施し、接種人数は1,159人となっております。また、いちばん館での集団接種と避難先自治体での接種を合わせますと、12月1日現在のオミクロン対応ワクチンの接種人数は1,598人となっており、接種率は全体で35.0%となっております。

次に、本年1月から村に移住した本田 徹医師が実施しているいたてクリニックにおける外来診療及び訪問診療についてですが、訪問診療については4月は11人でしたが、10月は72人となっております。また、訪問診療を含むいたてクリニックの受診者は、4月

から10月までで延べ1,084人と昨年度より276人多くなっており、少しずつではありますが訪問診療を行うことでクリニック受診者が増えてきている状況であります。また、毎週水曜日に村と定例的に打合せを行い、情報を共有しながら村民の安全・安心のための取組を進めているところであります。

次に、3歳5か月児健診で虫歯がなかった児童を対象とした「虫歯ゼロの子表彰」を11月3日にふかや風の子広場で実施しました。今年度の表彰対象児は16名でしたが、当日は7名が出席し表彰状とメダルの授与を行っております。

次に、金婚のお祝いについてであります。本年度結婚から50年目となり金婚を迎えられたご夫妻は12組いらっしゃいました。本来であれば敬老会の席上でご紹介し記念品をお渡しするところですが、コロナ禍の影響により敬老会をやむなく中止としましたので、直接ご自宅にお伺いし、夫婦円満の秘訣や今までの苦労話などとても貴重なお話を伺うとともに、お祝いの品を贈呈させていただきました。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンターつながりですが、利用登録者は110人となっております。新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、通常の半分に当たる10人程度で実施してきたところです。

さらに、高齢者の通いの場の一つとして、村内8地区及び村外3団体で地域サロンが運営されており、交流の場が提供されているところです。8つのサロン及び村外3団体を合わせた会員数は303人となり、感染状況に応じて休止や時間短縮をするなど、十分な新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら身近な地区集会所での交流などを実施いただいております。

次に、地域見守りの取組に関する協力協定についてであります。高齢者支援の一助として、去る9月12日に株式会社いちいと地域見守りの取組に関する協力協定を締結いたしました。村内での移動販売を行う移動スーパーとくし丸を利用されている高齢者等の異変に気づいた際に、販売員が村や関係機関に連絡を行うなど地域見守りに協力をいただいているところでもあります。

次に、福島県立医科大学との包括連携協定についてです。本年2月に締結しました県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいいたてホームでの実習については、県内、村内の新型コロナウイルス感染状況に応じて実習日を振替するなど、感染防止対策を講じながら11月末までに計12回、延べ103人による実習が実施されております。なお、サポートセンターつながりの利用者とのレクリエーションが学生主体で開催されるなど地域との交流も生まれているところですので、引き続き学生が村に訪れることによるにぎわいの創出や村民との交流の輪が広がることを期待し、包括連携協定による活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業振興関係です。

まず、高病原性鳥インフルエンザ関係です。12月7日に発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法に基づき福島県が主体となって防疫措置を実施し、9日午後10時までに10万3,119羽の殺処分が完了し、11日午後8時までに発生農場における埋却、鶏舎消毒等が終了しております。村としても、通報及び簡易検査結果に基

づき、12月6日に開催された福島県特定家畜伝染病対策相双地方連絡会議と同日に飯館村特定家畜伝染病対策本部を設置して、情報収集及び県対策への人員配置などを実施し、12日までに計8回の対策本部会議を実施しているところであります。

なお、この防疫措置の動員人数は、12月11日現在で県職員延べ646名、本村を含む相双管内市町村、団体職員が延べ239名の合計延べ885人に上っており、3交代24時間体制での防疫対策が実施されたところであります。

また、この対策で集合センターとして利用された村地域防災センターについては、12月12日に清掃、閉鎖が完了し、現在は県道原町川俣線沿いの旧ミートプラザでの関係車両の消毒が継続されているほか、併せて野鳥の飛来地の巡回や異常の有無等の監視が県、村、鳥獣保護員などにより継続的に実施されているところであります。村では、引き続き蔓延防止のための措置に協力するとともに情報収集に努めてまいります。

次に、農政関係です。

避難指示解除後5度目を迎えたこの秋に水田約129ヘクタールで稲刈りが実施され、ウルチ米の里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、コシヒカリやモチ米のあぶくもち、こがねもち、ヒメノモチ、飼料用米のふくひびきのほか酒米などが収穫されました。これらについては、昨年完成いたしましたライスセンターでの乾燥調整のほか、全量全袋検査をはじめ県が定めるモニタリング検査を行い、11月末時点ではその全てについて放射性物質濃度が検出限界値未満でありましたので、生産された主食用米のほとんど及び飼料用米の全量がJAに出荷されたほか、主食用米の一部については道の駅までい館で販売されているところであります。

また、村の特産品を目指して栽培を推進しておりますあぶくもちにつきましては、今年度はあぶくもち生産組合の協力の下、種子生産に取り組み、70アールの圃場に作付を行い、種もみ2,682キログラムを収穫いたしました。このうち200キログラムを次年度作付用の種もみとして留保しましたが、残りの2,400キログラムを今後の消費拡大、販路確保、宣伝のため、株式会社セブンイレブンジャパンのご協力の下、おにぎりに加工し、12月6日から村内ほか福島市、川俣町のコンビニエンスストア約70店舗にて販売するキャンペーンが始まっております。このことは、去る12月1日に県知事を表敬訪問し、村農業の復興、発展に向けた取組として事業内容をお伝えし、また今後の県の協力についてもお願いをしてきたところであります。村としては、来年度以降もさらに収穫量増、販売量増を目指し、村の特産品としてのあぶくもち生産を進めてまいります。

次に、被災地域農業復興総合支援事業についてであります。八木沢地区に整備を進めている養豚施設については、現在、今年3月の地震被害からの復旧工事がおおむね完了し、同時に本来の整備工事を進めているところであります。今後できるだけ早期の完成を目指し工事を進めてまいります。

次に、意欲高い担い手に農地を集約する農地中間管理事業についてであります。今年度は、小宮行政区が11月に、また関沢行政区が12月にそれぞれ調印式を行い、農地の貸借契約を締結いたしました。今後契約に必要な残りの手続を進める予定ですが、これにより村内では昨年度までの7行政区に加え合計9行政区において、405.5ヘクタールがこの事業

により担い手に農地を集約されることとなります。

次に、森林関係であります。平成29年度から実施しております森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用しての森林整備事業を今年度も実施し、地域住民協力の下、あいの沢周辺において清掃、枝打ち、下刈り等を週3回の頻度で実施いたしました。また、本格的な森林施業の再開に向けてのふくしま森林再生事業につきましては、今年度は二枚橋地区において57.64ヘクタールの森林整備事業を発注しており、間伐等の森林施業が行われているところであります。

次に、鳥獣被害対策関係では、飯館村鳥獣害対策実施隊21名により4月1日から11月21日までにイノシシ64頭、猿58頭の駆除を実施いたしました。また、捕獲した鳥獣を減容化する施設建設につきましては、村クリアセンター敷地内において建設工事が進んでおり、年度内に完成の見込みです。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業についてです。令和6年の運転開始を目指し、現在、蕨平地内の現地にてくい打ち工事と基礎工事が行われております。来年1月からは建物の建設工事も始まる予定ですが、工事に伴う車両の通行に関する安全対策など地元地域へご迷惑となる事案が発生しないよう指導をしております。

次に、農業委員会関係です。去る10月31日に農業委員会主催の農業者懇談会が開催されました。今回の懇談会は、花卉生産農家を対象に、農業委員長ほか委員に加え福島県相双農林事務所、JAふくしま未来、花卉市場関係者に出席をいただき、村内花卉生産の状況や市場の取引状況、最近の動向などの説明を受けたほか、花卉農家の皆さんから現状や課題、村への要望等について直接お話を伺いながら情報共有、意見交換を行いました。ここで伺った内容を今後の農政に生かしてまいりたいと考えております。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係ですが、3月16日に発生した震度6弱の地震による花塚浄水場の復旧工事については、10月末に完了しております。

次に、土木係ですが、村道機能回復工事については、今年度計画している30路線、延長9.5キロメートルについて今月末には全て完了の見込みです。また、普通河川の除草ですが、延長約18.4キロメートルを今年度実施してきたところです。また、今年度より長泥地区において井戸の掘削事業を開始しており、現在4件の工事を進めております。また、村道の除雪については、今年度より行政区委託による除雪を行う体制を整えましたので、今後、伊丹沢、上飯樋、関根・松塚、前田、二枚橋・須萱の5つの行政区と契約し、住民参加型の除雪を進めてまいります。

次に、農業基盤再生係であります。農地の基盤整備事業については、村内15行政区、27件の工事を発注し、11月末に3件の工事が完了しました。引き続き早期完了に向け実施してまいります。

また、農業水利施設等保全再生事業（ため池放射能対策工事）については、ため池台帳に登載された8か所のため池において工事を発注し、11月末までに4か所完了したところです。引き続き円滑に工事を進め、今年度全ての完了を見込んでいるところであります。

次に、教育委員会関係です。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底により、学校等の行事についてはほぼ実施することができております。

昨年度は実施を見送ってまいりました前期課程の児童全員による稲刈り体験授業についても実施しており、平成30年度から子供たちが村内での米作りを続けてきた中で、直接自分たちが植え、稲刈りをしたお米を学校給食で食べる事ができております。なお、当日は、生産者や地域の協力者を学校にお呼びしての試食会、交流事業も行い、一歩進んだ地域密着型のふるさと学習に取り組むことができております。

次に、川俣町の小学生との交流事業である陸上競技大会が9月28日に開催されており、本村の5年生、6年生が参加いたしました。今年度は交流4年目となり、本村児童たちにも次々と好記録が生まれ、一人一人が生き生きとそして堂々と競技に臨む姿が見られました。今後も他校との交流事業なども取り入れながら、子供たちの健全育成に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、いいたて希望の里学園では、10月29日にいいたてっ子発表会赤蜻祭が開催され、までのりのこども園では12月3日に生活発表会が開催されました。今年度も新型コロナウイルス感染症対策として園と学校それぞれでの開催とし、加えてこども園では3歳未満児と以上児の発表時間を区切り、園児及び保護者入替えによる発表会とするとともに、園、学校ともに昨年同様議員の皆様をはじめ来賓のご招待を極力控えさせていただいたところであります。いずれの発表もそれぞれの年齢、学年の発達段階や学習の成果が十分に表現された素晴らしい内容であり、改めて先生方のご指導に感謝申し上げたところであります。また、当日は、会場制限がある中ではありましたが、村議会議長をはじめ保護者の皆様にご観覧いただき、惜しみない拍手をいただくなど子供たちへの心温まるご支援をいただきましたことに対し重ねて御礼を申し上げます。

次に、生涯学習課関係です。

まず、新型コロナウイルス感染予防対策として、施設の利用及び事業の実施に当たっては、基本的な対策を十分行っていただくとともにマスクの着用や手洗い、検温、手指消毒、施設使用後の消毒などにご理解とご協力をいただきながらご利用いただいております。

次に、事業の実施状況ですが、9月17日には市町村対抗軟式野球大会の試合が行われましたが、白河市にゼロ対10で敗れました。また、市町村対抗ソフトボール大会は、10月8日に玉川村と対戦しゼロ対10で敗戦となりました。軟式野球、ソフトボールともに残念な結果となりましたが、次年度に向けて練習に励まれますことを期待するものです。

次に、第39回飯舘村文化祭は、「みんなが集う やっぱりいいね いいたて」をテーマとして10月23日に交流センターで開催されました。10月20日から7日間開催された総合文化展には、こども園、希望の里学園の園児、児童生徒を含む村内外から約600点の作品が展示されたほか、特別展として「村が馬と生きた頃～飯舘村と馬のかかわり～」を行い好評を得たところであります。また、村社会福祉協議会による3年ぶりの福祉チャリティー祭りも同時開催されるなど、900名の村民、関係者にご来場いただきました。

次に、11月5日には「第2回飯舘Y O I T O K O 発見！ ツアー～郷愁を誘う秋の飯舘を巡る～」を開催しました。この企画は、県外からの参加者に飯舘村の魅力に触れてもらい、

村のファンになっていただくことを目的に実施しております。今回は、午前中に関沢の塩の道と古墳群を散策し、村民講師の解説により村の歴史に触れ、昼食には糧飯を中心とした郷土料理を堪能いただき、午後からははやま湖周辺の紅葉とともに大倉の神楽を鑑賞していただきました。なお、今回の開催には、首都圏を中心に38名の方々にご参加いただきました。

次に、11月20日には第34回ふくしま駅伝が開催され、飯舘村チームは全区間に参加し完走することができました。今年の駅伝チームは昨年にも増してチームワークがよく、互いに支えながら練習を重ねてきた結果、タイムは昨年を16分以上縮め、順位も2つ上げ、選手一人一人の練習成果が発揮されたレースとなりました。ふるさと飯舘村のたすきをつなぎ、多くの村民に希望と元気を与えてくれた選手の皆さんをはじめ選手を支えたサポーター、ご家族の皆様にご心から感謝いたします。

次に、パークゴルフ場の利用状況ですが、4月1日から11月30日までの間に210日間開場し、延べ4,201人の利用があったところです。

以上が、9月定例議会以降の村政の動きです。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第87号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）です。既定予算総額に1億596万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を126億3,685万4,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に499万5,000円の増、民生費の社会福祉費に434万1,000円の増、衛生費の水道費から1,415万7,000円の減、農林水産業費の農業費に3,699万3,000円の増、土木費の道路橋梁費に4,785万円の増、教育費の義務教育学校費に874万4,000円の増、諸費の普通財産取得費に560万3,000円の増などを計上いたしました。

歳入には、地方交付税、国県支出金、繰入金を充てております。

議案第88号は、令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）です。既定予算総額から1,415万7,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1億8,150万4,000円としました。

議案第89号は、令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）です。既定予算の総額に12万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を5,636万1,000円としました。

議案第90号は、令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）です。既定予算の総額に323万4,000円を増額しまして、歳入歳出の総額を11億9,594万2,000円としました。

議案第91号は、飯舘村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、国家公務員の定年延長に合わせ、村職員の定年延長について必要な改正を行うものです。

議案第92号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例です。これは、地方公務員の定年延長に伴い、関係する条例の整備を行うものです。

議案第93号は、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例です。これは、職員の公務外での事故に係る処分について、多様な業務に従事している現状を鑑み、自動失職の特例を定めるものです。

議案第94号は、村営土地改良事業の施行についてです。これは、長泥地区の環境再生事

業の後を受け、再生された農地を圃場として利用するために村営で土地改良事業を実施することについて、土地改良法に基づき議会の議決をお願いするものです。

続いて、承認事項についてご説明いたします。

承認第3号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてです。既定予算総額に648万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を125億269万5,000円としました。12月6日に第1報を受けた鳥インフルエンザウイルスの発生に伴い、迅速に対応に当たるため超過勤務手当、需用費等必要な経費を計上し、専決処分したものであります。

承認第4号は、令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてです。既定予算総額に2,819万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を125億3,089万3,000円としました。鳥インフルエンザの発生により議会日程を変更いただいたことから、人事院勧告に基づく職員の給与改定及び期末勤勉手当、特別職の手当等について年内に支払いを行うため、また事業精査による国への返還金について納付期限の関係から、専決処分とさせていただいたものであります。

承認第5号は、令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてです。既定予算総額に20万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を1億9,566万1,000円としました。簡易水道事業に従事する職員の給与等について、人事院勧告に基づく給与及び期末勤勉手当の改定を行うため、専決処分としたものです。

承認第6号は、令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてです。既定予算総額に109万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億9,270万8,000円としました。介護保険事務に従事する職員の給与等について、人事院勧告に基づく給与及び期末勤勉手当の改定を行うため、専決処分としたものです。

承認第7号は、令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてです。既定予算総額に12万4,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を7,687万1,000円としました。後期高齢者医療事務に従事する職員の給与等について、人事院勧告に基づく給与及び期末勤勉手当の改定を行うため、専決処分としたものです。

承認第8号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてです。これは、人事院勧告による国家公務員の給与改正に伴い、村の職員等の給与及び手当等について改定するため、専決処分としたものです。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時45分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

(午前11時29分)

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時29分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月19日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 横山 秀人

令和4年12月21日

令和4年第10回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和4年第10回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和4年12月21日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年12月21日 午前10時00分				
	閉議	令和4年12月21日 午後 4時02分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	△	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	3番 花井 茂		4番 飯畑 秀夫			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
	書記 高野 琢子		書記 大橋 未来			
地方自治法 第121条より 規定のため 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員会 事務局 会長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員会 書記 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年12月21日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月19日、総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

次に、監査委員から令和4年度定期監査の結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、監査委員から令和4年11月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、5番 佐藤健太議員は、諸事情のため本日の定例会欠席の申出がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 花井 茂君、4番 飯畑 秀夫君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 渡邊 計君。

7番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番 渡邊 計、令和4年12月定例会において一般質問をさせていただきます。

ここ3年ほど続いた新型コロナウイルス感染症も、なかなか終息が見えてこないというところで、まだまだ時間もかなりかかるのではないかなど。飲み薬ができれば大分症状緩和もできるのではないかと思うんですが、その飲み薬が塩野義製薬さんののが認可されましたけれども、8日で治るものが1日短く7日で治るようになったと、たった1日早めに治ると、それが何なんですかと言いたいんですけれどもね。来年度あたりはもっといい薬が出てくるのではないかなど期待するところであります。

私も今月の12日に5回目のワクチンを接種してまいりました。二価ワクチンですね。会場に行くとあと何回注射を打てばいいんだと、いつまで接種すればいいんだと、そういう声が大分聞こえてくるようで、今後、本当にいつまで打つのか。来年度からは無料じゃなく有料になるという話も出ている中で、接種率が下がるのではないかという心配

もあるわけですが、最近では症状も軽くなってきたのかなということでもありますけれども、季節柄インフルエンザも同時に流行してくるという可能性もある中で、やはり手指の消毒、そしてマスク着用で予防を継続し、自己免疫を高めていくということが、今後まだまだ継続していかなければいけないのではないかなと再認識しているところがあります。

また、当村においては、今年12月6日、高病原性鳥インフルエンザが発生して、役場職員の方や企業の協力によりまして24時間体制での対応をすることによって、10日余りで鎮静化することができたと。本当に対応に当たられた職員の皆様、それから協力企業の皆様、本当にご苦労さまでございました。本当にこの寒さの中、24時間って本当につらかったと思いますけれども、こういうことで何とか収まった。

ただ、ニュースなどでも鳥インフルエンザは人への感染はないなどとも言われていますけれども、過去20年間の統計を見ますと、鳥インフルエンザ、型が2つあるんですね。H5N1型、それと、H7N9型。これでH5型のほうは全世界的で、特に暖かいところ、エジプト、インドネシア、ベトナム、そういうところが感染者が多く、全体で867人ほどここ20年で感染しており、それで457人、約半数以上の方が死亡しております。H7型のほうは主に中国で感染者が多く、過去20年近くで1,560人感染し、少なくとも616人の死亡が伝えられております。

ただし直接的な感染で、感染はいたしますけれども、人から人へうつったという経過は報告はこれまではなされていないということでもありますので、直接死んだ鳥などに触れないよう、今後広報とか、特に学校、子供さん、死んだ鳥とかで遊ばないように、ぜひ注意喚起していただきたいなと思うところでもあります。

では、質問に入らせていただきます。

1 項目め、来年度予算に関してという中の1点目、何に重点を置いた編成になるのかをお伺いいたします。

2 点目、プレミアム付商品券の継続についてお伺いいたします。

2 項目め、放射能（放射線）に関してお伺いいたします。

1 点目、各個人の焼却灰の始末についてお伺いいたします。

2 点目、長泥地区の解除を機に線量マップを作成すべきかと考えておりますが、計画の是非をお伺いいたします。

3 番目、移住者に対して放射線環境をどのように説明しているのかお伺いいたします。

3 項目め、村長の兼務についてであります。

1 点。村長はガーデンビレッジほか、社長や理事長等を兼務しておられますが、いつまで兼務されるのかをお伺いいたします。

4 項目め、深谷地区復興拠点に関して。

1 点目、吊り花の装飾、管理、育成の契約についてお伺いいたします。

2 点目、風の子広場の施設の管理と増設計画についてお伺いいたします。

3 点目、駐車場の改善が必要と考えるが、計画があるのかをお伺いいたします。

4 点目、ドッグランの改修計画についてお伺いいたします。

5 点目、ツバメの巣対策の進捗についてお伺いいたします。

6 点目、電気代、燃料代が高騰していますが、委託料の増額はあるのかをお伺いいたします。

7 点目、新駅長の人選はどうなっているのかをお伺いいたします。

5 項目目、コロナウイルス感染症について。

村内企業へのコロナウイルス感染症対策は、陽性者や濃厚接触者が出た場合、どのように周知を図っているのかをお伺いいたします。

以上 5 項目点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 7 番 渡邊 計議員の 1、来年度予算に関してのご質問のうち、1 の 1、何に重点を置いた編成になるのかについてお答えいたします。

来年度予算の重点であります。令和 5 年度予算は、「ふるさとに愛着を持ち、自ら楽しみ、その喜びを共有する存在である、ふるさとの担い手が主役かつ担い手であることを実感する施策展開が必要である」という考えの下、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を実現する予算を基本に、5 つの方針と 4 つの指標を示し、将来の財政運営を見据えて、全ての事務事業を精査しながら、健全財政の維持、村民の福祉向上につながる施策には予算を重点的に配分していくこととしております。

次に 1 の 2、プレミアム付商品券の継続についてお答えいたします。

本事業は、福島県事業再開・帰還促進事業を活用した復興事業の 1 つとして、4 年間継続することで、約 5 億 9,000 万円の利用、取扱い事業者は 59 件となり、村内商工業の活性化が図られてきたものと考えております。なお、この事業は開始した当初から 4 年目までとすることとなっており、他の自治体においては、既に令和元年度までで完了している自治体もあることから、本村においても、同じ事業を活用しての商品券の発行については、本年度をもって完了することとしております。しかしながら、商工会をはじめプレミアム付商品券発行事業の継続を期待する声があることは承知しておりますので、村単独費用での取組は困難ではありますが、国県補助など財源確保に努め、検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、2 の放射能（放射線）に関しての 2 の 1、各個人の焼却灰の始末についてお答えいたします。

村としましては、家庭ごみに関しては、廃棄物処理及び清掃に関する法律により、焼却が原則禁止されておりますので、村指定のごみ袋により、適切に処理をお願いしております。また、薪ストーブの利用などによる焼却灰につきましましては、村内の木を燃やしてしまうと高い放射線濃度の指定廃棄物が発生してしまうおそれがあるため、村内産を使用しないよう引き続き周知をしております。

次に、2 の 2 点目の線量マップの作成については、作成に向け前向きに検討することとし、交付金の活用に向け、国と協議してまいります。

次に、2 の 3、移住者に対し損害の放射線の状況や環境をどのように説明しているのかについてお答えいたします。

移住されてくる方の中には、村内の放射線環境について分からないため、状況を教えて

いただきたいという方もおられるため、移住サポートセンターでは、ご希望に応じて除染担当窓口にご案内しているところであります。また、放射線に関する知識を正しく理解していただくため、移住後も公益財団法人原子力安全研究協会が開催しているリスクコミュニケーションへの参加についてもご案内をしているところであります。

次に、3の1についてお答えいたします。

議員おただしの社長、理事長などの兼務職につきましては、各組織団体の意思決定の場である取締役会や理事会等により、その時々組織内での決定に従い、職責を果たすべきものと認識しております。

次に、ご質問の4、深谷地区復興拠点に関しては、4の1から4の7まで、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず1点目の、吊り花の装飾、管理、育成の契約については、指定管理者である株式会社までいガーデンビレッジいいたての経営の中で適切に管理されているものと考えております。

次に、2点目の風の子広場の施設の管理と増設計画については、村が直接施設の管理運営、維持管理を行っており、現在、施設の増設等の計画はございません。

次に、3点目の駐車場の改善についてですが、県の管理区域である駐車場及びその他周辺駐車場について、現在、改修の計画はございません。

次に、4点目のドッグランの改修計画についてですが、こちらも現在のところ改修計画はございませんが、夏場の日陰対策につきましては、何らかの改善を検討する必要があると認識しております。

次に、5点目のツバメの巣対策の進捗状況についてですが、年度内には対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、6点目の電気代、燃料代の高騰による委託料の増額についてですが、指定管理者から申出等があった場合には、協議の上、検討してまいります。

次に、7点目の新駅長の人選については、株式会社までいガーデンビレッジいいたての経営の中で、適切に選任されるものと認識しております。

次に、5の1についてお答えいたします。

村内の企業における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも国・県に準じた対策を行うべく、村商工会を通じて、各企業、事業者に対し周知が図られているものと認識しているところであります。

陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応についても、同様に福島県新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定された情報を基に、医療機関の受診や登録センターへの登録、自宅待機期間の遵守や体調管理など、各事業所において適切にご対応いただいているものと理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。

7番（渡邊 計君） まず1点目、来年度予算に関してでありますけれども、答弁では方向性は述べてありますけれども、具体的にはどのような施策をしていくのか。例えば健全財政の維持、また福祉向上につながる施策とか書いてありますけれども、具体的にどのよ

うな施策を行うのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 来年度予算ということでございます。

村長から具体的に5つの方針、それから4つの指標、それから2つの力点ということで説明があり、各課に今現在、予算編成を行っていただいているというところでございます。

当然、これからヒアリングは実際には行っていくという形になります。

方針のほう、どういったことを柱に行っているか、そちらについてまず述べておきます。

5つの方針であります。まず1目が生きがいとなりわいの力強い再生と発展、2目が健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり、3目が情報通信技術、ICTによる新しい村づくり、4目がふるさと資源のフル活用、5目が生き生きとした学びの場を育むという、この5つの方針でございます。

この基本方針を推進するために、4つの指標ということで示されているところでございます。

1つ目の指標が次世代継承でございます。村民・移住者を問わず次世代を引き込むこと、そしてやりがいであるとか楽しさであるとか感動、そういったことを育むということで、そういった事業の構築をしていくということでございます。

2つ目がなりわいであり。最も重要な指標として、将来の定住人口増加に向け直結するなりわい、産業の創出、発展に取り組むということでございます。

3つ目が10年後を見据えるであります。今現在高齢化率が非常に高い、6割を超えるというような状況でございます。その中で将来を見据え、生きがい、やりがい、あるいはわくわくを生むような策を立案するというところで示されております。

4つ目が帰還困難区域ということで、特定復興再生拠点計画に基づく事業を推進すること。それから避難指示解除後の生活基盤、産業再生の創出に取り組むということであります。

また、この4つの指針に加えて2つの力点ということでも示されております。

1つ目の力点が、村民の今を支える取組であります。医療、介護、それから子育て環境、買物環境の充実、防災、それから、コロナの対応、今、行っています原油高騰の対策、そういった物価高などの対応に取り組むということが1つ目です。

それから2つ目が、村の将来への布石となる取組ということで、なりわいや交流による中間人口、昼間の人口を増やす取組、それから村民、新規移住者がなりわいを持って暮らせるということで考えているというところでございます。

当然昨年、行っているのは、今年度行っていますゼロカーボンビレッジのそちらの部分、それから自治体DX、デジタルトランスフォーメーション、こちらの取組、それから相馬地方、あるいは福島市を中心とするふくしま田園中枢都市圏、そういった関係団体との連携強化、そういったことも図ってまいりたいということでございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 今幾らかはメモしたんですけども、メモし切れないので、議長、今のやつ、後で書類で出せるようにお願いしたいんですが。

総務課長（村山宏行君） 今、お話しした点、指標それから力点といったことで、今現在まと

めているというところがございます。当然予算編成の中で、そこがどこが重点になるのか、今、申し上げました中でも、当然濃淡はございますし、優先順位というのもあります。そういったものをはっきりした段階で、改めて議会のほうには示したいと思っております。

7番（渡邊 計君） 今、説明したままのでもいいんです。その後変化あるのは当たり前なので、今、説明したのを書いているんですけども、もう書き切れないと。ぜひお願いしたい、議長。

それで行政区ヒアリングが11月にありましたよね。それらは来年度予算にどのように生かされてくるのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 11月から12月にかけて行政区ヒアリングということで行わせていただきました。当然いただきました要望事項には、喫緊取り組まなければならない事項、それから将来的な部分、あとは経費的にかかるというようなところがあって、改めて予算化をしっかりと組まないといけないというところもございます。当然そういったことを優先順位を設けながら行政区のほうには回答するというようにしております。今回予算の部分で、すぐに取り組めるもの、あるいは翌年度予算でしっかりと取り組めるというところについては予算化をして対応してまいりますし、また、行政区への回答、そういったところでしっかりとその部分についてはお伝えしたいと思っております。

7番（渡邊 計君） 指標とか、あとは力点ということでお話があったんですが、10年後を見据えたと。そしてあとは今現在の村民の今を支えると。物価高が、今、何でも上がっているということで。ということになりますと、次の質問に出してあるプレミアム付商品券ですね。これなど本当に村民の物価高、そういうものに本当に皆さん助かっている。例えば150円のガソリンだと3分の2ですから、リットル当たり100円で入れられると。40リットル入れて6,000円かかるところ、4,000円で済んでいる。それで今、村内で働いている人たちは村外から通っている人がほとんどであります。ということになると、次のプレミアム商品券にも関わってくるわけですけども、これはぜひやってもらわないと、単に村民の今を支える、物価高を補助する。それだけで終わっちゃうんじゃないかと。

それと交流人口を増やすということもありましたけれども、これもこの後4点目に出てくる深谷復興拠点について、私伺ってるわけではありますが、あそこ、いろいろ改築、改造、改善、そういうことによって交流人口が増やせるんじゃないかなと。そういうことにも関わってくるのではないかなと思うんですが、その辺どのように考えているかは今後の予算編成で見えてくるわけですが、質問の中でもう少しそこを詳しくやっていきたいと思うんですが、方向性は分かりました。ぜひ村民のためによかれと、よかったと、村民からいい予算であると言われるような、我々議会からも今年度予算はいい予算ですねと言われるような予算編成をしていただきたいなと、よろしくお願ひしたいなと。

では次に、プレミアム付商品券です。

復興が大分進んできていると言われておりますけれども、津波被害のところはほとんど復興がなされてきていると、ほとんど終わったんじゃないかな、まだ少し残っているか

などというくらいでありますけれども、我々のこの放射能災害の復興、まだまだ道半ばであります。この汚染された村、放射能がなくなるのに事故当時の放射能濃度からいうと250年ぐらいかかるんじゃないかなと。風、雨、いろいろな条件で今のところだと200年ぐらいまで、200年ぐらいで何とかなるのかなというような試算も立っておりますけれども、本当にまだまだ道半ばである、ほかのものと一緒に考えられたら困るんですよね、国のほうに。普通の復興と違う。この放射能に関する復興は本当に少なくとも、セシウムの半減期の30年、これを1スパンとして考えていただかないとどうにもならないんじゃないか。特に、この原発災害により長期的に避難していた町村、本当にどこの町村にとっても、戻ってきてる人は老人ばかり。若い人はなかなか戻ってこない。本当にこの先、村、町、これが存続できるのだろうか。本当に大変なばらの道になると。

そういう中で、村民に本当によくこういうプレミアム商品券やってくれた。これは3年、4年たってみんなようやく使い方を覚えてきたんですね。最初のうちは使う人も少なかったんですけども、みんな使い方を覚えてきてうまく使うようになったと。そういう中で農薬や機械代、あるいは自動車の車検代、高騰している燃料代、そういうところに皆さんうまく使うようになってきた。ようやく使い方を覚えたところでこれで終わります。これじゃね、本当にいつとき喜ばせたようなもので、まだまだ復興道半ばの中でこれは継続していかなければいけない事業であるなど。

それで去年まで1万5,000部だったのが今年1万7,000部、たしか11月時点で1万5,000部は超えていると思うんですが、現在のところ、このプレミアム商品券、何部ぐらい売れたんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在まで幾ら売れているのかということではありますが、昨日現在で1万5,888冊、93.46%が売れております。1万5,888冊でございます。

7番（渡邊 計君） これ、本当に利用率がどんどん上がってきていると。前の年よりも大分上がってきているのではないかなと。これ、私だけじゃなく村民、そして商工会からも継続していただきたいという声がたくさん聞こえてきます。費用の問題もあると思うんですが、例えば今年1万7,000冊やった場合に、費用はどのくらいかかっておりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） すみません、詳しくは覚えていないんですが、約8,000万円ほどかかっております。

7番（渡邊 計君） 1万7,000冊で5,000円分ですから、簡単に計算しても8,500万円ぐらい。あとは印刷代、あとは商工会への手数料ということも計算しても1億円ちょっとでできるのではないかなと。これぜひ、国のほう、県のほうへ強く要望して来年度も継続していただきたいと強く要望しておきます。

次、2項目めのまず1点目、各個人の焼却灰の始末についてであります。これ以前にも質問しているわけでありまして、確かにお知らせ版には燃やさないでくださいという通告は何度か見ました。しかしながら、震災前移住してきた人、特に私の地区の小宮地区には大分移住してきました。そこの家を見ますと、皆さん薪ストーブを使う。そしてその薪ストーブの前でロッキングチェアに座ってお酒を飲むと。あとは東京のほうから移住してきた人が多いので、家の前を広くして外でバーベキューをできるように

すると。そういう形の家が多かったわけでありませう。

そこで自分の山買った人。そういう人たちは自分の山の木を切って、薪として利用していた。しかしながら、今現在、そういうものを村内の薪を燃やさないでくださいということになっておりますけれども、じゃあこれ買ったら幾らになるのか。その辺はご存じでしょうか。村長。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、薪の値段につきましては現在把握をしております。

7番（渡邊 計君） これ1年分というか、ホームセンターで買いますと、約70万円から75万円ほどかかります。そしてある人は宮城県の薪販売する業者に問い合わせたところ、25万円から30万円ほどかかります。じゃあこの金どこから出てくるんですか。自分の山の薪を燃やしていれば、自分の労力だけで自分の体を鍛えながら、薪割りをしたりしていい運動になりながら暖を取れる。じゃあこれを普通のストーブにしないか。しかし、薪ストーブを使う家の仕組みというのは、煙突がうまく各部屋を回って各部屋が暖まるような仕組みでやっているんですよ。じゃあストーブを4つ、5つ買うのか。石油代はどうするんだ。

確かに燃やしますと放射線は出ます。でもそんな驚くほどの放射線は出ません。問題は灰なのであります。震災直後ですと10万ベクレル以上超えた灰がありました。現在は1万5,000から約2万ベクレルであると。でもこれ、この数字からいくと特定廃棄物になっちゃうわけですね。8,000ベクレルを超えると。ということは環境省が片づけなきゃいけないものであるということになるわけですけれども、以前私、話したとおり、宮城県の七ヶ宿町、あそこでは役場がそういう灰を1件ごとに、ちゃんと名前が分かるようにして集約して、それを全部検査して8,000ベクレル以下は一般産業廃棄物として業者に持って行ってもらう。これなぜこうやったかという、一般の人が個人で持って行って、灰を産業廃棄物業者が受け取ってくれないと。そこで行政が動いて、8,000ベクレル以下は行政が集めて持って行って、そうすると業者も受け取ってくれるということで、ただし、8,000ベクレル以上はいまだに環境省が何もしてくれないため、役場の陰のほうに隠してある、隠してあるというか積んであるという状況。これ、七ヶ宿町だけでなく隣の川俣町でも同じことをやっております。川俣町も山木屋地区やそういう地区が、飯舘と同じ山林を多く抱えている土地でありますので、やっぱり薪を燃やしている。それはやっぱり行政でちゃんと集めて検査をしていると。そういうことをやっているのに、そこよりも線量が高いということがはっきり分かっている飯舘で、なぜ薪を使っている人、そういう人を把握しているのかしていないのか。

今の答弁を聞きますと、全然把握していないのではないかな。私の小宮地区でも薪ストーブを燃やしてる人、分かっておりますし、ストーブとして暖を取らないにしても、外で燃やして煮炊きのエネルギーにしているという人もいらっしゃいます。これだけ何万ベクレルもある灰が危険なのを分かっている、私が以前に同じ質問をして、今現在、そういうことを把握されているのかされていないのか、まずそれを伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 村内で村内の薪を燃やした、あるいは村内産の木を燃やしたも

のについての把握をしているのかしていないのかにつきましては、現在把握をしておりません。

以上です。

7番（渡邊 計君） 震災以降、新しく建った家、大分ありますけれども、外からしか見えないわけですけれども、そういう薪ストーブを使っているような、使うような家の形式、それが薪なのか石油で燃やすためのそういうストーブの形になっているのか暖炉になっているのか。ただ外から見るとそういう感じの煙突がついたようなお家が何件か見られますけれども、そういうところが果たして薪を燃やしているのか、それで薪をどこから、例えば燃やしているとしたらこの薪を使っているか。そしてこれ、県外産だとしても、七ヶ宿町で出るように県外産だから大丈夫だというわけではない。もし使っているならそこはちゃんとどこで薪を、ストーブを使って燃やしていて、それでその灰汁をどうしているか。その辺はきっちり調べた上で、3,000ベクレル以上が指定廃棄物、8,000ベクレル以上が特定廃棄物であるならば、それらをきちんと処理するようにするのが行政の役目ではないかと思うわけですが、放射能に関しては私などより村長のほうが大分勉強しているわけですから、村長いかが、どのように考えますか。

村長（杉岡 誠君） ご自身の山から震災前、薪を取っていきながらそういうことができた、炭も焼けたという話は、私も重々承知しておりますし、心情的にそういったところが震災前のように活用できないということについての悔しさとか、悲しさとかそういうことは、非常に理解をしているつもりであります。

しかしながら一方で、農産物についても畜産物についても、あるいはふくしま森林再生事業における山林整備についても、様々な制限がある中で、例えばその吸収抑制対策とかモニタリングということをしながらか、あるいは山林の中も0.5マイクロシーベルト以下を基準にしながらの整備を進める中で、なりわいの再生ということは今、努めているということでもあります。多くの村民の方とか村の中でなりわいに従事する方々も、そういった制限がどうしてなんだという思いがありながらも、そういったことをしっかりとやることで、自分たちが胸を張って生産をしたものが買ってもらえる、それによってなりわいが成り立っていくというようなことをやっております。

今のは生活の中での部分ですから、コストがかかる部分でありますけれども、基本的に自分がその行為を行わなければ、圧縮をして灰が発生することはないということが原則としてありますので、それを灰を出さないでくださいというのが村としてのお願い、周知事項でありますので、コストがかかるという部分については、お話として理解する部分ありますけれども、村としては、指定廃棄物になるようなものが出るということが分かっているのに、それを薪材として使うということについては、厳に慎んでいただきたいという周知を今後も繰り返していきたいと思うところであります。

以上です。

7番（渡邊 計君） では震災前、自分の労力だけで燃やせた薪が、震災以降今や変わって燃やさなきゃいけない、あるいは石油ストーブに変えなきゃいけない。これで費用を東電に請求したところ、東電は認めないということになってるんですよ。収入がたくさんあ

るなら化石燃料やほかからの薪も使えるでしょうけれども、年間25万、30万円。あるいはホームセンターで買ったたりしたら70万円。これらの経費どこから出すんでしょうね。村ではそれに対する補助制度をつくる考えはございますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 燃料に対する補助制度ということでございます。今のお話確かに、その薪を燃やすということにかかる経費はかなりの金額だとお伺いいたしました。しかしながら村内の中では、この薪以外にも化石燃料をはじめそうした別の燃料を熱源として使用しているという家庭も数多くありますので、その中で薪に限って補助を出すということはなかなかできないのかなと思っておりますので、今のところそうした薪に特化した補助を出すという考えはありません。

以上です。

7番（渡邊 計君） そういうことであるならば、東電との交渉に少し後ろ盾になっていただければ、東電も少し考えてくれるのかなと思うんですけども、その辺は今後お話しして行きたいなと思っております。

次に、長泥地区の解除を機に線量マップを作っただけというのを提案しているわけですが、前の線量マップは令和2年度ですか、測量して作ったのが。来年度になると令和5年度で村民の手に渡るのは恐らく令和6年度になるだろう。ということはもう3年から4年、間が空く。私、以前作るときもこれらの資料が、後々の何か問題あったときの資料になり得ると。だから3年か5年くらいに一遍は作らなきゃいけないということを提案して、前回作っていただいたわけでありましてけれども、今回はちょうど長泥地区の解除ということもありますので、ちょうどいい機会ではないかなと。そしてこれは前回は国100%の事業だったはずであります。ですからどのように交渉していくか、そこは行政の手腕の見せどころでありますけれども、長泥地区、以前環境省のちょっと虫眼鏡で見るような線量図、一部もらえましたがけれども、ただ議会はもらってますけれども、村民は分からない。そして今回の長泥地区は長泥地区全体を除染しているわけではなく、見るとまるでタコの足、戻ってくる人のところだけに通る道を除染している。そのほかは除染していない。ですから前の線量マップよりも長泥地区に関しては本当に短いスパンでの線量マップが必要になってくるのではないかなと。それでこれ今、前向きに検討しているということでありましてけれども、何十%前向きでいるのか。それから線量マップを作る場合の何メートルピッチで作るのか、そこを伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 放射線量マップについてのご質問であります。今その、何%ぐらい前向きなのかというお話であります。数字上なかなか表すことは難しいんですが、実は先日来、次の国の加速化交付金に向けての事務レベルの協議がスタートしております。その中でこの放射線マップにつきましても、項目を出しながら、まだ事務レベルではありますけれども、国と相談、協議を始めたというところがございます。

あと何メートルメッシュでというお話でありますけれども、前回作りました令和2年の放射線量マップ、まさにその前につきましては、当初100メートルだったものを今50メートルにして作ったというような経過がございますので、次の放射線量マップにつきましても、同様の規模でと考えております。これはやはり議員のお話もありましたように、

今後の資料という意味の観点で、統計的にもやはりもしかするとこれまでのこの変化というものがどう変化してきたのかというのをしっかり見られるということもしなければならぬと思っていますので、そこが50メートルがふさわしいかどうかというのは今後の協議もありますけれども、そのような視点も持ちながら作成を進めていけたらということで、検討を始めているところであります。

以上です。

7番（渡邊 計君） 以前は200メートルで作るとかなんとかそんな話が担当者とあって、いやそれは伊達地区をまねて200メートル、線量が違うんだから50メートルにしてくださいということで50メートルで作っていただいた経緯があります。あの頃の課長と、そして今現在名前出していいのかどうか、村山課長が担当だったとき、村山課長の一言でやりますと言っていたいて実現した。ちゃんと議事録残ってます。

それでこれ、国100%で1億円程度でできると。ぜひやっていただきたい。そして今、山林もこれから森林組合が森林再生ということで、間伐事業を控えていることで、森林にも何点か入っていた、際から50メートルくらい、入れなくても30メートルぐらいまで入ってみたり、そういうことを付け加えて作っていただければありがたいかなと。

それと1つ注文は色ですね。ちょっと緑から徐々に濃くなって行って、だんだん赤色になってくるとか、もう少し色のはっきり分かるような区別できるような色柄に作っていただかないと、薄い緑と濃い緑のところがよく分からない状況。線量的には4段階か5段階であれば、同じ色を使わないで本当に数値ごとに区別ごとに別な色を使えばもっと見やすいものができるのではないかなと思うので、その辺のところ、ぜひ作る場合には検討願いたいと要望しておきます。

次に3点目、移住者に放射線環境をどのように説明しているのかという質問に対して、答弁としては移住サポートセンターではご希望に応じて除染担当窓口にご案内している。これはおかしくないですか。村外から移住してくる方、飯館は放射能に汚染されていることは分かっている来ています。その方が希望のある人だけに説明いたします。実際、前の線量マップもありますし、今後入ってくる人たちに対してお知らせ版等で毎月必ず一度は出てきますけれども、放射線測定値、これ農地と宅地が毎月月初めには出てきますけれども、これ誰が見たって、見ての間は不思議です、おかしいんじゃないですかという。大抵は気がつくと思うんです。除染した1センチより1メートルのほうが高いところが多いんですよ。特に宅地などは1センチよりも1メートルのほうが高いところが多いんですよ。どうしてこういうことになっているのかと。そういうところの説明、そして村全体、そしてその移住してくる場所、あなたの家の近くはこのくらいですよ。森林は放射線が高いんですよ。必要以外は入らないようにしましょうねとか。そういう説明をしないで、希望者にだけ、そしてリスクコミュニケーションへの参加についてもご案内を出しているじゃなくて絶対参加してくださいと。我々はこういう放射能災害があったおかげで、大分放射能について、以前は全然分からないものを勉強させていただきました。大分分かるようになってきました。でもまだまだ村長にはかないません。でもそういうことが、放射能があるということがある中で、なぜ移住者にもっと丁寧に説

明して、こういう放射能の中でどうやっていきたいと思いますという話をしないのか。もっとするべきだと思うんですが、町長、いかがお考えですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住者に対する放射線の関係の説明というような再質問でございます。

まず全員にというような話もございましたが、まず移住を希望されてくるほとんどの方については村内の放射線の環境について、事前にご自分なりにどういったところなんだろうというようなことで、調べるなりして把握されている方が多いというようなことで、まず生活する上でのルールとかという点などについて、ある程度ご理解いただいているところがございます。

ただ、答弁で申しましたように、中には村の状況がよく分からない、放射線に関する基礎知識があまりないという方もおりますので、そういった方について、教えていただきたいということがありますので、先ほど村長から申し上げましたように、ご希望に応じて、除染担当窓口にご案内しているところがございます。その中で、村の除染による線量低下の現状、それから山林などの区域での留意点とか、食の安全を守るために山のものを食べないでくださいとか、そういったルールについて、生活する上で不安が少しでもなくなるように、ご説明を申し上げているところがございます。

ご希望によりましては、被ばく線量の確認をしたいというような方については、Dシャトルの貸出しというのが可能ですというようなご案内、それで活用してくださいというようなご案内ですね。それから気になる方については、空間線量の測定を行いますからと、こちらから行って行きますというようなご案内、また先ほど議員からもありましたように、お知らせ版等によって定期的に宅地、農地の線量状況、また食品の放射線測定結果をお知らせしておりますよというようなご案内もそのときにさせていただいているところがございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） いろいろ調べて来ているという今の回答でありますけれども、調べた人の中で、農地の除染で田んぼのクロ、要は土手ですね、そこは除染していないということを知っている人はどのくらいいますでしょうか。どう考えておりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 特定ポイントについての線量がどうだというようなことを隔々までという状況を公表してはございませんので、そういった部分については分からないという部分ではあるかとは思いますが、基本的な生活する中での基本ルール、家の宅地周りとかそういった部分の状況については把握されてきていると理解しているところがございます。

7番（渡邊 計君） この答弁書ね。ご希望に応じてと、これ書いてあるのを見た瞬間、私以外の議員もこれおかしいじゃないかとみんな言ってくれる人が多かったですよ。それで、今、村に移住してくる人はほとんどが農業をやりたいとか、そういう人が多い中で田んぼや畑、そういうところの土手は除染していない。それを説明しないというのはおかしいんじゃないですか。田んぼの真ん中で除染したところを測ると確かに数字は物すごい下がっております。ただ、土手のところへ行けば除染しないがために数値は高いん

です。それらを説明しないで説明しておりますなんて答弁は本当おかしいですよ。これまではこれまでとして、今後はぜひこの放射線に関して、もっときちんと説明していただくよう要望しておきます。

村長（杉岡 誠君） 移住サポートセンターの職務というものを少しご説明申し上げますが、サポートセンターで全てをサポートできるわけではないということがまずありますので、窓口的な入り口的な部分でサポートセンターがあるとご認識をいただきたいのと、飯館村役場は、各部署においてそれぞれの部署、例えば今おっしゃったような農地の関係については、産業振興課のほうがはるかに状況に詳しいものですから、あるいは農業をやるうとしたときに吸収抑制対策が必要だとか、モニタリングが必要だとかあるいは土壌分析もやりますよという話は、産業振興課に実はそういう情報というかありますので、そういうところにきちとつなぐと。

普通の自治体と違って村役場は、普通の自治体と言っておかしいですが、かなりお問合せに対して各課が丁寧に説明をするということは励行しているつもりでありますので、役場というと普通に考えると、敷居が高くてなかなか住民課以外には行かないなというところがあると思いますが、飯館村役場については各部署にいろいろな問合せをしてもらって、あるいはそこにいきづらくなれば、またサポートセンターを窓口にしなごら問合せをしていただきたいという、役場とその移住をされた方、そういう方々のつながりをずっと継続していくためのサポートセンターの役割が一つあるなということがあります。

それから私自身が、移住される方に対して村のいいところばかりをPRするんじゃなくて、村の厳しいところをしっかりと話すようにという指示を実はしております。燃料費、交通費が非常にかかるとか、冬が寒いとか、放射線の問題もそうですけれども、そういうことをしっかりと、まず入り口論としてそういうことを話した上で、さらにその詳細の部分については各課をきちと紹介をしてという話を、私としては指示をしておりますので、そのような形でサポートセンターは、今後も務めさせていただいて、各課で必要な個別の情報については、おつなぎをしていきたいと考えているところです。

以上であります。

7番（渡邊 計君） いちいち専門の課へ行かなくても、サポートセンターとそういう農業関係の課ともっと密にお話ししておけば、あんなに移住してくる人があち行ったりこち行ったりしなくたって、きっちりした文書を作っておけば説明できるんじゃないですか。私はそう思いますけれども、それと今、山菜とかそういうものは食べないでくださいという話がありますけれども、川魚に関して2級河川はいまだにしゅんせつされていない。魚、これも汚染されているんです。ただ、汚染されている部分というのは内臓とか骨とか、そういうところが強く、身の部分はそんなにでもないのかなとは、今までの実験や調査で分かっておりますけれども、そういうところの説明もしっかりしていくべきじゃないかなと。魚釣りが好きな人が来て魚を釣って食べるということもあり得ますので、今はパソコンやそういうもので情報、幾らでもできるんですから、その辺はサポートセンターならサポートセンターにもっと情報を流して、サポートセンターである

程度説明して、もう少し詳しいことは、データなどに関してはその専門の課のところに行ってくださいとか、そうすべきではないのかなと思いますけれども、今後どういうふうにしていくか、今後移住者に分かりやすいような説明ができるような体制を取っていただきたいなと思うところがあります。

次に、3項目めの村長の兼務についてであります。

村長は、たしか村長になられたときに全協の席に来て、1年目でありますので引き続き社長は、取りあえずやります。でも行く行くは改善というか、改革するようなことをおっしゃったはずなんです。しかしながら丸2年過ぎててもいまだにそのままです。そして委託先、委託事業なんですよ。村が委託している事業先の社長が村長であると。じゃあ改善勧告とかそういうものを出すときに、村長が自分を出す。そんなばかな話ないでしょう。それから委託する予算立てにしたってそうですよ。村長を中心に予算を組み立てる中で、委託先の金額、それが自分で決められる。こんなおかしいことはないはずですよ。そして、大火山のソーラーと太陽光のあの会社は、代表として副村長が代表になっているはずであります。であるならば、ガーデンビレッジやその脇にあるソーラー、そういうものに関して、あくまで充て職であるならば副村長で十分だと思うんです。何かあったとき村長は、改善勧告、そういうものを誰に出すつもりでいらっしゃるんですか。

村長（杉岡 誠君） 制度的なところは担当課で補足をする部分があればさせたいと思いますけれども、基本的に私が個人で物事をやっているわけじゃありませんので、改善命令を出すときには、株式会社に対して改善命令を出しますから、その代表者が誰であろうとも、会社として改善命令に従っていただく、そういうものになるかと考えております。

以上です。

7番（渡邊 計君） では、村長はこのまま取締役会や理事会で、村長がまたその代表取締役をやってくださいと言えば、引き受けるということでしょうか。

村長（杉岡 誠君） それは1回目のご答弁の中で申し上げましたけれども、それぞれの組織、会社の中での経営とか様々の判断において議論されるべきものと考えております。なお、私個人がなさなければならないことはしますが、例えば先ほどおっしゃられていた、指定管理先に対する委託料を私が村長として決められるとか、そういうお話がありました。例えば令和4年度予算上は、それまで振興公社や道の駅に貸付金という形であった予算を廃止をしたという部分がありますから、私とその理事長なり社長を務めている会社組織だからといって、そこに大きく予算を割り当てるようなそんな個人的な裁量を私はしていませんので、役場の中でしっかりと積算をした上で必要とあるものは必要として出しますし、あるいは不要とあるものについてはしっかりと指導とか協議をしながら、削減をしてきているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 私は、村長が自分で予算を決めて自分でやっている、そんなことは言っていない。ただ、そういうふうに村民全てが思うんです。充て職であるならば、代表取締役、副村長でもいいんじゃないですか。そしてそれを、全体的な上から取締役正

勧告、そういうものを出すのは村長ですよ。自分自身に是正勧告出してどうするんですか。取締役、これ、ガーデンビレッジ取締役、副村長では何かまずいことがあるんですか。

村長（杉岡 誠君） 自分が自分に是正勧告というお言葉がまたありましたから申し上げますが、基本的に飯舘村役場という組織が、会社なりあるいは一般財団法人等の組織に対して勧告をするのであって、個人が個人に対して是正勧告をするような話ではないということでもあります。ですので組織に対してしたものについては組織としてのしっかりとした判断の中で対処するということでもありますから、そこに私の個人裁量が勘案するんじゃないかとか覧になっているかもしれませんが、私は個人的な感覚で物事はやっていないということは再三申し上げたいと思います。

それから充て職という言葉がありました。充て職でそれぞれの役職があるわけではありませぬので、それについてはそれぞれの組織の中での協議の中で必要とされるものが任命されて、その職責を果たすようにという指示の中でさせていただいてるという部分であります。私自身、座してただ決裁だけをしているという立場ではありませぬので、様々なことに取り組みさせていただいておりますので、そういったことも様々なその団体のそれぞれの中で協議をして、必要、不必要というものが協議されて、人選についてもなされていくと考えているところであります。

以上です。

7番（渡邊 計君） 例えば村長からまでいガーデンビレッジへ是正勧告を出した場合、向こうで受け取るのは社長でしょう。それで、村長は社長やりながらもいろいろなことをやっているとおっしゃってますが、村長でなきゃできないんですか。副村長ではできないんですか。市の市長や町長や村長が、自分の行政から委託している委託先の所長、社長をやっているなんてほかにあるんでしょうかね。今後、その辺はぜひ改めていただきたいなど強く要望しておきます。

次に、深谷地区復興拠点に関して、まず吊り花の装飾、管理、育成の契約についてということですが、経営の中で適切に管理されているものと考えておりますという答えですが、どのように適切に管理されているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 経営につきましては指定管理ということで、管理先のほうで、きちんとどのぐらいの経費が必要で、どういった管理をしていかなければならないという部分は、きちんと考えてその管理をその業者等に対して、こういった管理という指示なり積算なり、そういった根拠をいただきながら適正に管理されているということで考えているところでございます。

7番（渡邊 計君） これは、花を持ち出したのは、要は花の育成管理、その費用は、今、管理している福相さんに支払っていると。ということになれば、その管理育成費の中で燃料費、要は冬の暖房費もその中で回していくべきものであって、なぜ燃料費だけ別に道の駅のほうから出ているのか説明願います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

(午前11時 9分)

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

(午前11時10分)

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました通常の管理の業務委託料、それと燃料費ということで項目を分けて運営しているというようなことでありますが、この部分についてなぜ分ける必要があるのかということについては、指定管理者のほうで考える部分ではありますので、ちょっと把握していない部分でありますので、後ほど確認の上、どういった経緯でそのような管理体制、運営体制になっているのかという部分については、後ほど確認させていただければと思っております。

以上です。

7番（渡邊 計君） 委託する中でどういうものを委託するのか、そういうのは細分化された上で委託しているんじゃないんですか。お金だけやってあとはそっちで全てやれ、そういうわけじゃないでしょう。花代として花の管理料としてお金を払ってやってあるのに、なぜ灯油代だけ燃料代だけ別にまた出さなきゃいけないのか。おかしいでしょう、誰が考えたって。それでこの振興公社にもそうですし、道の駅もそうですけれども、委託している中で委託管理ということで委託管理を払っているわけですが、我々も内容細かく分からないんです。議長、どういうものを委託管理で出しているのか、後でいいので書類で出してもらうようにお願いします。できますか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

(午前11時12分)

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

(午前11時13分)

議長（佐藤一郎君） 先ほどの資料については、後ほど、請求したいと思しますので、執行部側としてよろしくお願いたいと。

7番（渡邊 計君） 次に、4項目の2点目、風の子広場の施設の管理と増設計画ということでお尋ねしているんですが、今のところはないという答弁でありますけれども、あそこを利用している人の声を聞いてるんでしょうかと疑いたくなります。子供たちが遊ぶ設備は奥のほうにあります。ただ手前のほうにぴよんぴよんドームとかなんとかというのは去年あって、今年壊れて修理したみたいですが、そのほかにかなり広さがある。結局広いんですけども、夏に日差しを遮るようなあずまやがない。親たちはこっち、道の駅の建物の軒下にいるのか。子供たちはかなり向こうに行って遊んで目が届かない。少なくともあずまや1つ2つぐらい置くべきかなと。

そして利用している人からは、声が聞こえるのは、夏、子供たちが何が欲しいか。水遊びできる場所があったらいいのにね。そんな深くなくていいんですよ、深いと事故が起きますので。本当に20センチ30センチの浅さで子供たちが水遊びできるようところが

あれば、もっともっと利用客が増えてくるのではないかなと。これはその下のドッグランに関して同じであります。このドッグラン、私は土曜、日曜行ったとき、利用して人のところに必ず行って名刺を出して、どうですかと必ず聞きます。返ってくる答えは、非常に広くていいと。ほかのところにはこんな施設ありません。福島から来ていますけれども友達にも声をかけますと、そういう声をいただいています。そして利用料の500円。これが帰り、商品券となって返ってくる。これで帰りにお土産買って帰れる。とってもいいですよ。近隣にないようなドッグランがあるんですよ。であるならばそういうところをもっともっと造りっ放しじゃなくて、利用者からは犬たちが遊べるような、要はアジリティというらしいんですけどもね。よく犬の競技などで使う板で坂を三角にして登ったり、あとは蛇腹のホースでトンネルみたいにくぐったり、あと一本橋みたいなものとか、いろいろあるみたいですけども、そういうものを作って、ほかにはないもの、あそこに行けば犬たちが喜ぶよと。そういうものを造ってどんどん交流人口を増やすべきじゃないですか。

来年度予算、交流人口を増やしていきたい。だけど風の子広場にしてもドッグランにしても改修の予定はありません。そうじゃなくてもっともっとやっていかなきゃいけないんだと思います、私は。そして聞こえてくる中には、あずまやが高過ぎると日陰にならないと。犬というのは暑さに弱いものですから、ある人が言っていたのは、犬が水遊びするような水道の下にちょっと水たまる場所が欲しいなど、そんな声も聞いております。あれだけのを造って果たして行政の皆さん、そういう利用者の声を伺っているんでしょうか。

道の駅何かあつて回ったとき、ドッグランで遊んでいる人がいる、風の子広場で遊んでいる人がいる。そういう人に、私こういう者ですけども、どうですか、利用して。何か希望ありますか。そういうものを聞いてどんどん改善していくべきじゃないんですか。唯一ですよ、飯舘で人が集まる場所って。物が買える場所。それが全然計画がないと。これから予算立てするのであれば、そういうところの改善、改修計画、ぜひつくっていただきたいんですが、村長いかがです。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員から今、ありましたように、道の駅の職員なり、風の子広場の職員なりが積極的に利用者近づいて行って、意見を聞くようなことが必要ではないかというようなお話がありましたが、なかなかそこまではできていないというのが現状でございます。ただ、道の駅なりでアンケートという形で、利用者の方からアンケートという形で声は聞いておまして、その部分についてはある程度把握しているところであります。そこでなかなかそういった施設の関係で、遊具とかそういったものが必要だというような声はあまりなかったかなという、今、状況でありましたので、今の現状だということでもあります。

ただ、それぞれの風の子広場、あとドッグランのほうですね。設備設置当時にそこでの人の動き、どんなふうを活用されるのか、どんなふうに関係が合って利用しやすいという人の動線なり、スペースなり、そういった部分を十分考えながら造った施設ではありますので、特に遊具等については、あまり周り、真ん中の辺に造って狭くするというこ

とではなくて、周りのほうに配置したり、そういった工夫もされてきた中での計画だったのかなと認識しているところであります。

ただ、議員からおただしがありました、日陰対策ですね、これは健康上の部分でやはりきちんと管理していかなければならないという部分でありまして、我々も現場に行ったときに、確かに日陰スペースは少ないなということは痛感しているところでありますので、先ほど村長から答弁申し上げましたとおりに、日陰対策についてしっかりとこれから検討してまいりたいなどは考えているところでございます。

以上でございます。

7番（渡邊 計君） アンケートだけでは分からないことがあるんです。直接行ってお話聞くと、向こうも打ち解けてくれて、私、こうやって議員やっていますけれども、どうですかと私、聞くんです。もっとこうしたらいいんじゃないか、こうしたらいいんじゃないかということはありますか。聞くとちゃんと言ってくるんです。それは聞かなかったらアンケートに誰が書きますか。

そしてしっかりと計画した上で造ったと言いますけれども、この中でも皆さん、震災以降新しい家建てている人が多いですけれども、家って3軒建てないと100%に近い家ができないと言われてるんですよ。それと同じなんです。しっかり計画したつもりでも、計画する側と使う人では感覚が違ってくるんです。そこをしっかりとつかんでいかなかったら交流人口なんて伸ばせません。わざわざ行って聞けと言いません。たまたま行ったときに、そういうところを使ってる人がいたら、ぜひ聞いていただきたい。今後は。ぜひそうしていただきたい。

それでちょっと今、ドッグランと、風の子広場、ちょっと改修計画ということで関連したので、ちょっとドッグランのほうを先に話して、駐車場を飛ばしましたけれども、私これ、駐車場の改善についてということで改修とは言っていないんです。なぜ改善と言うかといいますと、トイレのほうからの入り口、あそこの前に横断歩道ありますよね。ラインが引いて。ところがあの両脇にワゴン車あたり停まられると、人が出てきても見えないんです、出るまで。非常に危険なんです。それから横断歩道から東側、あそこに停めるために逆走してくるんですよ。実際私、1年前、その逆走した車に当てられました。いまだに見ていますと逆走してきます。ですからあの横断歩道から東側は駐車禁止にすべきなんです。そして、一方通行に入れるようにポールを立てるべきなんです。12号線、役場のほうから行って12号線に出るところにオレンジのポールが立っていますよね、プラスチックで車がもし当たっても傷つかないような。ああいうものをちゃんと立てて、一方通行しっかり見せていかないと、逆走してくる車がいまだに多い。

そして横断歩道の今度は西側です。西側に車が停まっていられて、ワゴン車が停まっていられると、一方通行のほうで歩行者が出るまで本当に見えないんです。非常に危険なんです。あそこに関しては2台分ぐらいは駐車できないようにしなければいけない。そして要はあの西側の建屋のほうに関しては、優先的、どこでもスーパーでも何でもそうですけれども、入り口に近いところとかそういうのは65歳以上のもみじマークですか、昔、枯れ葉マークと言いましたけれども、今はもみじマークって言うらしいんですけれ

ども、そういうマークをつけてそういうお年寄りたち優先に停められるようにして、足の丈夫な人や若い人は、普通に一方通行で回って駐車させないと、本当にしっちゃかめっちゃか状態で停まってくると。だから私は、改修じゃなくてそういう改善をすべきだということでこの質問をしたんでありますけれども、県の管理区域であるということでもありますけれども、そういう改修だったらある程度簡単とは言いませんけれども、話合の上でできるんじゃないでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 今ほど危険な部分が多いと、こういうご意見いただきましたので、県の管理下ではありますけれども、県といろいろ協議をしながらどんなことができるか検討してまいりたいと思います。

7番（渡邊 計君） 実際私、逆走した車にぶつけられているんですね。実際そういう事故例があるんです。

そこで、次、ツバメの巣対策ということですが、これに関して、今年の春先からツバメの巣で、これ去年からずっとですけれども、ツバメの巣がいっぱいあってふんが落ちると。特に通路の上とかで、ある程度対策はしていただきましたけれども、これ来年また同じような結果になってくるのではないかということで、もうその時期が来る前にしっかりした対策を講じなければいけないのではないかなということで、進捗状況はどうですかということで聞いたのでありますけれども、答弁は年度内には対策を講じてまいりたいということですが、11月半ば頃ですか。何か庄司建設が来てツバメの巣の対策をどうするのかということで、あそこを見ていったという情報は伺っているんですが、私、進捗状況を聞いていの中で、年度内には対策を講じたいと。実際そうやって見に来ているわけでしょう。それは恐らくどこからか、県から来たのか村から言ったのか、そういうことで見に来たんだと思いますけれども、そのことは役場側、執行部側、分かっていないんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員から特定の業者名まで出たところではあります。まず村のほうからそういった改修できるような業者さんに相談をしているというようなことで、その中の1つの業者かなと思っております。そのときに、どういうふうに改善策を取ったらいいのかということで、そういった建築業者さんに相談しておりますが、アイデアとしてこういった、例えば網をつけるとか板を張るとか、つつつしたプラスチックのようなものがないのではないかとか、いろいろな考え、検討がされる中で、その業者さんからもある程度、こういった方策というのはアイデアも出していたところでもあります。また、1つの業者ではなくて、複数の業者に検討をお願いしているところでもありますので、その中でいろいろな方向の中で効果的であろうと推測できるものを、まずはその対策として実施してまいりたいということで、今、検討を続けているところでもあります。まだ発注とかそういった部分には至っておりませんが、ある程度こういった方法でまずはやってみたらどうかというようなことで固まりつつありますので、先ほど答弁申し上げましたように、ツバメが次の春先に巣を作るまでの間、ツバメがいない期間に何とか対策は講じてまいりたいということで、今、進めているところでもありますので、ご理解いただければと思っております。

7番（渡邊 計君） ですから、進捗状況はどうなっているのかと言っているんですけども、今のとおり答えてくれればいいんです。答弁書に。数社に対して、現場を見ていただいて、いろいろアイデアを今、出してもらっている途中ですと書けばいいのに、そう書いてないからこうやって突っ込んじゃうんですよ。ツバメの巣の場合は表面つるつるしたものだと巣が作れない。あるいは幅1センチぐらいのナイロンがぺらぺらっとあるとヘビと勘違いして寄ってこないとか、いろいろありますので、そういうことでいろいろ検討していただきたいと。

時間がなくなってきたので、次に電気代、燃料代、これかなり高騰しているの、委託料、どんなになるのか、上がれば上がったなりに上げてやらなかったら運営できないのではないかなと思うわけでありますので、この辺はきっちり検討していただきたい。特に電気代、来年4月からかなり上がりますので、その辺をぜひ検討していただきたい。

時間がない中で、7点目の新駅長の人選に関して、経営の中で適切に選任されるものと認識しておりますと。株式会社までいガーデンビレッジいいたての中で適切に選任されるものと認識しておりますということですけども、以前は村長さんが選んできて、いい人を見つけてきて、それで議会に承諾を得ているわけですけども、までいガーデンビレッジの中で探すんですか。それとも村長さん、あるいは副村長さん、そういう方々の中での人脈の中で探すおつもりなのか、どちら。この答えのとおり、までいガーデンビレッジの役員会やそういうものの中で選ぶのか、どちらでしょう。

副村長（高橋祐一君） 今までのいろいろな経過がございますけれども、村としましては、基本的にはまでいガーデンビレッジの中で適切に選任されるということで、いろいろな相談を受ける場合については、いろいろ相談の中には乗りますけれども、我々から率先してという形にはならないかなと思います。

7番（渡邊 計君） 時間がないので、までいガーデンビレッジの中で選ぶということは、社長が村長でありますので村長が選ぶ。そういうことになってくるのかな。何かおかしい話ですけどもね。でもとにかく早く選んでやらないと、あそこ今、人がいっぱいいっぱいやっているんです。はっきり言って12月前に、ちょっと前に、あることで2名ほど1週間ほど休んでいますよね。人員が足りないと、ほかの従業員が、今、定休日水曜日、そのほか1日休みもらって週休2日でみんな働いているんですけども、1人2人いなくなることで、その人たち休み取れないんですよ。1人でも2人でも人員が欲しいところなのに、いつまで新駅長決めないでいるのか。何をやってるんですかと言いたくなります。早急に決めていただくことをお願いして、時間ですので、一番最後の5番目のコロナウイルスに関しては、今日、事務局からもいろいろな書類をいただいておりますので、このとおりやっているんでしょうから、病気の症状によっても違ってくるんでしょうが、国の決まり、そういうのにのっとってやっているんでしょうから、それはそれでいいと思います。

ただ、いろいろなことに関して、もう少し利用者の声を聞いたり、そういうことをしていただきたいなど。そしてどこにも負けないようなものをつくりましょうよ。飯舘、あそこしかないんですから、人を集める場所が。あっちこっちあるなら別です。それで村

の復興を目指しましょう。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 今、様々なご提言をいただきましたので、そういったもの、ご答弁申し上げた内容がほとんどでありますけれども、県との協議等も含めて様々な努力改善を図っていきたい、そのような指導を村としてはしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。

令和4年第10回飯館村議会定例会において、一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症、COVID-19が、日本で流行し始めてから3年が過ぎようとしております。ワクチン等の接種が進んでおりますが、ウイルス株の変異等により、いまだ終息を迎える状況にはありません。しかし世界の多くの国々では、ウイズコロナ、アフターコロナへの時代に入りつつあるようです。先日まで開催されていきましたサッカーワールドカップでは満員のスタジアム、大歓声、ノーマスク、同じ2020年12月とは思えないテレビ画面からの光景に唖然とするばかりです。片や日本では行動制限はないものの、毎日の感染者数の発表に一喜一憂しているところであります。

「井の中の蛙大海を知らず」、自分の狭い知識にとらわれてしまい、物事の大局的な判断ができないことの例えです。村民の福祉向上を希求するためには、行政、議会共に自分の狭い知識にとらわれず大局的な判断をしなければならないと、改めて感じている今日この頃です。

それでは、通告いたしました3項目5点について質問をいたします。

1項目めは、村政運営についてであります。

1点目は、杉岡村政1期目の折り返しを迎えての成果と見えてきた課題について伺います。村長就任以来、1期目の折り返し時点での検証は、時期尚早ではあるかと思いますが、ここであえて伺います。

2点目は、村長のキャッチフレーズでもある「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しい村を実感できる村づくり」の実現に向け、取り組まれておりますが、当然課題もあることと思います。今後の村政をどのように進めていくのかを伺います。

2項目めは広域連携の取組について伺います。

本年3月30日に福島市を中心に本村も含め、9市町村構成団体とするふくしま田園中枢都市圏について、福島市と本村において連携協約書を締結しておりますが、現在の進捗状況と、この広域連携が本格運用された場合に、本村においての期待されるサービスは何かを伺うものであります。

3項目めは、全国瞬時警報システム（Jアラート）について伺います。

1点目は、本年北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対して、10月4日に5年ぶりに全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令され、11月3日には、宮城、山形、新潟の隣

県にも発令されております。本村においても対岸の火事ではなく、緊張感が必要であります。本村においてのJアラートの運用状況について伺います。

2点目は、総務省消防庁の消防白書によると、国から発令された緊急情報、警報を人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線と自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムとありますが、本村において、村民の情報伝達の方法が構築されているのかを伺うものであります。

以上、村長等のお考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問1の1、2年間の村政の成果と課題及び1の2、課題解決のための村政運営について、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず1点目の2年間の成果であります。コロナ禍でのワクチン接種などの村民の命と健康を守る取組、県立医科大学との連携協定、医師の確保による訪問診療体制の構築、新たな訪問販売体制の構築のほか、今後20年以上にわたって村内経済を活性化させる新たな産業となる木質バイオマス発電事業の実現、次世代の職業選択の一つになり得る魅力あふれる農業の構築に向けた取組、村外での企業なりわい起こしの実現、産品づくりや、住民主体のイベント開催、地域主体による磨き上げ事業による村の新たな魅力発信、飯舘村ファンの増加、就学児童の増加、帰還困難区域に係る取組の加速化などが挙げられます。

次に、2点目の課題解決のための村政運営については、個別懇談会でも村民の皆様へ申し上げたところですが、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現に向けて挙げた4つの指標、次世代継承、なりわい、10年後を見据える、帰還困難区域を挙げさせていただいており、これそのものが現状の課題でもあります。

令和7年度で第2期復興・創生期間が終了することも踏まえ、村民の今を支える村の将来の布石という2つの力点、すなわち視点を持って今後も村政を進めてまいります。

次に、2の1、ふくしま田園中枢都市圏の進捗状況についてであります。現在、34項目の連携事務について、項目ごとにワーキンググループで、新規事業や次年度予算に係る事業提案等の検討を進めており、村としても、住民福祉の向上に資するものについて、予算等に反映すべく、協議、検討をしているところであります。

次に、3の1及び3の2の全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用につきましては、村防災メールと連動させ、住民周知をしております。今後も引き続き、村防災メールの周知登録を進めるとともに、有事の際は、情報が行き届かない可能性のある高齢者独居世帯及び高齢者世帯については、職員等による安否確認を引き続き行ってまいります。

3番（花井 茂君） 村政運営についてであります。広報いいたて及び住民懇談会の資料によりますと、生きがいとなりわいの力強い再生と発展をはじめとする5つの基本方針の下、事業展開を行ってきているとありますが、この中の具体的な内容について再度お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど再質問いただきました分であります。広報いいたてでは、4月号ですね。あと住民懇談会で、村長の村政方針である「明日が待ち遠しくな

るような、わくわくする楽しいふるさと」を目指すために、表形式で5つの基本方針という形で示させていただいた部分であります。

まず1つ目、議員からありました生きがいとなりわいの力強い再生と発展につまましては、木質バイオマス発電事業者である飯館みらい発電所を、蕨平地区に誘致したことが挙げられるかと思えます。このゼロカーボンビレッジ飯館宣言にも合致する取組によって、今後20年以上にわたって村内経済を活性化させる産業が生まれたこととなりますが、県全体の復興、林業振興にも貢献することで、関係自治体との新たな連携強化につながるができるほかに、次世代の意欲を想起し、村の就業人口、将来人口の増加にもつながる未来志向型農業体系の構築にも大きく寄与するものであります。

また農地中間管理事業を活用した集落ぐるみでの農地集積によって、震災前になかった大規模・中規模経営体が育ってきているほか、コロナ禍でも休まず出荷を続ける飯館の花弁生産者や、飯館産黒毛和牛の飼養者への支援等によって、次世代の農業選択の1つになり得る魅力あふれる農業が構築されてきているところでもあります。さらには、村内外の方々に切望されていました新たな飲食店が村産品にこだわった農家レストランとして、若手の村民によって二枚橋地区に開業されたことなどをはじめ、村単独のスタートアップ補助金やベンチャー企業補助金、国・県の支援事業を活用した起業を進めているところでありまして、生活の根幹をなすなりわいを起こす取組を増やすべく、支援策を展開しているところでもあります。

2つ目にあります健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくりであります。医療・介護・福祉分野では、村民の皆様の命と健康を守るコロナ対策体制の構築を筆頭に、介護予防体制の強化に寄与する福島県立医科大学との連携協定、村内居住者の高齢化を踏まえた新たな医師の確保により、訪問診療体制の構築、また村外活動も含めたサロン活動など、健康寿命を延ばす取組の支援を実施しているところでもあります。

また、生活環境の充実を図る上で、民間との連携による生鮮食料品や日用品の新たな訪問販売体制の構築を実現いたしました。なお、生活用品等の販売店誘致については、現在も鋭意取り組んでいるところでございます。

基本方針3つ目の情報通信技術、いわゆるICTによる新しい村づくりでは、農業農村情報通信環境整備推進体制準備会のモデル地区として、現在、村内光ファイバー網を活用したネットワーク環境の構築に向けて、検討を進めているところでございます。

基本方針4つ目のふるさと資源のフル活用では、行政区ごとの地域みがきあげ計画に基づく集落ごとの目指す将来像に向かって、例えば、伝統芸能の映像化、大倉地区のがにまきなど伝統食の継承、4年ぶりとなります飯樋4区の復興祭の開催、景観美化活動などを支援しておりまして、それぞれがふるさとの担い手として、ふるさと飯館村にある資源を見だし、みがきあげる活動を推進しているところでもあります。

また、村内外の若手住民を委員とするわくわく推進協議会を設立して、協議・審議する中で、復興三千本桜のライトアップやスーパーカーイベントなど、村民の方が主体となったイベントが生まれてきているところでもあります。

さらには、生き生きや楽しさを生み出すものとして、それぞれの意欲高い生産者による

いいたて雪っ娘カボチャ、ナツハゼ、あぶくまもちなど、特色のある製品の生産、商品化のほか、風の子マルシェによる生産者自らによるPR、インスタライブによるあぶくまもちの製品化に向けた発信、深谷地区に移住された方による村内産品を使ったベーグルや村内産の牛肉の販売、地域おこし協力隊による新商品の開発や起業、イベント開催などを推進することにより、震災前にはなかった村の新たな魅力が、村以外の発信源により情報発信がされているところでもあります。これはInstagramやツイッターなど、SNSでの村関連情報の発信数がここ2年ほどで目に見えて増えてきていること、村外の大学生や飯館村のファンの方々による発信が増えてきていることなどからも、波及効果が大きいものと考えているところでございます。

基本方針5つ目の生き生きとした学びの場を育むでは、今年度、いきいきわくわく学びの旅として、避難先で畜産を再開した若手農家さんを学園の生徒が訪問することで、これまで学んだいいたて学を基礎にしながら、震災前の村で培われた強い意欲を持って、村の将来を見据えた農業に携わる、その思いを学んでいただいたほか、学園生徒全員へのタブレット端末導入によってICTを活用した学びが相当程度進んできており、年度途中での就学児童の増加にもつながっているものと考えているところでございます。

また、この表の一番下のほうにあります帰還困難区域の全域解除に向けてということで、この5点以外の部分ではありますが、現在令和5年のゴールデンウィークあたりで特定復興再生拠点及び通称公園用地、その部分の避難指示解除、資源活用型堆肥製造施設整備による企業誘致を進めているところでありまして、長泥地区、「夢のあるふるさと長泥」の創出に向けて取組を加速化させているところでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 昼食のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時50分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

3番（花井 茂君） 午前中に続き、質問を再開させていただきます。

村長も就任以来、コロナ禍ということで、なかなか大変ご苦労されているのかと思います。その中でも、先ほど担当課長から答弁ありましたように、数多くの施策を打ち出している状況であります。その中で、結果も大切ではありますが、結果を求めるだけではなくて、しっかりと1歩でも2歩でも前に進める村政を続けていっていただきたいと思います。その中で、アフターコロナの道に来年、年が明ければ入っていくのかと思いますので、違った形で村民の皆様アプローチができるのかと思います。そういったときには、村の基本方針なり、その運営の状況なりを村民と共通認識を持つことがとても大切なんだろうと思います。そんな中で、最近聞くワードの中でふるさとの変容というのがありますけれども、この飯館村、ふるさとが変容しております。もうこの変容してしまった村を再生、復興再生というのは何か私的にはぴんときない言葉なので、再

生ではなくてこの村の今の現状に合った新しい枠組みで、新しい形の村づくりに取り組んでいただければなと強く思っております。

次に、広域連携の取組について、お伺いします。この広域連携に対して、村としてどのようなビジョンがあるのか、もしビジョンがあれば、お伺いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） ビジョンというのは、やはり連携をする自治体間の大きな連携をするというのは、これまで相馬地方の4市町村での連携ということは過去からずっとやってきておりますけれども、なかなかさらに大きな連携ということは、村としては今まで取り組んでいなかったなと思っております。その中で、ふくしま田園中枢都市圏については9市町村が入ってるわけで、ほとんどが中通りでありますけれども、川俣町さん、飯舘村を含むということでありますから、かなり広域な連携の話が、お互いの首長レベルだけじゃなくて事務レベルでも相当の部分でできてるかなと思っております。

もう1つ大きな部分で言えば、飯舘村内の帰還率が25%程度ということで、諸般の報告で申し上げましたけれども、村内に居住されている方を含めて、この9市町村の中に約8割の方が居住されているということでありますから、実質的に、実際に村民の多くの方々が、8割の方がお住まいのこの圏域の中で様々なサービスを共有したり、協議をしていくということは非常に大切だと考えておりますので、相馬地方での4市町村の連携をさらに強めていきますけれども、なお、9市町村の中で、村民のためにという部分をしっかり協議をしていきたいと考えております。

以上であります。

3番（花井 茂君） これ重要なものだと思いますけれども、予算上に、答弁の中で、いろいろ予算等に反映すべく協議・検討しているところだとあるんですけれども、これ国からの財政措置というのはあるのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本この連携については、各市町村からの負担金ということで運営されているということでありますが、その支出する負担金の中の一部の事業につきましても、国、県等の財源も充てているところではありますが、全てということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

総務課長（村山宏行君） この広域での活動、こちらについて交付税が新たに算入されております。したがって、広域で連携を図って行くことによってのメリットというものも相当にあると考えております。

3番（花井 茂君） この広域連携は公共施設等の利用についても有効ではあると思っておりますけれども、本村の一番のウイークポイントである医療、この地域医療の確保のためにも、物すごく可能性を秘めている施策なんだろうと思っております。こういった中で、可能性をしっかりと秘めているものなので、しっかりとこうした推進をしていただければなと思っております。

次に、全国瞬時警報システム（Jアラート）について、お伺いいたします。

村としては、村民への周知に対しましては防災メールを利用しているということですが、この防災メールの登録者の割合というか登録者数、登録者の状況というのはどのようなものかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 飯舘のイイタネちゃんお知らせアプリの中で、こういった形でやるということになっております。正確な数字、今ちょっと手元に持っておりませんでしたので、あと調べてお知らせいたします。

3番（花井 茂君） このせっかくの国からのJアラート緊急瞬時速報に対して、村民に十分に通知がいかないというのは、非常にもったいないことであるし、危険なことであると思います。この飯舘村というのは災害に強い村、漠然と根拠が何なのかちょっと分かりませんが、災害が今までなかったというところで、災害に強いという意識が凝り固まっているのかなと思います。

防災メールだけに頼るのではなくて、前回の一般質問でもちょっとお話をさせていただいたんですけども、やはりこの防災行政無線というのは有効なものなんだろうと思います。今後、アフターコロナ後には、せめて村内居住者、1,500人程度いるとお伺いしておりますが、その中で防災訓練等も行っていただければなと思います。そういったことで、しっかりとJアラートのオペレーションをある程度決まった枠で決めていただければなと思います。

まさに行政の1丁目1番地というのは、国民・村民の生命、財産を守ることに尽きるんだろうと思います。今後Jアラート活用や防災については、対岸の火事ではなく、しっかりとした意識を持って行政執行に当たっていただくことを、臨席者の皆さんに要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁ありますか。

村長（杉岡 誠君） 大変重要なお指摘を全般にわたり頂戴したかなと思っております。Jアラートについては、名前のおり全国瞬時警報システムということで、私が実は総務担当時代にJアラートは始まったものですから、もう20年ぐらいかな、近くたっているものでありますけれども、今の世の中になって瞬時というものが非常に求められると。もともとの村政の中では、行政区長さんや班長さんを経由して人伝えにものを伝えていくということをお大事にしてきた村だったので、この瞬時ということに対して、お指摘のおりなかなか対応ができていない部分があるかなと思っております。

ただ、避難によって多くの方がもう携帯とかスマートフォンを持つと、高齢者の方も必ず持っているという状況になりましたので、そういうツールを使っての情報伝達ということにもしっかりと力を入れていきたいと思っております。

また最初のいろいろな村政の中の話で、村民の方に共有をしっかりと生み出さなければならぬということをおいただきましたので、そこをしっかりと考えたいと思いますが、私の政策、いろいろな5つとか4つとか2つとかいろいろな数字があって、分かりづらいという部分があるかもしれません。非常に大きく言えば、私自身は経済活動の中で新しい価値を生み出していくということに、実は大きく取り組んでいるつもりであります。農地や山林等々も皆様からすれば、汚染がされて価値がマイナスになったのではないかと。この部分の中において、様々な意欲ある方々が取り組むことで、新しい価値をつくって発信をしていくと。それがまた村民の方々に還元されたり、経済活動につながることで、次世代にも継承され、さらにこの村が続いていくということになると思いますので、村

民の方々の中にある魂ですね。農作物を作っていく、そういう新しい価値を今まではつくってきたということがありますので、その力をしっかり大事にしながら、その力をいただきながら、新しい価値をさらにつくっていきたいと考えておりますので、その辺についても新年度、皆様にも周知といたしますか、いろいろな形で共有・共感を持っていただけるように周知をしていきたいと思うところであります。ありがとうございます。

総務課長（村山宏行君） 先ほどの私の答弁で不足した分がちょっとあります。いわゆるこのJアラートという部分、ミサイル等の緊急の部分等もありますが、一般に言われているのは気象災害、そちらの通報もこのJアラートの一環なんですね。地域の緊急のそういったミサイルであるとか、そういった事態に関しましてはJアラート、当然携帯を持っていれば、エリアメールという形で確実に入ってまいります。先ほど申し上げましたイタネちゃんのお知らせアプリ、これは例えば交通災害であるとか、それから消防の情報、そういったことも、村ではアプリの中で出しておりますので、そちらのほうも普及に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤一郎君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 議員ナンバー2番 横山秀人。

ただいまより、令和4年12月定例会一般質問を行います。

まず最初に、6月、9月定例会の一般質問について村民の感謝があったものですから、質問の前に簡単にご紹介したいと思います。いい話ですので、皆さん、肩の力を抜いて聞いてください。6月議会において、交流センターふれ愛館の土日、夜間の鍵の解錠、あとはセコムの解除等は借りた個人、そして団体が行うと。それはおかしいんじゃないかと、何とかならないかという提案をさせていただきました。そうしたところ、生涯学習課ですぐに団体にアンケートを取っていただきました。また、そのアンケートはどうでしたかということで、9月の定例会で一般質問しました。すると11月から生涯学習課で管理人を立てていただきました。私が11月の土曜日に借りたときには、既に解錠もしてあり、部屋の中も暖かくなっておりました。また、スイッチ類が分からなくて聞きに行くこともできました。すごく快適に事業を実施することができました。同じく村民の方もよかったという思いがありました。一般質問の場が、村民の声がここで議論され、そして改善に向けて役場と議会で一致団結して進んでいくという、いい事例になったのかなと思っておりますし、何より村民から感謝の言葉をいただけたというのは本当にありがたいことでもあります。どうしてもここでご紹介したいと思いましたので、少し時間をいただきました。ありがとうございます。

では今回、12月一般質問6項目について、質問してまいります。

まず第1項目め、AED（自動体外式除細動器）の設置及び周知等について。

質問内容は、9月の住民懇談会において、行政区集会場へのAED設置の要望がありました。心肺停止が起きた場合、AEDを用いたいち早い救命活動が生存率を上げ、また、後遺症リスクを防ぐことにつながる可能性があります。AEDを飯舘村内にどのように配置する計画か伺います。

2点目、AEDの設置場所の周知及びAEDの操作、また、救命講習会をどのように進めるか伺います。

2項目め、未登記公有地の登記についてであります。

1点目、道路等の土地買収後、分筆等登記が完了していない公有地があります。民間土地取引で不都合が生じております。どのような対策を考えているか伺います。

2点目、既に相続・贈与・売買等において、土地所有者が替わっている未登記公有地があります。新たな所有者に対してどのような周知方法を考えているか伺います。

3項目め、第6次総合振興計画改定における村民提案等の反映について。

1点目、飯舘村第6次総合振興計画の改定支援業務をコンサルタント会社に委託していますが、村民からの提案をどのような方法で計画改定に反映するか伺います。

2点目、現計画では、各事業の目標値と具体的なスケジュールがないため、達成度の把握など、事業評価を適正に行うことができません。改定において、目標値及び具体的なスケジュールの設定を行う考えはないか伺います。

4項目め、避難指示解除の判断基準と国への要求について。

1点目、避難指示解除の要件の1つに、医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧することがあります。しかし、避難指示解除後5年以上が経過しても、スーパーを含む生活関連サービスがおおむね復旧しているとは言えません。特定復興再生拠点区域の避難指示解除時期について、先ほどもありましたが、来年春のゴールデンウィークを予定しているとの報道ですが、それまでに、生活関連サービスの復旧等も含めた避難指示解除の要件は満たされるのか、村長の考えを伺います。

2点目、11月20日に開催された長泥地区住民説明会の資料、国としては、避難指示解除後も政府一丸となって、飯舘村の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいりますと明記されています。村民と対話している中で、飯舘村が目指している飯舘村の復興の全体像が見えないとの声があります。特定復興再生拠点区域の避難指示解除前に、飯舘村の復興とは何なのか。また、どのような状態になることが復興なのか。村民・行政・議会が共通認識を持つべきだと思います。飯舘村の復興の全体像を明確にし、その全体像を達成するための施策等を国に強く要求する考えはないか伺います。

続きまして、5項目め、交流・移住・定住事業の現状と課題解決に向けた取組について質問します。

1点目、令和4年度の交流・移住・定住事業の予算額は約1億6,700万円です。うち新規業務委託として約1億800万円が予算計上されています。新規業務委託の運営状況及び成果は計画どおりに進んでいるのか伺います。

2点目、住民懇談会に参加した村民の意見や、広報いいたて10月号に記載のあるように、移住・定住希望者向けの住宅不足が課題となっています。村営住宅の新設、民間賃貸住宅業者への支援、例えば補助金や税免除等など解決に向けた施策を伺います。

最後、6項目め、ふるさと納税の受入れ体制の見直しについて。

ふるさと納税に力を入れている自治体と比較すると、飯舘村のふるさと納税は寄附可能サイトの選択肢が少ない、また、毎年度の寄附の利用状況が公開されていない、PR等

が少ないなど、ふるさと納税の受入れ体制、PR等が不十分と感じています。ふるさと納税による寄附金は、地域課題の解決のために利用され、また、地元産品の返礼品によって村民の所得向上につながります。ふるさと納税の受入れ体制及びPR等の見直しを行う考えはないか伺います。

以上、6項目、質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員の1の1及び1の2、AED（自動体外式除細動器）の行政区集会所へのAED設置についてにお答えいたします。

今年度の計画についてはありませんが、今後、村民向けの救命救急講習会の機会をつくりながら、行政区の集まりの際の貸出しを含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2の未登記公有地の登記について、2の1と2の1、関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

村が公有地として取得した土地は、基本的に登記事務も同時に進めているわけですが、現在、未登記として残っている公有地は、相続など複雑な事情により進んでいない経過がありますので、今年度に引き続き、専門知識を有している有資格者団体と連携し、課題解決に取り組んでまいります。

次に、3、第6次総合振興計画改定時の村民提案等の反映について、3の1及び3の2について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず1点目の村民からの提案の反映であります。第6次総合振興計画につきましては、令和元年度の計画策定時に住民の皆様や有識者の意見を反映させ策定してきたものであり、今回の改定については、当時の基本方針を踏まえつつ、目標を明確にし、村民全体で共有しやすい形とすることなどを目的に改定するものであり、策定委員会の開催及びパブリックコメントの実施などにより、村民の皆様からの意見を計画に反映してまいります。

次に、2点目の改定における目標値及び具体的なスケジュールの設定についてであります。2月までに策定委員会での取りまとめを行い、3月の審議会開催に向け進めているところであります。また、今回の改定では、計画の方針や施策の内容ごとに目標値を設定することとしております。

次に、4、避難指示解除の判断基準と国への要求について、4の1及び4の2について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず1点目の避難指示解除の要件は満たされるのかについては、19行政区の避難指示解除と同様、公共施設のほか、医療や買物環境などの生活関連サービスの提供体制が整えば、避難指示解除の条件が満たされたと判断できるものと認識しております。

なお、長泥地区についても避難指示の解除が目的ではなく、持続的な地域の再生と発展を図ることが目的であり、避難指示解除後の取組が重要であると考えております。

次に、2点目の村の復興の在り方については、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現こそが目指すべき飯舘村の将来像であり、国・県に対して、福島県町村会、あるいは村独自に機会あるごとに要請活動を実施しながら、各事業に取り組んでいるところであります。

次に、5、交流・移住・定住事業の現状と課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

まず1点目の交流・移住・定住関連事業については、7月にいいたて移住サポートセンターを開設したほか、空き家・空き地バンク登録推進業務、移住・定住ツアー企画運営業務を発注しており、インスタグラムやフェイスブックでの情報発信や、風の子マルシェ、ミチシル旅の開催など、村の魅力を発信し、体験いただく事業を進めております。

次に、2点目の住宅不足の解決策については、空き家の絶対数が不足しているため、空き家・空き地バンク登録推進業務により、空き家・空き地の掘り起こしを進めているところでもあります。また、民間の賃貸住宅については引き続き協議等を進めてまいります。今後も、限られた村の財政状況の中で、最大限の効果を生み出す施策を引き続き検討してまいります。

次に、6、ふるさと納税の受入れ体制等の見直しについては、これまで村製品の比率を高める構成に変更し、併せて産品紹介の工夫、PR効果を高める取組などを行ってまいりました。なお、今後、受入れ体制の見直しやPRの在り方など、費用対効果を鑑みながら、さらに検討してまいります。

2番（横山秀人君） では、1項目ずつ再質問を行っていきます。

まず1点目、AEDの設置及び周知等についてであります。答弁の中にAEDの質問項目2でありますAED設置場所の周知をどのように行うかについて、答弁がなかったものですから質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 現在の飯舘村のAEDの設置場所ではありますが、まず村役場、それからいちばん館、ふれ愛館、それから道の駅、あと防災センター、あとはいいたてクリニック、そういった村の公共施設にはAEDということで設置をしております。

2番（横山秀人君） 村民、実際、今書いていただきましたけれども、救急の場合、どこで起きるか分からない状況であります。村民の皆さんが、近くにAEDがあるという場所を分かっていたら動きやすくなるのかなと思いますので、それについて、再度この周知方法について伺います。

総務課長（村山宏行君） ご指摘の意見はもっともということですので、広報、それからホームページ等で分かりやすく周知できるように努めてまいります。

2番（横山秀人君） では答弁内容について、まず確認いたします。行政区集会場へのAED設置について、今年度計画はないがという答弁であり、その後に救命救急講習会と行政区への集まりの際の貸出しを検討するというのがありましたが、講習会と貸出しについては今年度検討するという認識でよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず講習会ですけれども、基本的に飯舘消防分署、そちらの協力をいただきながら行いたいと思っております。なかなか冬の期間というのは難しいのかなと思っております。年度を改めまして来年度になるかもしれません。基本的には村の防災計画、例えば避難の訓練であるとか、それから消火訓練だとか、そういった当然やらなければならない、そういったところがありますので、その中に位置づけられないかなとも考えております。

そしてまずは地域の集会所に設置をということで、確かに行政区要望の中で挙げられたところではありますが、やはり慣れていないと使えない、それから集会所自体がいつでも空いている場所ではないということもありますので、そういったところも、今後、行政区の皆さんとご相談しながら、改めて設置については考えてまいりたいと考えます。

2番（横山秀人君） では答弁について再質問いたします。

行政区総会、また集会、村内8地区でのサロン等が同時期に行われる会議も多々あります。AEDの貸出しで対応できるものでは到底ないと考えております。答弁の中で、貸出しを含めて検討するというお話がございましたが、その議論のスタートの考え方が現状に適さないと思っています。検討の前段階、前提段階というか、検討課題としては、行政区への設置に向けてどのようにしたらできるのであろうかということからスタートしていただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に行政区の要望ということで、受入れはしております。ただ、先ほど申し上げましたように、集会所は常時開いているわけではございません。いわゆる行政区の中でどういった集会があって、どのぐらいの集まる機会になるのか、そういったところを勘案しますと、なかなか設置していてもということ考えているところがございます。もちろん村の一方的な考えで全て否定するということではございませんので、今後も引き続き、行政区の皆さんに丁寧に説明、あるいは聞き取りをしながら本当に設置することがいいのかどうか、当然維持費、それから設置費ということがございますから、そういった部分も考えながら検討してまいりたいと考えております。

2番（横山秀人君） この質問の前に、幾つか飯館分署から遠いところの行政区長さんに確認したところ、もちろん欲しいという要望と、あとは実は既に設置しているんだと。行政区の中でと。それはやはり分署から遠く離れているので、いざというときはすぐ対応できるように、行政区の支出で設置しているんだと。毎年、この設置費用、約8万円年間かかるのとのことなんです、とてもやっぱり議論になってとても大変だと。ただ、人命には代えられないということで、既に設置している行政区もあります。ただ、その費用負担に困っていると。また、飯館分署に確認したところ、令和4年度、飯館村内においてもAEDの使用実績があるという回答がございました。ですので、AEDがあることによって救われる命がある、これは様々な統計等を取っても、また、飯館村の実績を取っても、また、各行政区長さんが思っていることも含めて、早急な対応が必要だと思えます。

今、当初予算の検討時期だと思いますが、人命を守る予算として、ぜひ各行政区へのAED設置及び定期的な救命救急講習会、並びにAEDの場所の周知という3本立てで行っていきたいと思いますが、再度質問いたします。

総務課長（村山宏行君） ご質問の趣旨を生かしながら、検討してまいりたいと思っております。

2番（横山秀人君） AEDについてはもう既に統計的な調査結果もあり、早期の対処が生存率を上げる、また、すぐ対応することによって脳機能の損失も防げる可能性がある。本当に可能性の段階ではありますが、なければ助からない命もあると思えますので、ぜひ

積極的に設置をご検討をお願いします。

続きまして2項目め、未登記公有地の登記について質問いたします。まず確認いたします。未登記公有地がどのくらいあるのか、その実態を伺います。

総務課長（村山宏行君） 現在、公有地、登記が完了していないと思われる案件については、1,200件あると把握しております。

2番（横山秀人君） ではこの1,200件のうち、古い未登記、もう買収したんだけど、まだ登記されていない一番古い頃というのはいつ頃になりますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に村長の答弁でもありましたが、村の用地買収を行うと同時に登記事務は進めるわけです。ですので、いわゆる登記されていないというのは、いわゆる積み残し、古いものとなるかと思えます。どのぐらいかというのは、ちょっと手元に資料ありませんが、状況としては、最近のものはできるものから全て行っているという状況でありますので、年数がたつとだんだん厳しくなるのかなという、そういう認識ではおります。

2番（横山秀人君） ではその未登記の状態が、例えば登記簿を見て分かるような、仮登記とかそういうものはありますか。

総務課長（村山宏行君） これも詳細のほう見てみないと何とも言えないところでありますが、ほとんどないかと思えます。

2番（横山秀人君） あと確認もう1点、登記できない理由として相続などがありますが、相続のほか何か事情というのはありますか。

総務課長（村山宏行君） 今回の例として相続などは見ておりますが、できていない理由というのは本当に様々であります。ご家庭の事情というのもありますし、それから相続のほうははっきりしなかったとか、そういったこともあるとは聞いております。

2番（横山秀人君） では答弁について再質問いたします。

実は現在、不都合が生じている箇所があります。一例を話しますと、農地の贈与を行う際に調べたところ、その農地の中に道路が通っていると。分筆はされていないので、その道路も含め登記簿上は個人の所有地になっていると。その個人の方にいろいろ確認したところ、実は父の代に何か買収があったようだというお話をされておりました。実際今度、自分の代になって土地取引をする際に、どうしてこうなっているんだろうとか、このまま贈与していいのだろうかとか、いろいろ悩み事がございます。

答弁の中で、専門知識を有している有資格者団体と連携し、課題解決に取り組んでまいりますとありましたが、このような緊急を要する場合の対応方法について伺います。

総務課長（村山宏行君） 緊急を要する案件ということですが、基本的に法的な部分がクリアされないと、こういうのもできないと思っております。今回上げておりますのは、例えば土地家屋調査士であるとか、それから司法書士、そういった形の方々のお力を借りながら、やはり専門的な知識の部分でそういったところをクリアしていかなければならないかなと思っております。

また、ご指摘のように分筆もされていないということで、それが残ってしまうということもありますので、まず登記にいかないまでも、分筆までは何とかするようというこ

とで、そこは指導を始めているところでございます。

2番（横山秀人君） 先ほどの方に確認、いろいろ聞き取りすると、土地改良の時から実はそうなっているのかなど。ですので数十年前になっている可能性があるのかとございます。そのような場合、既に相続や贈与、売買等によって、売買が進んでいる土地があること自分分からない所有者もいるのかなと思います。土地取引は農地法の許可が必要なものを除けば、個人の自由であります。この土地売買の実態を知らないまま、第三者に売った場合、第三者と土地買収についての分筆承諾等を飯舘村が取らなければならない状況になると思います。少なくとも、先ほど1,200か所、1,200筆とありましたが、そこについては現在の土地所有者に対して、早期にこの土地の一部については、買収があるので、例えばそれを第三者に売ったりする場合はきちんと伝えてくださいという形の対応を取っていかないと、飯舘村が後で大変な作業が入ってくるのかなと思っております。

2番目の質問にあった現在の土地所有者に早急に買収済みの土地があることを周知すべきと思いますが、どのような周知方法等を考えていますか、伺います。

副村長（高橋祐一君） それについては、やはり相続の関係がありますので、本当は親から引き継ぐとか、そういうことが必要かと思いますが、村としては買収された土地については、基本的に課税から外していると、対象から外しているという形で、登記簿上については、枝番とかはないわけでありまして、村の課税でちょっと対象外ということで、例えばA、Bとか、100番のA、Bとかという形で面積を分けて課税をしているという状況なので、そういうところを改めて周知されれば、その段階で分かるのかなと思っておりますので、その辺はちょっとこちらのほうで検討したいなと思います。

2番（横山秀人君） 今、ご説明のありました課税上の中で分かるということではありますが、なかなか小さい文字で書いてあったりとかしていますので、その記載のある方に対しては、別添資料等含めて、より細かく分かるような広報とか周知方法をお願いしたいと思っております。

では続きまして3項目め、飯舘村第6次総合振興計画改定における村民提案等の範囲について質問いたします。

まず最初に、令和元年度の計画策定時にパブリックコメントを用いたとございますが、その方法と、意見、提案があった数を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 令和元年度当時のパブリックコメントの状況というような質問かと思いますが、当時につきましては、広報等の周知というようなことで、パブリックコメントという形での、町民からの意見ということは求めていなかったかなと記憶しているところでございます。

2番（横山秀人君） 令和元年度の策定時の状況だったんですけれども、コロナウイルスの初期の時期で、当初予定していた第6次総合振興計画の住民説明会が実施できないという状況になりました。これは適切な判断だと思っております。ただ、今までの、例えば第5次総の計画策定時のときと比べて、村民の関わりが少なかった計画であるというのは事実であります。

答弁を聞きますと、策定委員会の開催、パブリックコメントの実施とありますが、当初策定時にできなかった住民説明会やホームページからのパブリックコメントだけではなくて、聞き取り方式やアンケート方式による村民からの意見提案の収集も、今だから必要なのかなと思っております。策定委員会、パブリックコメントだけでなく、ほかの方法による村民からの意見、提案、反映方法について、再度回答を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ありがとうございます。今回の6次総合振興計画の改定につきましても、先ほど答弁、村長からありましたように、今までの計画を見直す。これについては、本来、基本構想、基本計画を基に具体的な実施計画ということで、総合計画を進めるべきでありますけれども、今、現時点ではなかなかそれまでは含んでいないということで、村民から今後の方針、それから方向性、ちょっと分かりづらいというようなことがあって、見直しを図るということがあります。

先ほど申しましたように、今までの基本方針を踏まえつつ、今回の目標を明確に示して、全体で情報を共有しやすい形に見直すということでもありますので、まるきり根底から全てそういった意見を盛り込むという形ではなくて、今まであったものをベースにしながら、それを改定するというようなことで、今回の改正を行うということをまずご理解いただきたいと思っております。そのために、行政運営上の整理をまずするというので、庁内での検討をまず重点的に行って、今までの運営の中でなかなか分かりづらい部分とか、その計画、本当に目標としてきちんと動けるような内容になっているかというのは、いろいろな方向から検討し直した中で、庁内でのまず検討結果をベースにして、それに対して策定委員からの意見等をいただきながら、村民に分かりやすく、今後の本村の目標、そういったものを分かりやすくしていこうということで進めているところであります。

全体的に令和元年度当初の住民の意見があまり反映し切れていなかったのではないかと、ご意見もいただくのはごもっともかとも思いますが、まずは今までの基本をベースにして改定をしていく、その中でそのときに関わっていただいていた委員の方々から再度庁内で検討した結果についてのご意見をいただき、さらには、今後パブリックコメントはしっかりやっていきたいと考えておりますので、それらの中で、村民の意見、有識者の意見をきちんと反映させながら、今回の改定に臨みたいと考えているところでございます。

2番（横山秀人君） 今回の改定についての方針等、十分理解いたしました。パブリックコメントについては、ホームページだけでなく、その素案を各公共施設含め、様々な場所に置いて閲覧できるようにして、そして回答用紙がそこに置いてあったりとかという取組をしている自治体もございますので、ぜひ多くの方にこの素案が目が届くような形で実施していただきたいと思っております。

続きまして4項目め、避難指示解除の判断基準と国への要求について質問いたします。

まず1点目の質問、避難指示解除の要件は満たされるのかについての答弁は、19行政区の避難指示解除と同様、公共施設のほか医療や買物環境など、生活関連サービスの提供体制を整えば、避難指示解除の条件が満たされるものと認識しておりますとの答弁で

す。まず条件が満たされているか満たされないか、誰が判断するのか、そこを伺います。村づくり推進課長（佐藤正幸君）生活関連のそういった身の回りのインフラ等も含めて条件が満たされているかどうかという判断、それぞれ個々に考え方も違ってくるのかなど、捉え方も違ってくるのかなと思うところではありますが、村としましては、一定程度そういったインフラ、それから医療関係、生活関係、そういった部分がある程度少なからず一通りはそろってきている、村の中で生活する最低限、最低限と言っているのかどうか分かりませんが、必要な部分については整備されてきたというようなことで、それらを基に国と協議しながら、おおむねそういった部分が満たされてきたという判断の下に、さっき19行政区の解除、その時点についてはそういった部分で満たしたものであるということで、認識してきたということでございます。

2番（横山秀人君） ちょっと別な視点での質問をいたします。避難指示解除の要件ということで3つあったと思うんですが、まずここで再度確認したいんですが、その3つを教えてくださいませんか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後2時03分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 避難指示解除の3つの基準ということ、条件ということがありますが、まず、1つについては空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であること。2つ目が、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必要なインフラや医療、介護、郵便等、生活関連サービスがおおむね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること。3つ目が県、市町村、住民との十分な協議ということになっております。

2番（横山秀人君） 先ほどの1点目の質問と今の質問を合わせますと、生活関連サービスの提供体制が整っているかどうかについての判断は、県と村と住民が協議した上で、じゃあ大丈夫だなという形の判断かなと認識し、思っておりますが、再度確認します。生活関連サービスの提供体制が整うと、その条件が満たされたと判定するのは、どこが判定するのか、質問いたします。

村長（杉岡 誠君） どこが判定するかというか、避難指示解除の主体は国だと私は認識をしておりますので、国が判断する上での3つの要件があると。その中の3つ目に住民とか市町村との十分な協議ということが国の中で要件とされておりますので、その中において村としては、当然住民の方々との十分な協議ということを積み重ねながら、今、把握している状況、それは課題も含めてでありますけれども、そういったことをしっかり国に伝えていくというのが、村行政の役割だと認識しているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 私もそのとおりだと思います。まず国がある程度判断して、県と村と住

民が最終的には決めると思っております。現在、医療、買物環境など生活関連サービスの提供体制が整っていると言えるでしょうか。避難指示解除、5年以上たっても村民からの要望は、事故前の医療体制、介護体制、買物環境の体制であります。5年たってもです。当時、復興支援、十分いたしますと国が約束したじゃないですか。それでも、先ほど長泥の行政区の説明会にありましたけれども、復興は国が十分行っていきますということと同じ内容が5年前もありました。ただ、5年以上たっても病院は週2日、これ月曜日にコロナになったらどうする。村外に行かなくちゃいけない。インフルエンザになってもつらい思いをして村外に行かなくちゃいけない。この状況が生活関連サービスが戻った、整ったと言えるのかと。本当に、今、村民が求める生活関連サービスの提供が整ったと思っているのか、再度確認します。

村長（杉岡 誠君） 先ほど要件の中でおおむねという言葉がありましたので、そのおおむねの捉え方はそれぞれに違うといえますか、国のほうの考えも違うでしょうし、その当時の判断も違ったんだろーと思いますが、私自身は長泥なども含めてですが、避難指示解除が目的だっただけだと思っておりますので、避難指示解除は通過点であって、あるいはスタートラインだと思いますから、そこからさらに努力を重ねて、私自身も今、様々答弁で申し上げておりますけれども、不足しているところに力を入れて、民間との協議等含めて進めているということでもあります。

ある1点において全てが完成する、あるいはそれを国が全てやってくれるというような、そういう復興の姿ではないというのが現実でありますので、地方自治ということをしつかり国は尊重してらっしゃるでしょうけれども、私自身が私はふるさと担い手という言葉を使っておりますけれども、自分たちがしっかりと取り組むという姿勢を示して、それに必要なものを財源も含めて国に要求していく、あるいは事業の申請をしていくというのが、今まで村がやってきたことであり、これからはそういう形を積み重ねていきたいと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） おおむねという言葉に、人の感じ方変わりますけれども、おおむねという言葉があったから、具体的な目標値がないまま現在の医療体制、いや、精いっぱいやっているのは分かりますけれども、それは村単独でやるにはもう限界が来ていると思っております。スーパーに関して、以前新たな会社をつくってそこに補助金を出すからという形で進んでいたと思っておりますが、それも頓挫してしまったと聞いております。もう民間主導で行うことはもう無理です。この5年間を見ても絶対無理。民間主導でできるならもう完成しています。

今回、長泥行政区の一部避難指示解除、この機会、国に強く要求できる最後のチャンスだと思っております。5年前、事故前のように病院がオープンする、スーパーができる。そういう思いを持って多くの村民が帰村しました。それは村や国の話を聞いて帰村したわけです。それが5年以上たっても、村民からの要望はどうしてそういう状況なんだと。話が違ふべし。何とかしてくれよと。これから冬、川俣に買物に行けるかと。もう切実なところでもあります。

今回、コロナウイルスに関しても飯舘村内でも増えてきていると聞いておりますが、やはり村外の病院に行かなくちゃいけなくなったというお話を聞きました。つらい思いをして、今日は村が休みだから村外に行く。そんな避難指示解除があつていいんでしょうか。そこまで村民を苦しめる必要はないと思います。先ほどと重ねてになりますが、今回、長泥行政区の一部避難指示解除が、本当に国に強く言える最後のチャンスだと思っております。

飯舘村民の健康、命を守る最後のとりでが飯舘村役場であると思います。村民の気持ちをきちんと酌んで、民間主導ではなく公設民営でもいいです。クリニックも残り3日については国から全額支援を受けるから、全部5日、事故前のおりにできるよと。スーパーも建物は国で造るからどうぞ民間入ってくださいとか、そういう形でもう公設、公が動かないとこれ以上見込めない。移住・定住・交流で1億円今回かけています。1日30万円です。30万円の費用をかけて、今、村に移住者を増やす。私の出し方悪いです、1日幾らというのは。ただ、悪いけれども、それぐらいの希望を持って移住してきた人、呼んだ人、来てみたらいや買物はできない。いや病院は2日だ、これ子育てどうするんだと、そんな状況です。今、今回が最後のチャンスだと思います。飯舘村が強く国に要求すべきところは要求して、今、飯舘に帰村している方が安心してこれからも暮らせるような対策を取っていただきたい。これについて考えを伺います。

村長(杉岡 誠君) ここ5年を見てということですので、私村政を預かって2年が満了した中で3年目に入ったということでもありますから、ちょっとその前のことについてはなかなか、担当としてできる分野のことをさせていただいておりましたけれども、今の村政の中で取り組んでいることを少しかいつまんで申し上げますと、今、公設民営という話がありましたが、まさしくそういうことを含めて、今、実は民間の事業者と不断の協議をしております。どこかで失敗したという話がありましたが、私常々チャレンジということをおし上げていますので、最終的には民間の採算性が取れるものを引っ張ってこない限りは、そこに対して公費を、常にランニングコストがかかっていくということになりますので、基本的には採算性を取れるような事業体というものを探しながら協議をしていくと。その中で、最初の初期投資とか、そういうところについての支援策というのは、国も大型のものをここ一連の中でつくっておりますし、村としても企業立地の補助金等の条例化、再条例化ということをおし上げていただいておりますので、そういったことを踏まえていろいろな協議をしています。協議段階のことについては、相手方がいらっしゃいますので、なかなか村民の方々、あるいは議会の方々にお伝えするということまで来ていないものですから、行政を見る限りは絶対無理なんじゃないかという話を、今、おっしゃられたと思いますけれども、決してそうではなくて、今はかなりの部分で協議をしている部分が少なくとも1社あるという部分があります。

それから、私の村政になってから木質バイオマスと、それから長泥に関してはこの間、住民の中で協議をいただいて、企業誘致という方向性で了承いただきましたから、そういう形で企業誘致ということについても、ここを二十数年来なかなかなかったものについて、相当なスピードで今、進めているということでもありますから、おっしゃることに

については、行政の経費もかかりますから、村税収入とかそういうことも考えて企業誘致、あるいは雇用の創出ということ踏まえて様々な取組をしている。それが私の言葉で言うと、住民福祉の向上という中に全てが込められているので分かりづらいということかなと思いますので、その辺少し分かりやすい形で周知することも含めて考えていきたいと思います。

それから、国に要請する最後のチャンスだということではありますが、先ほど申し上げましたけれども、県の町村会や様々な機関を通してだけじゃなくて、村単独での強い要請というのをもさせていただいております。それは要望書の中に書いてあること、あるいは書いていないことということもありますので、そういった形を様々と取らせていただきながら要請をさせていただいています。

長泥地区に限っては、住民の説明会、懇談会の中でいただいたお話というものを、私たちというフィルターを通して国に伝えるだけではなくて、国の担当に直接そこに立ち会わせて、そして直接のお話として聞いてもらうということも取り組んでおりますので、様々なやり方で、国に対する要請活動についてはさらに詰めていきたいと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 今、様々な活動等が行われているというのを聞いて、まず一つは安心しておりますが、少なくとも医療に関しては国から赤字分の補填とかがあれば、いつか開設できる可能性が高いのかな、すぐ取り組めるところもあるのかなと思っております。

私たち議員は、やはり村民から意見を聞いて、その意見がもう何年も同じようなことをすごく悲しんでいます。ぜひそれが解決するようにお願いしたいと思います。

2点目、村の復興の在り方について。

「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現こそが目指すべき飯館村の将来像であるのご答弁があります。ただ、その「わくわくする楽しいふるさと」が分かりづらいと。これは住民懇談会に参加した村民からもあったと思います。

今回の避難指示判断基準と関係するんですけども、どのような状態になることが飯館村の復興となるのか。これを共通認識を持っていかないと、村民・行政・議会がばらばらにこの復興に対して感じているのかなと思っております。それが、先ほどの住民懇談会での結構強めの意見だったと思います。具体的な施策を出してくれということだったと思います。再度質問するのは、飯館村の復興というのはどういう状態になったのが復興なのか、再度質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 今、復興という言葉が使われましたけれども、花井議員のお話の中でも、再生という言葉と違うじゃないかというお話のご指摘がありました。私自身も村政を担わせていただくときに、復興という言葉に対する反省というところから、私は実は再生と発展という言葉だったりを使っています。復興という言葉が非常に行政的であって、その目的がどこにあるのか、終着点がどこにあるのか分からないと、住民不在という部分もかなりあったのではないかなという中で、私はふるさとの担い手たるそれぞれの方々が、自分の中からわくわくというものがにじみ出るような、そういう村であるべき、

それがもともとの村であって、皆様、先人方々が築いてきた村であると私は思っておりますので、誰かが準備したものの、その終着点に向かっていくのではなくて、そういうために行政はやっていきますけれども、そういったものを利用して、ふるさとの担い手たる村民の方々、新しい移住されてくる方々が自分たちでふるさとをさらに育てていく、そんな村であるべきだと私は思っているところです。

ですので、復興という話であれば復興計画というものを村は持っておりますので、今やっている事業はほとんどが復興計画に基づいて全て事業申請をしてやっていますから、それがあの当時、様々なことが盛り込まれておりますけれども、復興の姿です。あの中で分かりづらいという話ありますけれども、震災前の村が、例えば一言で言い表せるような村だったのかと私もちょっと考えるところがあります。様々な人の取組があって、その意気込みがあって、そういったものが複雑に絡み合う中で、村の魅力というものがあったのが震災前の村ですから、それを一言で表すことはできない。だから復興計画の中でも様々な目標値があったり、言葉の散乱というものもあります。6次総の中でもかなり多岐にわたって、集中的な話だけではなくてかなり大幅な話になっているのはそういう理由だと思いますので、その辺は行政が国に対して要請していくための根拠資料でもあるので、かなり幅広く復興計画は抱えているし、6次総もそういうコンセプトがあったと認識しております。ただ、おっしゃるとおり村民の方が分かりづらいということであれば、それはかなりもっと工夫をして、努力をして伝えていくということが必要だと思いますので、私自身もそういった努力をさせていただきますし、行政としてもその取組を進めていきたいと考えているところです。

以上であります。

2番（横山秀人君） 復興と再生という言葉がありますが、飯舘村の復興、まずそのインフラに関して、先ほどと重ねてになりますが、飯舘村の復興というのは、事故前の医療体制・介護体制・買物体制が同じように整うことですよと。そういう設定の下、それに行きますと。プラス今度はそれだけじゃなくて、再生という言葉の中で事業を実施していきましょうということでもあります。この点については、多分それぞれこれ以上は質問いたしません、今回、幸いにして第6次総の改定に入りますので、その中でも十分議論いただければと思います。

続きまして、5項目め、交流・移住・定住事業の現状と課題解決に向けた取組について、質問いたします。

まず1点目、1億800万円が計上されている今回の交流・移住・定住事業の業務委託の運営状況及び成果は計画どおりに進んでいるのかという質問をしたわけですが、回答の中ではその事業内容の報告だけでありました。実際、予定していた計画と比較して、順調、それともやっぱり課題があるよとかという形の現状分析等をお聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず1点目の交流・移住・定住のうち新規業務委託の部分であります。新規業務委託の運営状況であります、移住窓口支援業務ということで、7月22日に移住サポートセンターを開設して、常時2名以上の窓口体制で業務に当たっ

ているところであります。これについてはほぼほぼ、移住希望者、そういった方からの問合せ、また訪問というようなことで、十分対応をしているところでありますが、これまでの相談件数、12月上旬までで56件、内容につきましては、移住希望者からの相談、それから空き家・空き地の情報、そういった部分も含めて、移住窓口相談、移住サポートセンターで窓口となってきまして、そこで村の状況、それから人のつながり、それから学校、教育関係はどうなのかというようなこととか、仕事関係についてはどうなんだ、そういった部分、そういったものも含めまして、ワンストップ窓口というような意味で、その窓口業務に当たっていただいているところであります。村民の方4名をその委託先の業者で雇用していただきまして、当初の計画どおり、今のところ順調に進んでいるものと思っております。

以上でございます。

2番（横山秀人君） では実際に移住に至った案件があるのかどうか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 実際に今年の移住者の実績、ちょっと今、手元にはございませんが、前からの移住先の方、そういった方が村の状況等をお伝えいただいたりした部分もありますけれども、結構村の例えば子供の就学状況、そういった部分のサポートが充実していますよという情報とか、そういったものも移住窓口も含め、そういった今までの移住された方の情報も含め、数名お子さん連れの方もおりますし、そうでない方もおりますが、移住については順調に進んでいるものと認識しているところでございます。

2番（横山秀人君） 今回、新規事業ということで1億円、また1億円にこだわるわけではありませんが、村としてはとても大きな事業投資なわけでありまして。一村民を代表した一議員として、やはり今後も進捗状況とか、また実際どういう実績なのか、何か課題がないのかとかという形で、やはり監視するのも議員の仕事でありますので、改めてこちらについては、一般質問に限らず確認しに行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目、住宅不足の件についてであります。体験住宅、移住体験住宅が草野にあると思います。こちらの利用状況と課題があればお聞かせいただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました草野にあります移住体験住宅の使用状況でございます。近年、ここ数年は全く使われていないというのが実態かなということでございますが、そのなぜだという課題について。いわゆる一般住宅をそのまま提供するという形で、村の理想の住宅という形になっていないという部分もあるのかなとも思っているところではあります。使いやすい、村としてはこういった住宅が理想で、そういった、そこを拠点として生活するというのはどうでしょうかというような感じの体験型の住宅というようなことで、改良を加えながらお勧めできればいいのかなと思っておりますが、まだそこまでは至っておりません。これから使いやすいような住宅にしながら、利用者を募ってまいりたいと考えているところでございます。

2番（横山秀人君） ほかの市町村がよく体験住宅できましたよと新聞記事等を見ます。拝見します。飯館村の場合、早くから移住体験住宅を整備、購入したと思うんです。購入し

てリフォームしていたと思うんですけども、今のお話だと数年利用していないと。飯館の家に住むというよりも、飯館の環境というかどんなところなのかというのは、やっぱり長期的に住んでみて認識するところだと思うんですね。今の体験住宅が適さないのであれば、これは空き家登録をしてすぐ移住資産のほうに提供すべきだし、今の体験住宅がリフォームすればもっと体験住宅としてすぐ利用できるんだというのであれば、当初に当初予算を取って直すなり、あの状態のままでは、やはり環境的にも悪いと思いますので、今後どのように利用するか、十分議論いただきたいと、検討いただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 今、空き家、お試し体験住宅の部分についてご提言いただいたと思っております。そのようなご指摘を踏まえて、担当のほうで考えたいと思いますけれども、空き家については、今まで空き家バンクがありますよということで登録をお願いしますという待ち受けのやり方しかしていないということに対して、非常に問題点があるということで、今回、業務委託をする中でプッシュ型の探しをしていると。しかもその行政区長さんとか地元をよくご存じの方にも情報をいただきながらということで、所有者じゃない方にも情報をいただきながら進めているところです。今、おっしゃられたように、その空き家がある程度すぐ入るような状況とかがあれば、そこがお試し体験を兼ねての場所になるかもしれないというのがありますので、そういったことも予算立て、なかなか村単でやるのは難しいものですから、予算立てを含めて今、検討しているということをお伝えしておきたいと思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 分かりました。

では6項目め、最後、ふるさと納税の受入れ体制等見直しについて再質問いたします。

これは私も勉強不足で、ほかの自治体のホームページとかそういうのも見ながら、飯館村がどこが違うのかなというところを見て、感じているところをちょっと質問したいと思うんですけども、寄附をいただいた寄附金額及び何に使ったか。例えば写真を含めた報告書等が飯館村のホームページ等で公開されてないと。これは寄附した方にとっては、また再度寄附したいと思う気持ちがつながっていかないのかなと思います。自分のした寄附がどのように生かされるのか。それをホームページで随時確認できるという体制について、今後どのように取り組むかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 寄附金額とか寄附、一般財源という部分もありますので、何に使ったかということが出せない部分もありますけれども、特定財源化されているものであればすぐに分かりますけれども、ちょっと確かに使い道という部分がなかなか見えないという部分があるのかもしれないので、その辺はちょっと工夫をしたいと思います。

それから寄附に関しては、震災後の様々な寄附が、継続的に毎月寄附いただく方もいらっしゃるし、毎年寄附という方もいらっしゃるものですから、そういう方々の個人的な情報は出せませんが、例えばどの市町村とかどの圏域から、かなり遠いところから、そういうお心を寄せていただきながら村の村政があるということを、ちょっと広報等で出せないかなという検討を去年させたような記憶がありますので、ちょっとそ

うという村民の方にも分かりやすい、そういうお心をいただきながら村が今前に進んでいるという部分、あるいは寄附いただいた方に対する、あるいはこれから寄附しようかなと考える方に対してのアプローチという部分について、様々ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 村のホームページを確認しますと、ふるさと納税のご案内の掲載時期が2017年になっている。5年前の情報が掲載されています。その中で、こういうのに使ったよと文字で、触れ合う彫刻にも使ったよという形が残ったままになっております。やはり様々な自治体のホームページを確認いたしますと、本当に納税をしてくださいという意識がとても強く、PRにしてもSNSで広告をお金を出してでも広告する自治体があります。それはそれを行ったとしても、地元にとってそれだけの寄附金額とあと返礼品の販売額が見込めるということで、広告代を使って広告しているという現状があると、そういう自治体と競争するのは大変だなと思うんですけども、少なくともここずっと見ている限り、これだけ更新がされていないということは、多分人員的に、ここふるさと納税に対する体制が取れないのかなと思っております。

視点を変えて、本当にこれは飯舘というブランドをどのように発信していくかも含めて、企画からプランから実施方法から商品開発から、飯舘村だけじゃなくて、先進的な事例の自治体を視察等しながら、どのような方法が飯舘村に合っているのか、来年度はもう検討いただいて、積極的に私たちがどうぞ飯舘に寄附してくださいと、ここを見てくださいよという形でなれることを願っております。6項目についてはこれで終わります。

最後に、今回、質問に対する回答が変わりまして、6項目というのは当初、前のような回答であれば、6項目すればもう1時間半がなくなってしまうなということで、6項目挙げさせていただいたんですけども、今回回答が短かったおかげで、結構な質問等できました。ですので、次回以降、6項目から漏れたところもまだ多々あります。ですので、また質問項目もこのような回答体制に、もっと多分細かく質問すればもっとテンポよく質問、あと答弁ができると思いますので、こちらも工夫していきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。以上です。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） ふるさと納税の件だけ、ご指摘いただきましたので非常にありがたいご提言かなと思っております。ただ、私、ふるさと納税の部分については、村の産品を増やすというふうに大きくかじを切りましたので、前までは確かにお金を集めるということに重点を置いた、いろいろな市町村のご協力をいただいたふるさと納税から始まったわけですけども、今は村の産品をしっかりとPRしていく場所でもあると考えておりますので、ただ、産品というのはそこにあればいいだけではなくて、育て上げるという部分がありますから、今年の、先ほど前段の質問の中で、移住・定住策の中でやっている産品づくりとかPR事業、県内の大学での大学生によるその産品の販売等々、そういう中で培われたニーズと申しますか、どういう商品であれば売れるのか、どういう魅力があれば売れるのかということ、今、逆に言うと1年かけてかなりイベントを組みな

がらそういう情報収集しているという段階でもありますから、そういう事業者あるいは職員も参加しておりますので地域おこし協力隊も参加いただいたり、生産者も参加いただけてますから、そういうフィードバックをしっかりといただきながら、来年に向けて検討していきたいと思えます。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は15時とします。

（午後2時36分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時00分）

議長（佐藤一郎君） 4番 飯畑秀夫君の発言を許します。

4番（飯畑秀夫君） こんにちは。4番 飯畑秀夫です。

まずは初めに、本村で起きた鳥インフルエンザ陽性により、杉岡村長、高橋副村長、役場職員の皆様、そして作業に関わった職員、関係者の皆様、寒い中の対応、本当にお疲れさまでした。おかげさまで、県は12月12日、高病原性鳥インフルエンザが発生した飯館村の採卵系農場で行われた防疫措置について、周辺環境への影響を調査した結果、異常はなかったと発表いたしました。本当に安心いたしました。

このように、家畜伝染病または災害等がいつ起こるか分かりません。今回、防災センターを活用したと聞きましたけれども、非常に意味が大きいと私は思っております。防災センターを使用し、改めて利点、欠点があったかと思えますので、ぜひ改善するところがあればしてほしいと思えます。

また、令和4年度、村の振興に貢献された6の方が表彰されました。本当におめでとうございます。これからも飯館村存続、発展のためにご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、私からは4項目について一般質問をいたします。

2011年3月11日に東日本大震災及び原子力発電所事故が発生しました。4月22日に計画的避難区域に指定された本村民は、避難を余儀なくされました。約6年間の全域避難が続き、2017年に避難指示解除となり、翌2018年4月に村内で授業を再開しましたが、草野小学校、飯樋小学校、白石小学校、飯館中学校の4校が、2020年3月末に残念ながら閉校いたしました。

その後、避難地域では初となる義務教育学校として、2020年4月5日に、小・中9年間を一貫教育する義務教育学校、いいたて希望の里学園が開校しました。早いもので2年9か月が過ぎようとしております。震災前の2010年には飯館村村内に小学校3校と飯館中学校1校があり、計531人が在籍しておりましたが、2020年10月13日現在の資料では、いいたて希望の里学園に76人の生徒が在籍しており、これは震災前の約15%にとどまっております。いいたて希望の里学園は、環境設備等にも恵まれていると思えます。そこ

で質問いたします。

いいいて希望の里学園について、①、GIGAスクール、ICTの活用の成果と課題をお伺いいたします。飯舘村存続のためには子供たちの力が必要だと思っております。将来を見据えて児童・生徒の確保が課題ではありますが、対策をお伺いいたします。

続いて、新型コロナ感染から3年が過ぎましたが、第8波、新型コロナウイルス感染がまだ拡大しております。早くマスクなしでの生活、笑顔で会話できる生活に戻ることを望んでおります。そこでお聞きします。

新型コロナウイルス感染症対策について、①、他市町村では、新型コロナワクチン接種率について、年齢別接種率及び接種回数をグラフ化したものを市町村公式ホームページ、または広報等で周知している市町村もあります。当村においても、年齢別接種率及び接種回数をホームページ及び広報等で周知が少ないかと思っております。住民の間でも、当村における具体的な接種率及び接種回数を周知してほしい。他市町村と比べてみたいという声もありました。そのため、当村における年代別のコロナワクチン接種率及び年齢別接種回数をお示しください。またグラフ化した資料があれば幸いです。

②、今年10月に厚生労働省は、長引くコロナワクチンの副反応事例を報告されていることを受け、実態調査を行うと発表しました。ワクチン接種で副反応が本村に報告されているのか、伺います。

③、新型コロナ感染で後遺症が報告されているのか。また、報告があった際の対応についてはどのように行っているかお伺いいたします。

④、今年11月29日、文部科学省は全国の教育委員会に、飲食の場面における感染症対策について通知いたしました。このことを受け、他県の一部では黙食を見直した学校もあるようです。その背後には保護者による要望もあったと聞いております。当村の学園における実施状況をお伺いいたします。

震災から11年9か月が過ぎました。帰村した人数も少なく、高齢者の割合が大きくなっております。その中で独り暮らしや身体が不自由な方もおられます。安心・安全に暮らすためにも、安否確認、情報の発信、また確認等が必要かと思えます。そこで福祉施策についてお伺いいたします。

①、緊急通報体制整備事業等の緊急通報の概要と、何人利用されているのか。村内と村外の利用人数をお伺いいたします。

②、現在、国民健康保険税、介護保険料等が減免されているが、減免が終了すれば高額になるのではと心配の声があります。減免の期間と、本村65歳以上1人当たりの介護保険の金額は、概算幾らになっているのかお伺いいたします。

最後に、来年、令和5年5月に帰還困難区域の長泥地区復興拠点区域が解除されると発表されました。飯舘村の復興はまだ道半ばであります。現在、準備、四苦八苦中ですが、これからもいろいろな課題がまだまだあると思えます。そこで帰還困難区域解除後についてお伺いいたします。

①、来春、帰還困難区域の特定復興再生拠点解除されるが、村として今後の復興ビジョンをお伺いいたします。

②、長泥地区に企業誘致をすることのことでありますが、概要と今後の企業誘致の施策をお伺いいたします。

以上4項目、お伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問の1、いいたて希望の里学園についての1点目、ICT活用の成果と課題についてお答えいたします。

子供たちへのタブレット端末の導入により、個々の回答や感想などをクラス全員で共有したり、コロナ禍においてはオンライン事業を行ったりしており、授業や教員の業務の効率化にもよい影響を及ぼしていると考えております。

一方で、ICTは常に最適な状態で稼働させる必要があります、機器のメンテナンスや買換えなどが必要になってくること、教師のICTスキル研修の充実などが今後の課題でもあると考えております。

次に、1の2、将来を見据えて児童生徒の確保が課題であるが、対策を伺うについてお答えいたします。

本村の学校は、令和2年4月より義務教育学校としてスタートし、少人数教育の特徴を生かすことにより、学びの段階や個性に応じたきめ細やかな指導を行うことができおり、飯館村第6次総合振興計画に基づく事業のほか、特色ある教育活動により、元の学校への就学希望者を増やしてまいりたいと考えているところであります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、当村における年代別のコロナワクチンの接種率及び接種回数についてお答えいたします。

12月1日現在の接種状況ですが、65歳以上の高齢者と64歳以下で報告いたします。まず、65歳以上については、初回接種、これは1回目、2回目のことでありますが、1,972人で94.3%、3回目接種が1,916人で91.6%、4回目接種が1,771人で84.7%、5回目接種が746人で35.7%となっております。またうちオミクロン対応ワクチン接種が866人、41.4%となっております。

次に、ゼロ歳から64歳については、初回接種が2,199人で79.9%、3回目接種が1,888人で68.6%、4回目接種が1,102人で、5回目接種が46人となっております。うちオミクロン対応ワクチン接種が732人、26.6%となっております。

次に、2の2のワクチン接種で副反応が報告されているのかについてですが、接種部位の痛み、発熱等以上の報告は受けておりません。

次に、2の3、コロナ感染の後遺症が報告されているのか、また報告があった際の対応についてですが、現在まで村民からの報告はありませんが、なお報告がありましたら、かかりつけ医等の医療機関をご案内いたします。

次に、2の4、今年11月29日、文部科学省は全国の教育委員会に飲食の場面における感染対策について通知した、当村の学園における実施状況を伺うについてお答えいたします。

当村のまでの里のこども園やいいたて希望の里学園においては、子供たちのコミュニケーションは十分取れていると考えており、給食における黙食については、現在の第8波の状況などを鑑みて、しばらく続けていきたいと考えております。今後についても、

感染状況等を踏まえ、適宜教育現場において対応してまいります。

次に、3、福祉についての1点目、緊急通報体制整備事業の概要であります。独り暮らしの高齢者や重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速に対応できる体制を構築する事業となっております。現在の利用状況につきましては、村内利用者が14人、村外利用者が7人の計21名となっております。

次に、3の2、介護保険料等のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税や介護保険料等については、震災以降、一定以上の所得がある被保険者を除いて、現在も減免が継続しております。原発被災地における減免の期限については、避難指示解除後10年をめぐり、段階的に終了する旨が国より示されており、本村においては、令和7年で免除が終了し、令和8年度は2分の1減免、令和9年度からは免除が終了となる見込みとなっております。

また、介護保険料は、第8期飯舘村介護保険事業計画での保険料基準月額が7,150円で県内で7番目、全国の自治体と比較しても45番目と高い状況であり、村民一人一人がより健康に暮らすための健康診査や保健指導等を継続して進め、医療費の抑制や介護予防に努めることが重要と考えております。

次に、4、帰還困難区域解除についての1点目、長泥地区の復興ビジョンについては、長泥地区の皆さんに委員として参加いただいております長泥地区将来構想検討委員会にて検討を進めているところであります。

2点目の誘致企業の概要と今後の企業誘致等の施策についてですが、このたび長泥地区に誘致する企業は、脱水汚泥や村内の家畜ふん尿を堆肥化するための中間処理施設、資源型堆肥製造施設を運営する企業であります。

また、今後につきましては、住民福祉の向上に寄与するものであることを念頭に、企業誘致、なりわいづくりを進めてまいります。

4番（飯畑秀夫君） また再質問をいたします。

広報いいたて12月号に8ページにわたって、いいたて希望の里学園の特集記事が掲載されておりました。特集の1ページ目に子供たちが登校する写真がありました。朝日に照らされた子供の影が大きく伸びていました。この影のように、将来、夢を持って人として大きく育ててほしいと思いました。「いいたて学」やICT教育、外国語教育等、本当にすばらしい希望の里学園の記事が掲載されておりました。次回のいいたて希望の里学園、特集2についても楽しみにしております。

ICT教育について再質問いたします。タブレットを今、活用していますが、学校を休んだときにどのように活用しているのかお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 学園の記事を目にいただきまして、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。ICT関係でタブレットの活用について、休んだときということ、つまり例えばコロナ等の欠席のときということですね。一斉に臨時休業をするということが、現在のコロナの状況では長期にわたることがないために、いわゆるオンライン授業というのを行っているという状況では現在はありません。ですが、短期間でも欠席した子供たちに、例えば授業の様子をタブレットで映して見せてあげたり、あるいはタブ

レットを通じて健康観察、面談等も行っているというそういう状況です。それからあと一人一人の状況に応じてドリル、そういったもので学力の定着を図るということは行っております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 今、教育長がおっしゃったとおり、私が聞きたかったことは、休んだときタブレットでもう一度勉強ができる体制が整っているというか、タブレットでやるとき先生が教えるときに、この先生の様子を撮影しておけば、学校を休んだときもタブレットで勉強でき、また復習もできると思うんですが、その先生が教えているところを撮影して見られる形になっているんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） その状況、それは可能ですが、そういう授業の様子をタブレットを使って見ることは可能ですが、それによって授業を行っているということはありません。一斉に必ずその授業の様子を見せなさいとは学校では行っていません。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） よく今、ICTでいろいろなところで勉強、インターネットで先生・講師が教えたりするところがありますけれども、やっぱり先ほど言ったとおり、先生が重要なところでもいいですけども、先生が直接黒板に書いて教えてるところを撮れば、子供たちも今日分からなかったところをもう一度見てみようかなと、その観点からお聞きいたしました。

続いて、タブレットは一応勉強に使うと思うんですけども、ほかのサイト等も閲覧できるのかお伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） タブレットでほかのサイトが見られるかということですが、セキュリティーの関係で許可したホームページ等以外は見られないようになっております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 見られないということはもうセキュリティーがきちんとしていると、万全だということでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） はい、そのとおりです。

4番（飯畑秀夫君） 先生や、友達にもそのタブレット等で連絡は取れるのでしょうか。お伺いします。

教育課長（高橋政彦君） 教員と児童との通信ができますが、子供同士の通信というのはできないことになっております。

4番（飯畑秀夫君） ICTタブレット、電子機器で便利になった反面、準備等で先生方の仕事というか残業時間等は増えていないのかお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 確かにスキルアップのために、あるいは準備のために少々時間が取られることはありましたが、現在はもう先生方も子供たちも非常に使いこなしております。特にその負担は感じていないものと私は思っております。逆にむしろ例えば板書とかあるいは掲示物なども電子黒板を使って、ICT機器を使って提示できる。こういったことでむしろ効率化が図られているんじゃないかなと思っております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 以前、教育長の答弁で、便利になってもタブレット等ICTになっても使うのは人で、人間であると以前、教育長がおっしゃいました、確かに使用、利用する人は人間です。どのように活用するかが大切になってきます。広報いいたての記事で、英語の授業では、キャメロン先生の友達で、アメリカ在住のニキータ先生とオンライン交流を楽しんだとのことですが、直接外国人と会話することは、生徒たちにとって非常に大きなことで、大変よい授業であります。ぜひともたくさんの外国の人と会話を続けて、ステップアップでICTを活用してもらいたい、そのように思います。

続いて2点目、生徒の確保についての再質問をいたします。

過疎化が進んでいる地域の学校などが留学制度を受け入れ、学校教育の振興や地域の活性化を図ることを目的として、市町村・学校及び地域が主体となって実施する山村留学制度があります。長野県が初めて山村留学を行い、現在も続けております。自然豊かな農村・漁村に小・中学生が1年単位で移り住み、小・中学校に通いながら地元様々な体験を積む活動です。四季を通した様々な自然体験、キャンプなどの野外活動、小規模校での授業、地域との交流、1年間にはたくさんの体験を得ることができる。生徒数の減少を止めるために、飯館村にも最適かなと思いましたが、このような事業はいかがでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 山村留学についてですが、様々な市町村の取組を見ておまして、何度か教育委員会の中でも検討まではいきませんが、話題には上っております。ただ、なかなか実際、その受入れ体制というものが非常に難しく、なかなか具体的な検討に入れないというのが実際のところですが、山村留学とまではいきませんが、短期留学、子供たちは夏休みになるとは思うんですが、ちょっとでも短い間に受け入れて飯館の生活を経験する、あるいは学校の子供たちと触れ合えればいいんですが、そういったことを想定して計画はしております。その前段階として、前年度、これ飯館村の子供たちだけではありますが、防災センターを使って合宿通学というものを行いました。これは隔年になる予定ですが、今後、何らかの形で移住・定住との関わりもありますが、何らかの形で村外の子供たち、あるいは県外の子供たちを村内に呼び込んで、飯館村、あるいは学校、「いいたて学」等々を少し学んでいただいて、興味を持っていただいて、それが移住・定住につながればよいなどは考えております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 教育長がおっしゃったとおり、なかなかこれ難しい問題で、全国的にも少子化、どこの学校も子供が少なくなっていく、そのことが課題になっております。秋田県で実際実施している秋田型教育留学推進事業で教育留学を実施しておりますが、秋田県の学力が高いこともあるのかもしれませんが、秋田県のこの留学、教育留学ですか、それは大変な人気があるようであります。本校の教育取組も素晴らしいものがあります。教育留学等はやっぱりなかなか難しいですけども、いろいろなやっぱり話し合いながら、生徒を増やしていってみる価値があると思って、ホームページをいろいろ見ていたんですけども、また徳島県ではリアルスクールというのも実施しております。リアルスクールは、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にして、双方の教育を

受けることができる新しい学校の形です。地方と都市の交流人口や関係人口の増加による地方創生と、少子化への対応、子供の豊かな体験機会の提供の視点から、地方と都市の学校を結び、教育環境を創造することによって、地方と都市、双方の視点に立った考え方でできる人材を育成するとともに、2地域居住や地方維持を促進することを目的として、徳島県独自ですけれども、リアルスクールということを行っていて、国に何か表彰されたという記事が載っておりました。

生徒数が減少していく中で、本村もいろいろな取組をして、本校の特色ある教育活動をやうまくPRして存続していかなければならないと思っております。なぜこんなことをお聞きしたかと言いますと、同じく避難地域の中で、小学校、中学校、再開しましたけれども、小学校に入学する人がいなくて休校している新しい学校、休校してもう中学生しかいないという記事を見ましたけれども、やっぱり多額のお金をかけて学校を建てても、そこに勉強する子供がいなければ厳しいのかなと思うんですけれども、もう一度前向きな検討をしてもらいたいと思うんですが、考えをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） まず山村留学については、何が一番の課題だったのかといいますと、やはりその受入れ先ですね。例えばホームステイ先であるとか、あるいは合宿先であるとか、施設の問題もありますし、その辺がなかなか被災地ということもあるんですが、厳しい。それからリアルスクールについても私、少し勉強させていただきましたが、これについてもやはり今後これからになると思うんですが、近隣の市町村とも連携を取りながら検討を進めたいと思っております。

それから、入学児童が少ない市町村ということの話がありましたが、本村の場合は幸いまでの里のこども園の卒園生がほぼ事情のない限り入学していただいているので、ですから本村においてはまず村内のことを考えて、今やっているような、保育園・幼稚園、そして小・中のいわゆる連携を深めることが大事だなと。よく言われます小1プロブレムというんですが、小学校入学したときに適応できない、そういった問題があるんですが、つながっている校舎ですし、同じ敷地内ですので、そういったことも改善できているのかなと。実際、入学をする子供たちも少なくもないんですが、先ほど話題になりましたが児童・生徒数の確保ということ、増加ということについても、例えば今年度について言えば、4月に比べて児童生徒数は約10%増ということで、非常にいろいろな要素があったものですが、本校を選んで、本村の学校を選んでいただいているという状況があります。

あと村としても、やはりこの村の学校に通うということのデメリットとか、負担をなくすような施策をやっておりまして、ご存じのとおり、制服、給食、こういったことの無償提供もそうですし、スクールバスもそうですし、それから今年度から始まった村内から村外の高校へ通う子供たちへの奨学金などということで、村の学校に通うことのデメリット負担をなくすということにも努めております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） なかなか難しい問題ですけれども、やっぱり秋田県では実際合宿するところを提供しながら、そこで子供たちが住んで、地元の人と一緒に交流しながら勉強を

してるとお聞きいたしました。なかなか本当に難しいあれですけれども、やっぱり学校、先ほど聞いたこども園に、今、子供を見るといいますけれども、5年後、10年後とかその先を見ると、なかなか前もってやっぱり対策しておかないと、飯舘村存続のために厳しいのかなと思ってお聞きしましたので、どうぞこれからのご検討をよろしく願いして、次の質問に入ります。

続いて、コロナ感染についてお聞きします。健康福祉課の皆さん、コロナワクチン接種の対応でお疲れさまです。ワクチン接種のパーセントをもらったんですが、やはりこの数字だとちょっと見づらいのでグラフ化とかして、やってみることは可能でしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） ワクチン接種につきましては、先ほど村長が65歳以上とそれから64歳以下というような形で報告をさせていただきました。細かく数字についてはデータ取り寄せできますので、ホームページ等で公表というのは可能かなと思っております。

ただ、ワクチン接種につきましては、今、12月、先ほど報告しましたが12月1日現在の報告であります。既に12月末までとして、いちばん館で約550人ぐらい接種を終了しているという部分ありますので、そういった部分を含めてご報告できればなと思ってます。

今、最新の情報をちょっとお知らせいたしますと、12月19日現在でオミクロンのワクチン接種率は41.5%という形になっております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） この資料見るとゼロ歳から64歳、あと65歳以上で分けておりますけれども、1回目、2回目、3回目、4回目、5回目といくにつれて、接種率のパーセントが下がってきております。今、二価ワクチンも出ておりますけれども、なぜその要因はとか、なぜ打つ人が少ないのかちょっと推測しているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 一番の要因としましては、やはり副反応時の発熱だったり痛み、そういったものが経験ある方についてはちょっと控えるという部分はもしかするとあるのか分かりません。そういったことが1つの要因かなと思われれますが、ただ、ここに来まして接種をしないという方も、やっぱりこの冬場に来てインフルエンザと同時発症という部分を懸念して希望する方も出てきているのが現状です。

4番（飯畑秀夫君） 実は私も数回しか接種してなくて、コロナに感染したんですけれども、2回しかしていなかったからこそちょっと高熱が出たのか、これはやっぱり3回、4回打つと抗体ができると今回広報に載っていたんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 国、厚生労働省からは、そういったことで重症化防止のためのワクチン接種であるということ、それから一定程度の、特にこのオミクロン株対応ワクチンにつきましては、感染予防についても一定程度効果があるということでの報告は受けているところであります。

4番（飯畑秀夫君） 続いてはコロナワクチンの副反応や後遺症についてお伺いしましたけれども、村のほうには分からないということですのでけれども、それは接種した人とかコロナ

にかかった人にアンケート等を取った結果なのか、どんな形の、今、全然報告はないよという形なのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 通常のいろいろ会話する中でのこういう反応があったよという部分がありますけれども、正式にこういう副反応があったんだということでの届出ではないということでもあります。

4番（飯畑秀夫君） なかなか副反応といっても、私やっぱり感染して、その後やっぱり数か月ちょっといろいろ喉とか痛かったので、それが後遺症なのかよく分かりませんが、その人たちのためにも、今日資料をもらいましたけれども、新型コロナウイルスに対する相談、窓口フローチャート、これ分かりやすいですね。熱があった場合どこどこに電話しなさいとか、症状がない場合は抗原キットを送付依頼の電話番号を書いてあります。本当にこれ丁寧で、これホームページとか村民に提供して、そこに連絡先がないのが先ほど言った後遺症ですか、後遺症は少人数だとは思いますが、やっぱりいるのはいるので、その問合せの番号もどこかあればいいのかなと思いますけれども、お聞きします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 感染後のいわゆる後遺症と、それからワクチン接種後の後遺症とまたちょっと違うのかなと思われまので、その部分について、ただ、ワクチン接種後の長く後遺症が続いているという報告は、村のほうには今のところ全然上がってきている状況ではありませんので、今のところ予定はしておりませんが、そういった部分、問合せあった場合には、医療機関に紹介するなり、あるいはかかりつけ医を紹介するということでの相談になるのかなと思われま。

4番（飯畑秀夫君） 続いて、緊急通報体制整備事業についてお聞きいたします。この緊急装置ですね、緊急のときこれ、もう少し詳しく説明してもらってよろしいですかね。緊急のときはボタン押ししたりしたとき、どのようになるのか。どのようなその後の流れになっていくのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 緊急通報装置でありますけれども、いわゆる携帯電話型の通報装置であります。高齢者世帯にお貸しするというので、緊急時であった際にはそれを使っていただいて報告をしていただく。通常何も無い場合についても、契約している会社から例えば定期的に連絡が行く、そういった流れになっているところであります。

4番（飯畑秀夫君） 緊急通報体制事業なんですけれども、これ、いつまで続くのか、また、料金とか、これから申請とかもできるのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） いつまでということでは別に終期があるわけでもありませんので、継続して対象者がいる部分については、継続してまいりたいと考えております。

4番（飯畑秀夫君） 利用したいときは健康福祉課に問い合わせる形でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） お問合せは健康福祉課に問い合わせただければと思います。よろしくお祈りいたします。

4番（飯畑秀夫君） 続いて介護保険料、今1人頭7,150円、当時は8,000円、9,000円になっていて大きかったのかなと思うんですけれども、今、県内で7番目になっておりますけれども、原発事故の長い避難生活により体調が悪くなった方も多数おられます。引き続

き医療費等の減免を求める声がありますが、被災市町村と一緒に要望すべきと思います
が、村長のお考えをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 飯舘村としては、相馬地方市町村会、あるいは福島県町村会、あるいは被災地域の要請活動を共にする中で、一定程度のこういった制度のめどをしっかりとつけるべきだというような要請と、それから急激にやめるのではなくて段階的な措置が必要だというような要請活動をする中で、国のほうから避難指示解除後10年をめどにという話が出てきましたので、ある意味、私たちがうちの村だけではありませんけれども、関係自治体の要請に対する一定の回答を国が出したという状況です。

他町村の動向を鑑みるに、それを手放してはいという話ではないかと思えますけれども、それに加えて今後介護保険料が高止まりしたり、あるいは健康を害するような状況があったり、あるいは医療体制が足りないとか、いろいろなことがありますので、そういった要請活動に加えながら話はしている、介護保険料を単に下げるということではなくて、健康で長生きできることが非常に大事なので、そういったところをしっかりと構築できるように、様々な要請を繰り返していきたいと考えております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 続いて、帰還困難区域解除について、再質問いたします。

帰還困難区域の解除については、国道399号線の補修工事等も行われて準備が進んでいる中でありますけれども、読売新聞は、2020年9月11日の記事で、双葉町の帰還は29世帯50人、葛尾村は帰還1世帯1人、大熊町に暮らすのは8世帯中12人、解除が遅いほど避難先への定着が進んだ、11年余りの歳月の重みだという記事がありました。帰還困難区域、長泥地区にも何人戻ってくるか分かりません。そのことでお聞きします。コミュニティの維持が課題になると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今、長泥地区において、復興ビジョンというようなことで検討していただいております。その中で、基本的に短期的あるいは中長期的に、特に農用地の利活用を中心にということで、今、話をされておりますが、その中でも、今後長泥に地元住民が継続的に関わり合えるためのコミュニティの検討、そういった部分もしっかりと検討していかなければならないというようなことで、その関わり、あとは人を呼び込む事業、コミュニティの在り方についても検討されているところであります。

先般、桜植樹ということで、長泥の住民、または長泥に交流のある方が集まって、植樹とか行われたようでありますが、そういった部分の活動についても、今後引き続きやっていくというようなことも話し合われているようでありますし、また、拠点施設となるべく集会所の周り、そういった部分もそれぞれの長泥の住民の方が植栽をしながら活動して、コミュニティのきっかけをつくっていくようなことも検討されているようであります。ということで今年というか、令和5年の3月をめどに長泥地区将来構想検討委員会から村に答申がなされる予定であります、その中でしっかりとそういったことも踏まえて、検討されているということでございます。

以上でございます。

4番（飯畑秀夫君） 解除したらまた長泥住民のコミュニティというか、住民同士がコミュ

ニケーションを取るのが少し課題だと思うんですけども、先ほど言った長泥地区将来構想検討委員会とお聞きしましたが、そこに長泥地区の全員が参加しているのかお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 長泥地区将来構想検討委員会でありまして、長泥地区の住民全員は参加しておりません。参加しておりますのは区長さんをはじめ四役と呼ばれる副区長さん、庶務会計さん、あとほか長泥地区においてこの環境再生事業の関係で、このことを踏まえながら農地等について検討しようという組織が出来上がっておりまして、班長さんとかで組織する組織なんですけれども、そちらの方約20人ほどがそこに参加しております。この方々との合同会議等を開催しながら、今、検討を進めているということでもあります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 帰還困難区域の解除、長泥地区の解除されますけれども、それで全てが終わったわけじゃなく、やはりこれからが復興していかなければならない。そこでビジョンをお伺いしたわけですけども、あいの沢に農業研修施設ができる予定ですけども、特定復興再生拠点長泥地区に農業の実習施設等を建てて、農業を担う人の育成の場とかにできないのかお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 長泥の地に農業の実習施設等は建設できないかというお話でありますけれども、現在今、長泥地区の将来構想検討委員会の中でテーマとなっておりますのが、来年春に避難指示解除を控えた直後の、いわゆる除染済みの農用地、これを今後どういうふうにしていくか、また、それ以外の環境再生事業の用地、今回、拠点区域外から漏れてしまった農地ということになりますけれども、中心的に話し合われているのが、今の除染後の農地をどうしようかという部分でありまして、この中でしかも、短期的にといいますのは、令和5年から令和7年ぐらいまでというところをまず考えてどうしていこうかという話をしているところであります。

この検討の今後でありますけれども、令和8年以降、私ども中期以降、中長期と位置づけておりまして、その中でさらにそのほかの農地等も含めた検討が進むとは思いますが、今、言われたような農業の実習施設というものがどうなるかということについては、その中で今後、地域の方々とも話し合っていくテーマかなとは思っておりますけれども、具体的には今のところ、まだそこについての検討は何も始まってはいないというのが実情でございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 飯舘村がこれからやっていくには、やっぱり飯舘村は農業の村であります。飯舘牛でも復活させるのであれば、国の予算を使って、そこに実習センター、また、将来、農業、第一次産業に関わる人を呼んで若い人を研修しながら、いろいろな今、農業だといろいろな補助金というか、1年、2年、3年間ですか。3年間勉強しながら給料というか少しもらいながら勉強できることもできるので、そこで長泥地区に建てて、建ててというか、国の予算があるのであれば、そこで実習しながら飯舘村で農業やってみたい、または地域おこし隊とかで今、いろいろありますけれども、地域おこし隊で農

業をやりたい人とかと結構募集している市町村を見かけました。地域おこし隊は国でも力を入れて、将来的にも増やしていくという形だったので、地域おこし隊で農業をやりたい人を募集するということはいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 後段の地域おこし協力隊制度を使つての農業従事者を確保するという取組がほかでも進んでいるということは重々承知しておりますので、既に来年度の予算編成に向かって、担当課のほうに様々なそういう地域おこし協力隊の制度をフル活用できるような検討ということで指示をさせていただいているところです。

長泥地区の中での研修というお話ありましたが、例えば環境再生事業、環境省が取り組む中で、今はまだ帰還困難区域でありますけれども、その中に入ってきた方々に今、動いてるさまであったり、あるいはこれからの構想ということの研修ということをやっておりますし、これから区域外の部分になりますけれども、堆肥製造施設の誘致ということが進めば、その中でゼロカーボンとかそういう新しい資源化という取組、長泥から新しいその価値を発信するような取組が示せるのではないかと思いますから、そういう意味での交流人口が期待できるのかなと思っております。ですので、農業にということでももちろん農業がメイン産業の地区でありますから、そういうところは非常に大事に村として考えておりますけれども、プラスしてゼロカーボンとかそういうことを含めながら、あるいは環境再生事業とか、長泥で非常に様々な取組をしてきたこと、あるいは植樹祭を含めて、地域の方々の気持ち非常に強くあるということを、いろいろな方が発信していく場として、そういう研修というものもあるんじゃないかなと考えているところあります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 長泥の曲田地区の復興拠点、区域外の公園はどのように活用するのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いわゆる長泥曲田地区の公園用地ということで位置づけた部分であります。線量低減の実証、検証用地ということで活用ということで、基本的に一般的な子供たちが遊ぶような、遊具があるような公園というイメージではなくて、線量低減がきちっとされているということで、誰でも立ち入って、そこで線量を測るなり、そういったことが確認できる土地として保管していきたいと考えているところでございます。

4番（飯畑秀夫君） 長泥地区に企業誘致をするということで、資源型堆肥製造施設を行う予定ですが、そこは汚泥を再利用する形なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今般、長泥地区に設立している、脱水汚泥、それから村内の家庭のふん尿を堆肥化するための中間処理施設ということで、資源型堆肥製造施設を整備するというような計画になっております。

4番（飯畑秀夫君） その点は福島県の汚泥だけなのか、また、工業用の汚泥も利用するのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 対象となる脱水汚泥ではありますが、福島県内排出の脱水汚泥ということで、きちんといわゆる工場とかそういったところから出るようなものでは

なく、重金属類とかそういった部分についてはきちんと検査をしながら、そういったものが含まれない形で搬入をするということになっているところでございます。

4番（飯畑秀夫君）　じゃあ土壌検査や水質検査は実施するんですね。その肥料なんですけれども、いろいろなところを見るとその肥料を利用して、村に安く供給できるのか。実際そういう施設が全国にあって、直接キロ何十円かで何か農家の人が使えて便利だとかとなっていたので、その再利用して飯館の農地に肥料を安く導入とかできる予定なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　安く提供するかどうかというのは、企業のこれからの運営、経営上の問題という部分もありますが、先般の長泥行政地区に対しての住民説明会の中では、できるだけ地域貢献をしていきたいというお話があったようであります。地域貢献策の中で、例えば地元の草刈り作業を一緒にやるというのも一つありましようし、あとはその地域の方が、この脱水汚泥、堆肥を使いたいということであれば、そういった部分も安価に提供するというのも考えられるというような話がありましたが、はっきりとこういうふうにして提供するというようなことにはなっておりませんが、まず企業からは地域に貢献をしたいというお声をいただいているところでございます。

4番（飯畑秀夫君）　地域に貢献ということで村の人を雇用する予定はあるのでしょうか。お聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　雇用、募集については、当然公にしていくということだと思いますが、当然その中で、村の、特に長泥の方とか、近い方について、ぜひ企業としては雇用していきたいというお話は何っております。まず募集をしてみて、手を挙げていただかないとという話にはなりますが、ぜひ雇用したいというお話は何っているところであります。

4番（飯畑秀夫君）　今ロシア、ウクライナ侵攻で、肥料、飼料も上がっていますけれども、肥料が上がっていて農家さんが困っているということで、肥料の対策として国土交通省とか農林水産省で、今、言った下水、汚泥資源の肥料利用拡大に向けて、次年度何か事業をする、力を入れるみたいなので、ぜひともその肥料ができれば、村の中で、先ほど申したとおり、少し安価で使えるようになれば本当に農業の振興に役立つのかなと思います。

やっぱり村が復興するために長泥、学校の維持もですが、第一次産業、企業誘致が課題です。次年度は、やっぱりもっと、もっとというか失礼ですけども力を入れて、帰還困難区域もですけども、村の復興に向けてどのようにしていけばいいのか、みんな、自分もちょっと勉強不足なので、やっぱりそういう有識者の集まりとか開いて、今後の村、これからどうして、どうやって存続していくためにいくか、やっていかなければならないと思っておりますので、今のことを強く要望し、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君）　執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君）　企業誘致、さらに力を入れていくと、必要があるというご指摘でありますので、まさしくそのとおりだと思っております。今年度工業団地、企業団地という名前だったかと思いますが、F F S 調査とか可能性調査をしていたりしますので、そ

ういった可能性を今年度の成果を踏まえて、来年度以降を検討すべきものがあるかなと思います。

それから、有識者を集めてというのは非常に重要な提言かなと思いますので、そういった取組ができるような形で、様々なところに声がけをしないと、探さなきゃいけないんですけども、やはり村は企業誘致という部分がちょっとなかなか二十数年来うまくできていなかったかなという反省がありますので、そういう有識者を巻き込むような取組ができればなど、来年に向かって検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

ご苦労さまです。本日はこれで散会します。

（午後4時02分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月21日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 花井 茂

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

令和4年12月22日

令和4年第10回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和4年第10回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和4年12月22日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和4年12月22日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和4年12月22日 午前11時32分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	△	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	6番 菅野 新一		7番 渡邊 計			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 大橋未来	
地方自治法の 第121条のよ り規定のため 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員会 事務局 局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員 会 書記 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員 会 委員長	伊東 利	△	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年12月22日（木）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月21日、産業厚生常任委員会が陳情書の取扱いのため開かれております。

次に、5 番 佐藤健太議員は、諸事情のため本日の定例会欠席の申出がありました。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6 番 菅野新一君、7 番 渡邊計君を指名します。

◎日程第 2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8 番 佐藤八郎君。

8 番（佐藤八郎君） おはようございます。

定例会から定例会の 3 か月間の中で、村民各位から、また関係者からいろいろ聞いたこと、要求や願いを発言をしたいと思えます。

思い起こせば、このような年月が流れるのを村民も誰も予想していなかった11年が過ぎ去ろうとしています。村づくりの中で、各部落より英知を結集し築き上げた総合計画が、福島原発によって、村民一人一人の人生の全てを、先祖代々築き上げた生活基盤と生業を壊され、村全面積の自然界に存在していない放射性物質、毒物が大空から降散され、原発推進した国が危険で住めない地域として避難指示をしたのであります。飯館村の村民が何をしたと言うのか。緑豊かな飯館村に、多くの方々、コミュニティーと助け合う子供たち、若者は未来の村の宝とするような村づくり、生き方をしていただけであります。原発事故の後、私たち議員も、個人保護の点から、村民の居住地、携帯番号など分からない状況の中で、議員の役割・責任を果たすことが求められ、今に至っております。したがって、原発事故前のような議員の役割・責任を果たすのはなかなか難しく、限界があるのが実態であります。

ここ 3 年はコロナウイルス対策、最近に至っては村民が村内で経営されているとは思わなかった鳥インフルエンザの被害も発生し、国においては、昨年の選挙において公言もしなかった原発再稼働や新設、さらには放射性汚染水の海への放出、放射線汚染土の活

用推進と言い出しております。最近は、原発使用期間の40年をもっともっと、造った原発を活用して金もうけをしようとしているのか、60年までも延ばそうとしているところでもあります。私たちから、ふるさとや生業、地域コミュニティなど人生全てを奪ってにおいて、まるで私有地化のようなやり方は、許されることではありません。

ここに至っては、戦争に結びつく原因となるような防衛予算の倍増を掲げ、その負担を国民に押しつけようとしています。押しつける内容も復興特別税の部分から、押しつける期間を延ばしてまでも、国民に負担を押しつけようとしています。憲法9条で平和な社会を築き上げたことを裏切るような戦争への道など、原発事故の被害者、国民として許されることではありません。

このような情勢の中での村民からの声、願いの中から、7項目11点について、質問、提案をするものであります。

1つ目は、生活物価高対応についてであります。

まだ雪は2回、3回しか降らない飯館村にあって、しかしながら毎日の温度はかなり低温で、朝夕厳しく迎えております。高齢者や障害者などの経済的に負担が大変な方々への具体的な支援策を示していただきたい。

さらには、復興対策の中で、いろんな事業を展開され、経済対策として、生業の経営を健全化するためにいろんな事業を展開されておりますけれども、ここにあつて、農商工への具体的な支援策を示していただきたい。

さらには、近年社会保障が軽んじられている中で、消費税は全部社会保障に向けられるべき国民からの負担でありましたけれども、どうも今の自公政権の中でそうはいってないので、75歳以上の医療費負担をしたり、介護保険負担増や給付削減がされる、労働者の賃下げになるし、高齢者の負担増となっているのは実態であります。具体的に、人数把握した実態を示して、この大変な生活への支援策を求めるものであります。

さらに、このほど職員の定年延長について国から出されておまして、したがって、村においても、このことは対応することだろうと思います。村民や村職員のメリット・デメリットを示すとともに、役職定年制や給与水準70%の設定、退職者と新採用など、村民と村づくりへの短期、中期、長期的な施策について示していただきたい。

4点目は、環境破壊や景観悪化についてであります。

森林区域への風力発電、太陽光などの設置について、課税と開発誘導の協定上の関係を、ぜひ示していただきたい。

条例や契約で、村民の安心安全を守り、将来に負となることなどはきちんと規制できるものになっているのか、伺います。

3つ目は、村民・村にとってのメリット、景観・生態系への影響は、安心安全が保障されているのか伺うものであります。

飯館村の道の駅を真ん中としますと、周りぐるっと山を見たときに、風力発電、そして風力発電から電磁波が出され、そして蕨平にバイオマスがある、そしてまだまだ村内は村全面積の84%に満たない放射性物質の除染をしていない現状にあつての環境であります。

そういう点からも、この3つの部分についてきちんと答弁を願いたいと思います。

5つ目は、要支援者避難計画について。

先日新聞紙上でありまして、飯舘はまだのような話となっていますけれども、災害対策基本法の改正で努力義務なのでということで、なぜ策定着手がすぐにできないのか、私としては、避難解除になって戻った時点で、村の現状把握のために、かなりの年数をかけている今に至って、なぜ村としての災害対策の基本の策定がそんなにかかるのか不思議なのでありますけれども、もともとあったもの、そして6年間誰もいなかった避難地域の飯舘村の現状、その後5年にかかる全体の実態把握をされている中でできないのか、私としては不思議なので、このことも伺っておきます。

さらに、2日、3日前から、原子力発電所事故の賠償が、また降って湧いたように話題になっております。原賠審は、中間指針の見直しで、新たな賠償をする方針としているが、村民の代表の長としての所見を伺うわけでありましてけれども、前の村長が掲げた村として村民の代表としての賠償と、替わった村長の村民代表としての賠償の考え方がいかが違うものなのか同じなのか、そしてこの間、裁判やADRや、今も続いておりますけれども、国、東電への請求に対して、どのように村民の要求・願いを把握されて、今の村長の考えとなっているのか、村民の代表たる村長の所見をきちんと伺っておきたいと思います。

さらには、どうも私11年間、いろんな村民の方に聞くと、きちんといろんな文書対応なり東電との話し合いとか、弁護士との相談など、きちんといろいろ手順に沿ってできた家庭と、全くできていない家庭と、村民もいろんな個々の事情があるようでありましてけれども、やっぱり公正公平な賠償とするというのが、村長や加害者の責任と役割ではないかと、そういう意味では、村民に寄り添った行政執行政策をどうやっていくのか伺うものであります。浪江町などは、事故起きた当初から、役場職員が町民一人一人に寄り添って、どんな請求事項、このうちではあなたはどんなものがあるかを一緒になって寄り添って考え、そのときの、まだ未熟な中間指針に沿ってですけれども、賠償請求をしてくださった。それはまさしく町民のために働く行政の役割責任を果たした。しかし、飯舘村は逆に、村民のために賠償をもらうような努力は全くしなかったわけではないですけれども、多額な賠償をいただくこともやったなどという前の村長の答弁も聞いていますけれども、いずれにせよ、そこからきちんと公正公平な請求をでき得なかった村民は、今も存在しております。個々の事情あって、その世帯の中で問題がある部分もあるでしょうけれども、そうでない部分でも聞いておりますので、もう少し村民に寄り添った行政執行を、賠償においてもやるべきだなというふうに思っています。

7つ目は、相馬地方市町村会の要望について。

市町村会だけではなくて、村長いろんな場に出て、県も含め12市町村の連携はどうなっているかよく見えませんが、それぞれ要求・要望、合意の得る部分は一緒になって、要望活動はしていらっしゃるというふうに思います。私ども議会は、東京電力に対して回答を求めながら、毎年要望していますけれども、村は、加害者である国や東電に回答を求めながら、回答の積み上げで成果を上げようという要望活動になっているのか

どうか。そこまで踏み込んできちんとされるというのが、今の政府、自公政権は、非常に、統一教会という問題が出されたことで、さらには最近大臣が3人、そして昨日も国会議員が、地元の衆議院議員の話も新聞報道で出されておりますけれども、そういうことからしても、この際11年をきちんと振り返って、この部分はこの部分としてきちんと要求すべきだ。例えば地目変更、ずっと、被災地になった、もう家族分散された、先祖代々の土地を守ることもなかなか難しい時代にあっても、11年前の農地法の下にということを進めるものですから、今後心配されるのは一生懸命集積活動、村長も村長になる前から、集積しての農業、基幹産業としての農業を発展させようというそのことは分かりますけれども、分かる部分と、そこに集積されない部分の農地や村全体の土地の利用も含めて、荒廃していくだけでは、本来の、11年前の緑豊かな自然豊かな飯舘村の再生にはならないと私は今思っておりますけれども。その辺についても、伺っておきます。

以上、7項目11点について、質問・提案をさせていただきます。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1、生活物価高対応についての1点目、高齢者・障害者など経済的に負担が大変な方々への支援についてであります。物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業として、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯に対し、1世帯当たり1万円の支援金の給付を行っており、加えて、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金を1世帯当たり5万円支給する事業を現在進めております。いずれの事業も、住民税非課税世帯が対象となっており、12月中には該当する全世帯に支給できるようご案内をしております。

次に、1の2、経済対策としての農商工への具体的な支援策についてお答えいたします。農畜産業については、福島県肥料高騰緊急対策事業及び畜産農家支援のための家畜飼料緊急支援事業があります。また商工業については、福島県事業再開・帰還促進事業を活用したプレミアム付商品券発行事業や各種イベントの開催及び新型コロナウイルス感染症に関する物価高騰等対策事業者支援を行っております。

次に、ご質問の2点目、福祉向上についてお答えいたします。後期高齢者医療に係る病院等を受診した際の窓口負担割合については、本年10月1日から一定以上の所得のある被保険者については、1割から2割負担に制度改正が行われました。10月末日現在の後期高齢者医療に係る被保険者数は1,031人で、うち窓口負担の1割負担者は899人、2割負担者は89人、3割負担者は43人となっております。東日本大震災等による医療費の窓口負担の免除は、令和9年度末までは継続する見込みとなっておりますが、免除が終了となりますと、負担は大きくなると思われまいます。村としましては、医療費に係る窓口負担等への支援策については考えておりませんが、医療費や介護保険料が今以上に増えないようにすることが重要であると考えており、毎年実施しております健康診査の受診率向上と、健診結果に基づく保健指導や介護予防に努めてまいります。

次に、ご質問の3の1、職員の定年延長については、令和5年度より令和13年まで段階的に65歳まで定年が延長されるものであり、本定例会に関係する条例案を提出しております。健康寿命が延びる中、雇用機会の拡大、労働力の確保等、国の流れを反映した制

度改正であり、村としては、メリット、デメリットはそれぞれあるものの、職員一人一人がふるさとの担い手として活躍し、住民福祉の向上につながるよう制度運用を図ってまいります。

次に、ご質問の4、環境破壊、景観悪化の4の1から4の3まで、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、1点目の課税と開発誘導の協定上の関係についてですが、課税対象は、固定資産税の償却資産分となります。また、協定は、開発を誘導することを目的としたものではなく、地元や関係機関の合意形成を含め、住民福祉の向上に資するかどうかの審議を踏まえて、締結するものであります。

次に、2点目の条例、協定で規制できるかであります。適法の下進められる風力発電事業については、法的強制力を持たないものの、いいたて美しい村づくり推進条例により、事業内容の許認可の可否を通達することになっているものであります。

3点目の村民・村にとってのメリット及び景観及び環境への影響等についてであります。まず、これまで事業実施に至っている風力発電事業によるメリットとしては、雇用の確保及び固定資産税の収入、さらには地元に対する地域貢献策などが挙げられます。次に、景観、生態系への影響ですが、風力発電事業については、環境アセスメント法に基づく環境への影響の評価や、その内容を説明する手順が法律で示されており、地区住民に対し環境への影響等について説明することが定められております。また、安全、安心につきましては、地域住民に対する説明を丁寧に行うことが最も重要であると考えております。

ご質問の5、要支援者避難計画について、ご指摘のように、村の計画は、県調査において、令和5年度以降に計画策定となっております。これは、個別避難計画は、村民が帰村を判断する過渡期である現在の状況を見定めながら整備していくこととしたためであります。一方、引き続き有事の際は、村及び社会福祉協議会による実効性のある支援体制で、安否確認をするとともに、仮に避難が必要となった場合は、緊急連絡先である支援者等につなげていきたいと考えております。

次にご質問の6、原子力発電所事故賠償についての6の1と6の2は関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず1点目の長としての所見ですが、村としては、福島県原子力損害対策協議会や福島県町村会を通じた要請も行ってきたところであり、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の見直しにつきましては、12月20日付で公表されたところであります。なお、今後、中間指針の見直し内容の説明を受けて、村全体、村民全体に関わる事案については、東電及び国に対する要望・要請を行うなど、村民に寄り添った支援を実施してまいります。

次に2点目の村民被害者に寄り添った行政執行施策についてですが、原発事故による損害賠償については、損害がある限りは賠償すべきという考えの下、村に問合せいただいた個別具体の事案については、東京電力相談窓口や、国で設置している各種相談窓口へつなぎ、村民が納得できる賠償を受けられるよう引き続き支援してまいります。

次に、ご質問の7の1、相馬地方市町村会において、村で要望した内容の成果と課題についてお答えします。村では、相馬地方市町村会要望として、特定復興再生拠点区域に含まれなかった帰還困難区域の避難指示解除に向けた方針の明示について特に要望してきたところであり、その一部分については、政府方針が示されたところです。なお、帰還困難区域全域の解除に向けては、いまだに多くの課題があるものと認識しているところでもあります。

8番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたので再質問をいたします。

1の1についてですけれども、住民税非課税世帯数、課税世帯数をお知らせ願いたい。さらには、課税世帯数には何か支援策はあるのかどうかを、まず伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） この価格高騰の支援金に係る住民税非課税世帯ではありますが、全体で516世帯であります。それ以外の非課税世帯になっていない方への支援については、村としましては国の支援金ということでありまして、村独自につきましては先ほど村長が述べましたとおり、農畜商工業等への支援等があるということでもあります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 516世帯ということで、避難の世帯数も含めての話なんだろうけれども、3割ぐらいになるのかどうか分かりませんが、非課税と課税世帯の基準というものがあって、それは憲法上という生活保護基準という部分からすると、課税世帯は、1.3倍とか1.5倍とかというレベルだというふうに国の全体の国民の指数からすると出ておりますけれども、村ではどこまでその部分を見ているのか。税金申告したときに、課税される世帯かされない世帯かという仕分になるんでしょうけれども、その後急変して病人1人でも出れば、すぐ収入が減って非課税世帯と同じになるんですけれども、そういう点での村民の特に高齢者や障害者を救う手段というのは、どういう対応をされて、やっぱり生活困窮者の自立支援という制度もあります。そこはどのように運営され、活用され、村民に周知されているのか伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） あくまでもこの住民税非課税世帯ということについては、住民税の均等割の、扶養とかによって数字は動きますけれども、そういった中でラインを引きまして、非課税世帯を対象にしているというものであります。またあわせて、それと同時に家計急変といまして、課税にはなっていたが、その後職を失ったとか、そういったことで非課税世帯基準を満たしているものは、この給付金の該当になるということでありまして、これにつきましてもお知らせ版、周知はしているところでもあります。今のところ国の支援金の基準といいますか、そういったことで村としては支援しているところでもあります。

8番（佐藤八郎君） 村町でなかなかないものですから、市との比較で、例えば福島市を見ると、家計急変世帯があった場合は申告が必要なんですけれども、申告をすることで、市が住民税非課税相当と、収入がそれだけなかった世帯と認めた場合は1世帯5万円を支給するというふうに、分かりやすい住民周知をしているんです。内容的に、金額ややり方を同じくしろという意味じゃなくて、村民は非課税だろうが課税世帯だろうが、交流し合って、いろんなお話をして、私たち該当しなかったわ、したわという話をしている

わけです。片方はじゃあもらえたんでねと。私たちが決して収入も、ましてや世帯分離したような形での家族生活の今飯館の実態からして、収入私ら何も年金しかない、それは息子とかいろんな関係で収入あるから、課税世帯になっているんでしょけれども、というふうになっているわけです。そうすると、人生活実態と合わない部分になるんです。これは隣の人はそういう関係がもう切れているから、非課税世帯でちゃんともらえる、隣の人はそういう関係が繋がっているものだから、何か家族と一緒に繋がってれば、支給されないというような流れになってくるので、実態に基づく家計の状況を把握されて、そういう支援策も打ち出さないと、この価格高騰緊急支援給付金の役割、責任を果たしていけないんでないかと思うんですけれども、いかがなものでしょう。

住民課長（山田敬行君） 実態に合ったような村の対応というご質問であります、村としましても、この価格高騰の支援金に当たりましては、お知らせ版で周知をしました。その際福島市のようなチラシといいますか、そういった形は、10万円の給付金のときには出しましたけれども、今回は、その分については特には出さなかったということで、その辺は周知がやや足りなかった面はあるのかなと考えております。ただ、かなり問合せ等もありまして、電話、窓口来庁の際には丁寧に説明をして、この給付金に該当になるのかどうか、家計急変によって、その辺の所得の収入が価格高騰に対する影響、職を失うとかそういったことであるというふうなことで、住民課としては丁寧な説明を、個別対応をしてきたというところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 憲法でいう生存権を脅かすまで行かないように、やっぱり制度やそういう事業については、十分お知らせをして、公正公平な、そして何よりも健康や命を救う施策を強く求めるものであります。

次に、1の2でありますけれども、どうも、答弁を村長替わってから何回か聞いていますけれども、農畜産業中心なのかという部分もあって、そこをやる本来の原発事故前の農家数の割合からして、現実に苦難を乗り越えながら、村発展のために頑張っている農家というのは少ないのでありますけれども、そういうことでの対応で少ないところを、補助を、助成を出して、伸ばして、だんだん増やしていくという流れ、それはそれでいいんでありますけれども、農業の部分と、商工業の部分と、具体的に生活物価対応についてどんな政策が今打たれているのか、それぞれお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） それでは、まず私のほうからは農業部門に関してお答えをいたします。

農業部門に関しましては、まず高騰対策としまして、福島県が実施をしております福島県肥料高騰緊急対策事業というものがございます。これにつきましては、肥料の高騰分に対して、それぞれ水田を活用して、米作りやそれ以外の作物を作っているという方に対して交付するものであります、水稻であれば10アール当たり500円、それ以外であれば10アール当たり1,500円がそれぞれ支給されると、これに対し、村がそこに上乗せをして、そうしますと結果的に、水稻では10アール当たり1,000円、水稻以外では10アール当

たり1,500円という形で、それぞれ耕作者に対して支援がされるというものでございます。これが1つ目です。

あと2つありまして、2点目は、これは村独自の対策ということで、畜産農家を対象といたしました家畜飼料緊急支援事業ということでございます。これにつきましては、購入した飼料1トンにつき6,000円ということで支給される制度でございます。

最後3点目が、園芸作物等産地づくりモデル事業でありまして、これは今ほど申し上げました事業に該当しない花や野菜であるとか、そういう園芸作物が対象になるわけでありまして、こちら本来の目的は、その産地づくりを目的としたものでございますが、この中身に、今回の高騰に該当するような資材費であるとか燃料費等も含まれますので、一定程度そうした高騰対策の助けになるのかなと思っております。なお、こちらにつきましては、補助率が一旦拡充しまして、補助率が現在4分の3以内で上限が50万円ということでの補助事業を行っている。この3点でございます。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私から商工業関係の部分であります。

福島県事業再開・帰還促進事業を活用しまして、ご存じのとおり、プレミアム付商品券発行事業、それから各種事業、夏祭り、秋祭り、冬祭り、そういった各種イベントを開催しまして、そのイベントの中で、各企業さんなりが出店を通して、村内商工業活性化を図っていると。そのイベントにつきましても、プレミアム付商品券を使えるようにしまして、活用してくださいという形で開催してきたところでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中で、物価高騰によってさらなる影響を受けている事業者に対しまして、事業の継続を図るために、村独自の新型コロナウイルス感染症に関する物価高騰対策事業者支援金ということで、1事業者当たり5万円の支援を行っているところでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 商業に会社関係工業みんな入っている、工業はないという考え方でいいのかな。今農業については既存の補助事業いろいろお聞かせ願いました。あとは、例えば商工業だってプレミア参加店ってどれだけあるのか分からないけれども、聞くところによると、商店で扱っている全国的なカタログにある商品は通すので扱えるんだみたいな、農協も全商品扱えるんだみたいな話も聞いていますけれども、何かそういうことに参加している、やれる事業所ってそういう支援策がなくてもしっかりと歩んでいるのではないかなと思っております。そういうところに参加できないところの商店や工業に対して、建設業とかどこまで含んで考えているか分かりませんが、私が見た限り飯舘は小さい五、六人の事業体、型枠にしろ、大工にしろ、解体にしろ、土木にしろ、いっぱいいろいろあるわけです。そういうところだって、今回の役場の電気料30%アップじゃないけれども、ガソリンにしろ何にしろ、経費高騰は免れていません。だから、何か、役場行政が、県や国が打ち出したものに乗っかってしかやらないという支援のように聞こえてならないんですけれども。村の労働者や村民の実態の生活から見たときの支援必要なものってないのかなと。あるはずだし、こういうものに対してはこういう支援があ

ってしかるべきだ、案内あってしかるべきだと思っているんですけども、なかなか見えてこない。今の答弁の中でも、何か見えてこない。補助事業に該当するぐらいの規模でなり、方向でやらないと、何にも支援策はないんだみたいに聞こえているんですけども。現状の把握、何か30アールや40アールのアールの単位は相手にされていない、10ヘクタール、20ヘクタールでないと駄目みたいなのではなくて、例えば子育て終わって、自分の職業、もう60歳とか63歳ぐらいで定年を迎えて、うちに戻している小さいものでもやろうかとしたって何もありません。いずれにしろ、実態をどのように把握して、支援策というの、村独自にしろ、県や国で該当するものを探すにしろ、その辺の考え方というか見方というものをお聞かせ願いたい。

産業振興課長（三瓶 真君） 実態把握の仕方、そしてそれに対する考え方ということであり。先ほど述べました3つの事業のうち、1つ目の事業は確かに、県の事業の上乗せ補助ということですが、2つ目の畜産に対してのものと、3つ目の園芸作物につきましては、それぞれ村独自の施策ということになります。これらの実態把握につきまして、最初の県のものにつきましては、水田を使ってやっていらっしゃる方の多くが対象になるということで、これは県の制度にそのまま乗ったものでありますが、そのほかの畜産の補助事業に関しましては、今年行いました畜産農家との意見交換会、そしてこの後も予定されているんですが、直接畜産農家の方々との聞き取りなどを通じて、今どのぐらいというところの感触をつかみながら、組み立ててきているということがあります。さらにその園芸作物につきましても、正直申しまして、村の中で園芸作物にかなり大きく取り組んでいらっしゃる方というのはあまり多くございませんので、そうした農家の方々にも、対応できるような形でのものということで、特別に下限といえますか、幾ら以上じゃないと駄目というようなものは設けない形にしながら、それにしても一定程度その方のやる気を喚起するような、もうちょっと作付面積を増やしてみようとか、販売を増やしてみようというような、そうした前向きな考え方を喚起するような仕組みをちょっと入れながら、制度を組み立ててきているところでもあります。そのような形で、これからも農業者との直接の意見の交換会であるとか、そうした聞き取りなどを踏まえながら、制度の組立てをしていきたいと考えているところでもあります。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず商工業、工業の部分も含めての話ではありますが、なかなか先ほどカタログに載っているものは商品取扱いするのだというようなこととか、いろいろ話が出たところでもあります。プレミアム付商品券、先ほどあったようにその商店で取り扱うものであれば、取り寄せでそういった部分での使用も可能かなということ動いている分でもありますし、商業ではなく工業、製造業、そういった部分についてなかなか活用が難しいのではないかなというふうな話を賜ったところではございます。先ほどのイベントの中でそういった部分でのPR、それぞれの商業者が出店をしてPRをしてきたという部分もありますが、なかなかそういった製造、工場関係についてはPR出店が難しかったという話は伺っているところでもあります。何かしらそういったところで、参加をして、会社のPRをできたのではないかなという話も伺っておりますので、その部

分について、今後のイベントの機会には、工夫できるかどうかというのは商工会のほうにも働きかけはしてまいりたいなと思っているところでございます。

物価高騰対策の支援金、1事業者当たり5万円の部分につきましては、そういった商店それから工場等、あとは個人の事業主、そういった部分も、商工会に加入しているしていないにかかわらず商工会のほうに申請をしまして、事業者として認められるものについては、全て支援対象としてきているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 物価高騰によって支援給付金事業いろいろあるんですけれども、電力、ガス、食料品の価格高騰に対しての緊急支援や、エネルギー価格の高騰対策、商工業者支援とか、エネルギー資源価格高騰によるエネルギー経費の増大に対する支援とか、そういうものをきちんと対象者も含め、補助内容も含め、きちんと広報なり文書で出されている町村もあるんですけれども、飯館では、窓口に来たり相談したり申請しない限りは知らせてもらえないような行政になっているのかなと思いたくなるほどです。いろんな来たものをずっと見ているんですけれども、私でも該当するのではないかなと分かるようなものがなかなかないんです。皆さんは熟知されていて分かっているかもしれないけれども、一般的には分からない。川俣の議員の報告を、分かりやすいものを今見て言っているんですけれども。私たち議員もこの方のような努力するというのは役割・責任あるので、それはそれでいいんですけれども。肝腎の村民のために働いている役場行政が、こういう分かりやすい、どうやればいいんだかというのが分かる、見える、そうなんだじゃあこの辺詳しく聞いてみるかとかというふうになるようなものを、きちんと広報したり周知する努力をされたほうがいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 分かりやすい広報周知が必要だというご指摘には全くそのとおりだと思います。ただ、先ほど非課税世帯の件もありましたが、基本的に全世帯に関係するものについては、チラシ等々もつくりながら相当の周知をしてきたかなと思いますけれども、一定程度対象者が限られたものについては、例えばお知らせ版の紙面をもって、限られた紙面の中で周知をさせていただきますので、議員おただしのおり役場に問い合わせないと分からないんじゃないかというような紙面構成になっていたかという反省点はあるかと思ひます。なお飯館村役場というところは、やはり直接村民の方と役場職員が対話する中で、紙面の中では語り尽くせないものについてもいろいろと情報をつないだり、そういうことであればこういうこともありますねということができるような、そんな役場だというふうに私は思っておりますので、ちょっと役場のハードルが高いとか、敷居が高いと思われぬような形での周知ということ、あるいは分かりやすいということに取り組んでいきたいと思ひます。なお、今おっしゃられたような情報については、片や、情報が多過ぎるとか、散文的過ぎるといふご指摘があったり、あるいは情報の伝達スピードが紙ベースなので遅いとか、そういうことも、例えば住民懇談会の中でもご指摘いただいておりますので、出し方についてはなお工夫をさせていただきたいと思ひます。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 2の1のほうに行きますけれども、答弁いただきました。医療費の窓口負担の免除は令和9年度末までは継続する見込みなんだと。免除が終了となると負担は大きくなると思われま。思われるのは正しいでしょうけれども、これ、免除が終了したら、長泥地区以外の村民は、被害を受けない地域の方々と一緒に、医療費を、通院費を払わないと医者にかかれないという現実が訪れるわけです。一気に負担が増えるわけです。人によっては、4か所通院していらっしゃる、2か所通院していらっしゃる、いろんな方がおりますけれども、だから負担が大きくなると思われまは、決して外れてはいませんけれども、大変な状況に追い込まれるときが来るんですね。これ段階的になんていう話になっていないんですから。村長、長泥地区住民は飯舘村村民です。したがって、長泥地区住民と同じような形の、やっぱり窓口負担の免除というのは、私当然だと思いますけれども。最初から、原発事故起きたときから、みんな同じ村民だということ掲げ、被害者、全面積が被害に遭ったんだという流れで来ているんです。それは村長の都合いいことで、右往左往して、最初からシャツでいえばボタン2つかけ違えてずっと来たんです。かけ違えたままいつまでもいるんじゃないで、村長が今替わったわけですから、もう一度11年前の村の姿と今の村の庶民の苦悩な生活、昨日おとといから村民から電話が来て、飯舘村とかと言わないで歩いていないと、またおまえら俺らの金もらえるのかと言われる生活来るなど、村民言っていますけれども。今回は福島市も、額は少なくとも、幾らか出るというようなお話ですね、国の原賠審が福島市民に対しても1人12万円ほどは追加されるのではないかという動きのようでもありますけれども。例えばそれは損害賠償の話ですけれども、そういういろんな絡みで見ると、この医療費って、好きこのんで病気になりたい人もいないし、なるべく健康でいたいんだ。健康の保健指導や介護予防に対する施策も充実されて、毎年毎年すばらしいことをやっているなどいうふうにずっと見ておりますけれども、それを継続していくためにも、いざというときにかかれる医療費の窓口負担というのは、やっぱり、同じ村民は全員、そういう流れでいくのは私当然だと思うんですけれども。何で最初から、ふるさと喪失するのは長泥だけだ、それ以外の19行政区はふるさと喪失しているわけではない、6年間は絶対帰られないんだ、長泥は。それ以外は、帰る気なら帰られるんだみたいなスタートをしているからおかしくなっているだけで、現実からすれば、村全面積の84%しか除染しないで、そのときに振りまいた放射性物質、毒物が村内に今も存在しているわけです。放射線を強く発しているか、もっと発せられないほど30センチメートル以下の土中の中にいるかは別として、いろんな場所があるわけです今も。だからこそ今も労働作業や林野の事業や、いろいろあるわけですけれども、そういう意味では、医療費負担を令和9年度末過ぎれば免除が終了となりますので、何で加害者になりますと決めてもらわなければならないのか伺うのと同時に、村長は長泥住民とほかの19行政区の住民が、同じく医療費免除期間とすることを要求するか伺います。

村長（杉岡 誠君） 避難指示解除後10年を目安とするという国の方針を出した中で、課税分の税金の免除の改正の部分と、あと窓口負担の段階的な負担解除というか援助解除という部分が示されたかというふうに思っております。

今長泥の地区の部分とそのほかの19行政区の件が、同じであるべきでないかというご指摘があったかと思いますが、私たちも全村避難をしているときにおいて、要は私たちが自分たちが自分たちの財産なり、今まで築き上げてきたものが、村に戻ってすることができないという、そういう条件の制限といいますか、そういうことがある中で様々な賠償というものもあったんだと思います。長泥についてはいまだに帰還困難区域でありますから、植樹祭はされましたけれども、様々な制限が今もあるという中での話なんだろうと、そのように思いますので、長泥と全てが一緒ということではないかなというふうに思います。ただ村民としては、まさしくおっしゃるとおり同じでありますから、村民の中の、私の言葉でいうふるさとの担い手とか開拓という言葉がありますけれども、そういうまさしくいろなきつつらいこともありますけれども、負けずにいろんなことをやっていくんだと、自分たちの子々孫々のために、自分が今できることをやっていくんだという、その心を全村民が持っているとは思っておりますので、そこを大事にした村政運営をさせていただきたいと考えているところです。

もうちょっとまた戻りますけれども、国が10年を目安にというふうに出したのは、昨日もご答弁申し上げましたけれども、本村含む被災地からの要請の中で、国が一定程度の目安を示すべきだという要請をしたことによって、それも基にしながら、国が一定程度の目安を示したということでもありますので、これはこれだというふうに考えております。

なお村としては、医療費がかかる、必ず病院にかからなければならないという状況をいかに減らしていくかということが行政として非常に求められる部分だと思っておりますので、健康寿命を延ばすという取組をさらに力を入れていきたいと考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 村長、健康寿命を延ばすのは、個々に課せられた人生の一大事業というか自分の人生です。その人生が11年前から、私らに全く何の落ち度もないのに、全て奪われたところから、それこそ前の村長の言葉を借りれば、ゼロからではなくて、もっと下のマイナススタートになるんだということでもありますし、11年たった今、まだまだ今村長言ったように不十分であるし、今もって加害者東電に何でも決められたりしているわけだし、きちんと村民の思いや願いは届けるところはきちんと届けるということ、議会も一丸となってやっていきたいなと思うので、強くそこは、公正公平に飯館村民を扱ってほしい、扱うべきだと、そんなの加害者として当然だというふうに言ってほしいと思っております。

続きまして3の1についてですけれども、職員の定年延長、メリット、デメリット、それぞれあると回答で片づけられておりますけれども、職員の立場のメリット、デメリット、私たち村民にとってのメリット、デメリット、それぞれあるかどうか。ただ、この問題私時間取りたくないの、別な機会にやりますけれども。中長期的な職員数、いわゆる今村長が言ったように、10年を1つの目安という部分で、そのときに人口や面積割での職員数の数なりというものがどういう中長期的に見たときに、1,000人の村、2,000人の村、3,000人の村という、6,000人の村でいつまでも進めるわけは多分ないと、現政治

のやり方からして考えられないと私思うので、中長期的な職員数というものを聞きします。

あとは今まで60歳定年退職、今後65歳までの延長云々となってきますと、大体課長の数によりますけれども、課長職で定年を迎えるというのが普通結構多いのかなと思いますけれども、その人がさらに5年また職員としていた場合、その人が続きでずっと課長やっていて管理職やるわけではないので、違う方が管理職にならざるを得ない、いないときに、どういう関係に、庁内会議にしろ今までのやり方と違う部分で、どんな職員の労務関係なり生活環境なりになって、それが私たち村民にとって、やっぱり課長だった人がいれば、窓口に来たりその辺で会ったとき、まだ職員だから、まだ課長と言うかどうかはともかくとして、そういう感覚は村民はなかなかなくなれないと思うんです。だからそういう部分からして、どういう思いや流れや、どういう責任や役割や、果たせる形になっていくのか、ちょっと伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 人数の関係であります、復興期間、今あるということで、国のほうの助成金をいただきながら、今正規職員72名、任期付とか会計年度任用職員、合わせると全体で161名ということになってございます。したがって、いわゆる正規のももとの職員数よりも、もう非常に多くの方に村で働いていただいて、そして復興に応援いただいているということでございます。ですので、当然これが国のほうから、復興期間の終了に伴って、人件費が削られるということになると、そういった方々を少なくせざるを得なくなるというふうな、そんな考えでございます。

それから、後段でありました定年延長に係る部分です。役職定年制を設けておりますので、当然年度変われば、課長職は、延長された場合、別の職に就くという形になります。当然、その中で、要は適材適所といいますか、その人の、例えばスキルであるとか、能力、それから希望というものもございますから、そういったことを踏まえながら、適材適所を図ってまいりたいと考えています。いずれにしても雇用の延長ということ、そこで職員のノウハウが次世代に引き継がれる機会が増えるということもありますでしょうし、議員がおっしゃいましたように住民から相談しやすいというそういうところもあるかというふうに思います。このメリットの部分、なるべく多くなるように、村の中でも体制を考えてまいりたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 4の1に移りますけれども、飯舘村でもともと自然環境を壊すような施設はなかなかなかったんですけれども、ただ川俣なんかの議会の論戦や町政の動きを見ますと、風力発電所にしろ何にしろ、町民が望んだり求めていなくて、事業者の金もうけ、利益誘導にしかなくていないんじゃないかということに従って、最終的には、条例や協定で規制がどこまでできるのかの部分も、裁判所の判例なんかずっと見ても、いろんなことで最終的に逃れて、何にもなくて、自然界を荒らただけで終わるような部分もあります。そういう意味では、村において協定上の関係をいろいろこの間、協定を既にしてしているという報告をもらいましたけれども、条例、協定でどこまで規制になるのか私ども分かりません。そして更地にして植林して元の森林にして返すのかどうか。そこはどこまで、村民として、国有林の山に対して求められるのかも分かりません。いずれ

にしろ、村長は、協定を結んだりしていますけれども、そういう点では、最終的には元の自然環境に戻して終わる、さらにそこに欲を言うなら、山であれば植林作業までして終わるとか、何か飯館の自然環境を愛する者として、それはメリットだなと思えることがあるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 風力発電なり、そういった自然エネルギーとかそういった部分、開発についての協定の部分の再質問でございます。

まず初めに、議員最初お話ありました村に税金が入るというのを最大のメリットというようなことで捉えて進むということではございませんし、やはり一番は住民福祉の向上に資するものかどうか、また村のゼロカーボンビレッジいいたての理念にかなっているかどうか、そこがまず一番重要なところでありまして、それに付随して、設置の際には償却資産税なりが入ってくるというようなことでございますので、お願いしたいと思っております。

協定の内容の部分でございますが、開発を誘導しているものではないというのはそれはそのとおりであります。まず条例とか協定で規制できるか、さっきも申しましたように、法がまず優先でありまして、適法の下に進められているものかどうかということで、まず動くものであります。そこで村のほうでは、いいたて美しい村づくり推進条例ということで審査そして許可をするというようなことで進んでいるところでありまして、個別案件ごとにきちっと村としての意思表示というようなことで進めているものであります。協定の中で、最終的にその開発した部分を植林をして戻すのかどうかという部分まで、これについては国の国有林の部分でありますので、国のほうできちんとその部分を許可するときに、指示をして、それに基づいて元に戻されるものだというふうに理解しているところであります。村としましては、そこに設置された施設が最終的に放置されるのか、解体の際にきちっと解体処分までされるというようなことを確認する、また危険がないようにとか、またもしくは住民の福祉に資する部分、つまり地域に貢献できるような、そういったことも考えられるかどうかとか、そういった部分できちっと確認しながらの協定の内容となっているところでございます。

8番（佐藤八郎君） バイオマスも含めて、原発事故前の村からしていろいろ変わっていくわけです。原発事故前のものは、産業廃棄物処理場があっちこっちにできて、それを規制するために村の条例があって、そして今後造らせないという動きの中で、緑豊かな美しい村づくりということで、全国的にも先進的な村づくりを進めていたわけです。最低、村民が安全で安心な村づくり、そして自然環境を利用した住民福祉向上につながるよう、村への収入とか云々なんて、村は経済団体でも何でもないので、まして国有林だからというものもありますけれどもこちらにできるのは、ただ今後バイオマス、あと花塚山含め岩部のほうどうなるのかいろいろ計画はあるようですけれども、やっぱり重要なのは、後年度、いや未来において、この村に住もう、村づくりを進めようという方々の負の遺産とは絶対しないという、そのことは基本だし、お金が入ろうが入らないかなんていうよりは、やっぱり負の遺産にならない、負の事業とならない、安心安全な村づくりの邪魔をしないという部分が基本だと思います。その辺を確認しながら進めていただきたい。

次、災害対策基本法について答弁ありましたが、緊急連絡先である支援者などにつなげていきたいというふうに考えているということで、社会福祉協議会やらあらゆる団体との中で個別避難計画、飯館保存版で防災ハザードマップ、これ見やすくしていいんですけども。昨日もAEDについて議論ありましたが、緊急なりいろいろな部分で各箇所にあるのか。鍵が閉まっている、管理者がいないとかっていろいろありますけれども、現実には防災ハザードマップで、やっぱり緊急的な役場、消防団ではないですけども、やっぱりそういうことにおいては、コミュニティ担当の人が、緊急にそういう人が現れたら、対応されて、すぐに鍵を持って出かけてそこの施設なりあるものを活用するとか、そういうまでいなとか、私はまでいなくてあまり使いたくない言葉ですけども、村民、住民に寄り添った行政執行というものを、コミュニティ担当は広報に写真出してだっといっぱい各部落にいますけれども、多分住んでいるところはみんな村外でしょうから。だからそういう意味でもっと見える、分かる、安心だなと、助かるわなという村民が増えるようなことになってほしいという要望をしておきます。

次に、原陪審の中間指針の見直しで、新たな賠償、先ほど紹介した福島の例もあるし、私ども村民にとってもありますけれども、村として11年たった今、いかに村民がどんな要求や願いや、結果としてどんな組織やどんな運動を起こしてきたかというものをきちんと捉えて、そこに残っている要求や不足している賠償額をきちんと整理されて、村は村民の代表であります。村長は村民に代わって加害者に言う立場にあります。そういう意味ではADRや裁判や個別要求の把握をどれだけされているのかをまず聞いておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありましたADR、それから裁判案件、それから個別に悩んでおられるというふうな、そういった方の数字等については、村のほうでは把握してないところでございます。

8番（佐藤八郎君） 把握しないから、国、県、東電の言いなりに行政執行が運ぶということになっては困るんです。把握しないという話はないでしょう。だってADRだったらADRの代表、今飯館のADRは解散しましたけれども、解散する寸前の要求資料なりなんなり、ぜひ村で欲しいと言えばすぐ集まるし、裁判やっている方々含めて、その方々からもお願いとか、どんなことで今まで運動なり裁判やられましたかといったら、そんなのすぐ喜んで、あしたから集めろと言うのなら私集めてきますけれども。すぐ集められるし把握できるものを、把握をしようとしな。それでは、代表としてもものなんか言えるわけがないじゃない。じゃあ聞きますけれども、加害者である国と県と東電の言いなりだけでいろんなことが成立し、納得する安心安全な村の土台を築けるんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村として言いなりにというふうな表現もございましたが、決してそういったことではなくて、村としましては、多くの被害者に共通する損害についてきちんと指針なりによって反映されて、確実にそして迅速に賠償がされる必要があるというようなことで、今まで来ている部分でございます。そういったことで、個別具体的な、そういった先ほどあったような案件については把握しておらず、村としてとい

ったことはできませんが、皆さん住民が混乱しないように、なおそしてそういった被害は全体的に被っているわけですので、そういった部分については、個別の心配事、困り事、そういった部分については受け入れて、それを国のほうにつなぐなり、東電の電力相談窓口、そして国が設置している相談窓口そういったところにつなぐというようなことできちんと寄り添って対応してまいりたい、それは今後とも続けてまいりたいと思っているところでございます。

8番（佐藤八郎君） 課長からの答弁、分かりました。せっかく、地元新聞の1面にこういうことまで出る流れの今ですから、今こそ、先ほど言いましたように、きちんと村民の願いや要求や実態を調査されて、きちんと村民に代わって、村長が村民の代表として言うべきだし要求すべきです。そして、最初から交通事故のむち打ち症でもらう慰謝料より安い慰謝料もらってきているんです。だからそういういろんな実態から見たって、それは当然見直すの当たり前ですし、やっと裁判のいろんな結果見て見直すことになった。せっかく見直したときに、一番目立った、一番被害の大きかった村ごとすっぽり被害を被った飯館村が何も言わない村で終わることは、私は村民代表として許されることではない。ですからせっかくなので、中間見直しのポイントにそういうことをきちんと入れるような努力をしていただきたい。まして、こういう副読本を配られたり、東京の病院で汚染土を使ってみるとか、埼玉のどこかでも使ってみるとかなんて言っていますけれども、だったら放射性物質汚染水を東京湾に持って行って、ある一定の区間を、どれだけ魚や海洋に影響あるか実証試験をやったらいいいじゃないの。何で汚染土だけ運んで実証やろうなんて言ったり、選挙のとき何も言わなかった与党が選挙終わったら、原発の再稼働や新設までも言い出した。こんなこと、私たち飯館村民は決して許すものでありませんので、代表として強く要求していただきたいことを申し上げ、発言を終わります。

村長（杉岡 誠君） 村としてしかるべき要請をしっかりとというお話かというふうに受け取らせていただいたところです。なお、村が何もしないことは許されないということでありますので、答弁申し上げましたけれども、村独自の要請、要求もしておりますけれども、なお大きな団体として、県の町村会や県の協議会を通じての統一的な意志活動、要請活動ということも、今後もさらに深めさせていただきたいと思うところであります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月22日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 渡邊 計

令和4年12月26日

令和4年第10回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和4年第10回飯舘村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和4年12月26日（月曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和4年12月26日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和4年12月26日 午前11時13分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	8番 佐藤八郎		9番 高橋孝雄			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 室井麻矢	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農事委員 局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年12月26日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発委第 2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）
- 日程第 3 議案第87号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 4 議案第88号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第89号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第90号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第91号 飯舘村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第92号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第93号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第94号 村営土地改良事業の施行について
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認について
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認について
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認について
- 日程第14 承認第 6号 専決処分の承認について
- 日程第15 承認第 7号 専決処分の承認について
- 日程第16 承認第 8号 専決処分の承認について
- 日程第17 閉会中の継続調査の件
- 日程第18 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

議会運営委員会が、12月22日に本日の議事日程と議会運営協議のため開催されております。

次に、発委第2号が、産業厚生常任委員長より提出されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、発委第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

議長（佐藤一郎君） 日程第2、発委第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）について説明いたします。

シルバー人材センターの会員は、免税事業者であり、インボイスを発行することはできません。このため、インボイス制度が実施されるとシルバー人材センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たな税負担が約1,500万円程度発生する。

シルバー人材センターの財政は、飯舘村、相馬市、新地町の運営費補助金の交付を受け収支均衡させており、収支相償が会計原則で余剰金はなく、新たな税負担の財源はない。また、料金を値上げすると、発注者のシルバー人材センター離れを引き起こし、仕事量が大幅に減少するおそれがある。かといって会員の配分金の引下げは実態的に難しく、仮に引き下げた場合には退会者の続出を招くことが予想される。

このような状況の中、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぐことにならないよう、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外のため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和4年12月26日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は衆議院議長、参議院議長、

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、議案第87号 令和4年度飯館村一般会計補正予算（第10号）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、議案第87号令和4年度飯館村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） まず、ナンバー2の資料の16、17ページから歳出についてお伺いいたします。2款総務費1項の総務管理費の中でそれぞれ電気料が大分大きく出ているわけですが、まず区分10の一般管理費の中の電気料300万円、それから財政管理費32万4,000円、それから企画費11万2,000円、これは同じ総務の中で上がっているわけですが、これはそれぞれどこで使うのか、説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） 16ページ、17ページ、総務費の一般管理費、まず需用費の電気料でございますが、こちらにつきましては役場庁舎とそれからビレッジハウスになります。それから、その下の電気料ですね、財産管理費のところの電気料、こちらについては旧草野小学校の電気料であります。続きまして、6目企画費の需用費、こちらの電気料につきましてはまだいな家、それから移住体験住宅、こちらの電気料となっております。あと、同じく総務費の一番下から3行目、情報通信基盤整備事業の電気料、こちらについては地デジの再送信用のアンテナの電気料となっております。

以上です。

7番（渡邊 計君） では、次に25ページ、8款土木費2項の道路橋梁費の中に道路維持費ということで除雪作業業務が委託されておりますが、これは恐らく今回行政区で除雪するということが上がってきたんだと思いますが、これは何行政区の予定かと、あとは支払いの形ですね、例えば雪が降らなくて除雪しなかった場合にどうなるのかとか、そういう支払いの形はどんなになっているのか、説明を求めます。

建設課長（高橋栄二君） 議員おただしのとおり、今回の予算につきましては行政区委託で今年度から取り組むということになっておりまして、その予算も含まれております。5行政区が今回委託で対応されるということになっておりまして、いろいろ議論はありますが、今回は回数でもってまずお支払いをしていこうということになってございます。

以上でございます。

7番（渡邊 計君） 差し支えなければ行政区名を挙げられますか。

建設課長（高橋栄二君） 上飯樋行政区、二枚橋行政区、前田行政区、関根・松塚とあと1行政区、申し訳ございません、あと調べて報告いたします。

7番（渡邊 計君） 次、26、27ページ、教育費の中でやはり電気料及び電話料、かなりの金額が上がっておりますが、学校管理費の中の電気料722万1,000円、それと電話料75万5,000円、それと公民館費の中の電気料225万7,000円、それと保健体育総務費109万3,000円、これらの説明を求めます。

教育課長（高橋政彦君） 10款教育費義務教育学校費の、まず電気料からお話しします。電気料ですが、学校本体とあと体育館、プール、さらには認定こども園も全て1本での契約になってございますので、額が大きくなってございます。算出的には、昨年の使用実績に新しい単価を掛けて算出してございますので、722万1,000円の不足が見込めるということになっております。

続きまして、11役務費の電話料なんです、これはタブレット関係の通信料が主な要因になってございます。今年に入りまして9名の転校生がおりまして、新たに9台のタブレットを追加、あとは授業で使うアプリの使用料も含まれてございまして、今年度75万5,000円の不足が見込まれたということになっております。

以上でございます。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、10款5項の公民館費の電気料でございます。これは交流センターの分でございます。昨年と比較して1.3倍以上になっているということでありまして、それからあとコロナ禍でも去年より利用料が、利用率というんですか、増えておりまして、その分も含めて算出しております。

それからその下、10款6項1目の保健体育総務費でございますけれども、これはスポーツ公園でございまして、これも同じように計算をしまして不足分を計上させていただいております。

以上です。

7番（渡邊 計君） 今回約3割増しという形で請求が来ているわけですが、これはまだまだ電気代が上がる傾向にあるのではないかと。燃料費も暖房とかも関連してくるわけですが、その中でこの上がるのを黙って見ているのか。または新たな形で太陽光とかそういうものを設置して、特にこういう庁舎関係や学校関係は日中に主に使うので、ソーラーだとそのまま売電じゃなくて直接電気を使うという形にするとかそういう考えは執行部ではおありでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 施設の維持、それから経常経費の削減、そういったところにはご意見ということで有効なものと思われまいますので、検討してまいります。

建設課長（高橋栄二君） 先ほどの行政区でございますが、もう1つ、伊丹沢行政区になります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 21ページにおける家畜飼料緊急支援事業、これは村外の農家ということ

だったので伺いますけれども、村外の市町村で公的支援は受けていないのかどうか。受けるとすれば二重の公的支援となるんですが、その辺はいかがなものか伺っておきます。

23ページにおける森林経営管理制度計画作成準備業務とありますけれども、この準備は今後の実施計画なり期間というのはどんなふうに定めようという業務なのか伺っておきます。

25ページにおける土木総務費の一般報酬で長泥における弁護士費用とありますけれども、これは内容はどんな土地関係なのか伺っておきます。

もう一つ、次のページ、最終29ページになりますけれども、国有林野境界測量業務とありますけれども、これはいつからどこを何のためにやるのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、1点目のご質問であります21ページの家畜飼料緊急支援事業に関して、他市町村からその支援を受けていないのかということではありますが、今回の検討を前に各農家に聞き取りを行った時点ではそうした支援はないと確認しておりますけれども、なお制度要項等に照らし合わせながら、その辺は確認しながらこの事業を進めてまいりたいと思います。

あと、森林経営管理制度の関係ですね。森林経営管理制度の関係であります。こちらにつきましては飯舘村の中で今つくっております管理制度というものを当初計画からつく予定ではおりましたが、現在取り組んでおりますふくしま森林再生事業ほかいろいろな事業がこれから出てくる中で、この機会にどこの森林をどの事業でどういうふうに伐採していったらいいかというところの部分の部分をしっかりと取りまとめていきたいと考えております。それによりまして村を全体的に計画的に森林整備ができるということが可能になるということと、あとその関連するふくしま森林再生事業ほかのこうした森林関係の補助事業につきましても、その根拠を明らかにすることで予算の確保をしやすくなることにつながると思いますか、そういうことをやっていきたいと考えているところであります。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 25ページの土木総務費報償費に係るご質問でございます。こちらにつきましては、長泥地内における共有地、村道寛行線に係る共有地に係る弁護士費用となっております。

住民課長（山田敬行君） 29ページの委託料、国有林野境界測量業務のご質問であります。まず一点、いつからということとありますけれども、予算計上して議決となれば入札、契約ということとありまして、今のところは年明けの1月中旬を予定しております。また、目的でありますけれども、村が国有林を取得、場所については飯舘クリアセンターに隣接している国有林地内の部分でありまして、民間事業者と連携したごみ処理施設の基本的構想のための測量業務ということとあります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎君に申し上げます。一問一答方式で質疑と答弁をお願いしたいと思います。

8番（佐藤八郎君） 答弁はいただきました。

21ページにおける支援をいただくのはいいんですけれども、同じ公的支援を二重にもらうと後でいろいろ大変かなと思ったものですから、心配のためにであります。

23ページの森林経営管理制度についてはどういうあれか、今の答弁で何かはっきりこういうものなんだと分からなかったので、再度答弁願います。

産業振興課長（三瓶 真君） では、改めましてその森林経営管理制度の計画作成準備業務という内容について申し上げます。まず、今回取りまとめる内容につきましては、飯舘村のその森林の現況であるとか、あとは原発事故がもたらした森林等への影響、復興状況等について簡単に取りまとめたと思っておりますが、それを踏まえた今後の森林整備の方向性をどうしていくかというものを取りまとめるというのが内容の一つであります。その方向性というものに関しましては、現在実施しておりますふくしま森林再生事業のほかにも広葉樹林整備事業等、山を整備できる補助事業がございますけれども、そうした補助事業それぞれに対象がありまして、その対象に適した山の様相といいますか、そういうものがあります。それを調査することで、飯舘村のどの場所をどの補助金を使っていつどういうふうに切っていくのが効果的か、望ましいかというところを取りまとめながら、それぞれの補助金の有効活用につなげたり、さらにはその財源をいただくときの根拠として、しっかり村としてこういう計画をつくっていますので予算をくださいと申し上げる資料としていきたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 29ページの国有林の入札、契約があつて1月中旬ということであります。場所はクリアセンターの部分ということで、これをなぜやるのかについては、クリアセンターの部分なので飯舘村の将来にわたる環境整備というかごみ処理というか、内容的には今関わっている原町方部との関連とかを含めて、飯舘にとってはこういうことなのでこのことを実施したいとしているのか。もう一度確認しておきます。

住民課長（山田敬行君） 29ページの国有林野境界測量業務のご質問であります。まずご存じのとおり、飯舘村の一般廃棄物可燃ごみにつきましては令和3年度から南相馬市に焼却処分を委託しております。今後、あくまで基本構想でありますけれども、クリアセンターの隣接の国有林地を村で取得して民間事業者と連携してごみ処理を進める、具体的には一般廃棄物を村内で焼却できるとか災害等で災害廃棄物ができたときも村内で処理ができる、それからクリアセンターと隣接していますので今あるクリアセンター、最終処分場と連携した処理ができる等、そういった目的での基本構想の事業であります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 資料2の補正予算の説明書の中で質問いたします。まず、1点目、19ページの社会福祉費の中に扶助費ということで、今回在宅サービス提供加算金が110万円ほど増額されるという中で、説明の中では村内業者が村外に移転することによりということで説明があつたかと思うんですけれども、その移転によってどうしてこの加算額が上がるのか、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 19ページの扶助費であります在宅サービス提供加算金でありま

す。こちらについては、従来村外の業者が村の中で在宅サービスをする際になかなか交通的な部分で来ていただけないという部分がありまして、村内で事業展開していただける際には1回当たり2,000円ということで追加でその費用をお支払いしますというようなことで、来ていただいている業者への支援ということでもあります。村内に診療所の脇にあった旧アイン薬局、あそこで川俣の事業者が村の中で営業所を持って事業を展開しておりましたが、諸事情があって事業所を閉鎖したということから、その部分、その業者が村内でサービスをしていた部分が川俣からの通いによるサービスに変わったものから、その部分が増えたというようなことであります。

2番（横山秀人君） 確認ですが、そうしますと村内にその在宅サービスを行ってくださる業者さんは今のところ1件もないということでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） そのとおりであります。

2番（横山秀人君） 続きまして、23ページ、林業費の中の木質バイオマス施設整備工事費積算照査業務1,887万6,000円、一般財源からお支払いする項目について質問いたします。当初、木質バイオマスについては国からの補助金を村が素通しするという、言い方が変ですけども、通してそして業者、会社に補助金を払うと。総額、補助金額で約40億円だと思えるんですけども、ずっと説明があったのはこの事業を行うことによってこれだけの税金が増えますよ、これだけの雇用が生まれますよ、あとは様々なメリットが周辺自治体にもありますよということで説明を受けてきたんですけども、今回突然にこの1,800万円ほどの金額が一般財源として経費に上がってきました。この経費の内容を、この補助金業務であれば素通しということは、全く村のほうで経費がかからないとずっと思っていたんですけども、実際こういった形で1,800万円がかかると。どうしてこの金額が今回村で負担すべきなのか。そして国も関係する事業であるので、例えばこの金額について財源措置があるのかどうかの確認をいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの木質バイオマス施設整備工事費積算照査業務についてご質問をいただきまして、どうしてここでこうした事業が出てきたのか、その内容と村が負担すべきなのかということ、さらには国に対してこうした財源の求めがあるのかどうかということですが、まず内容についてでありますけれども、今回の木質バイオマス施設の整備につきましても、村から飯舘バイオパートナーズ株式会社に補助金という形でその整備に係る費用を補助を出すという立てつけであります。したがって、工事の設計であるとかあるいはその積算というものについては、その事業者側で事業者本体あるいはそこから委託される方という形で積み上がってくるというものになってまいります。

今回のその工事につきましては、ご承知のとおりかなり大規模な工事でもあり専門的な工事でもありまして、事業費としても非常に巨額のものがあるわけでもありますけれども、そうした中に村として補助金を出すことによりまして、その内容がちゃんとその設計に基づく積算の形で出てきているのか、あるいはその積算の単価というものが国の基準等に照らして適正なものなのかというものをしっかり補助金の交付者として出す必要があると判断をしたということをございます。通常の直接工事費であれば、併せて管理費

という形でその工事管理に係る事業者を合わせてお願いをしながらそこに積算照査等をやっただけわけでありますが、今回の場合は補助金ということですので、そうした役割を全て事業者側が担うということで補助金の交付申請のときに上がってきたときにそれがしっかりと正しいものなのか、積算が基準に基づいているのかというものを村においてやっぱり専門的な知見を通して確認をするということが不可欠であると判断をしましたので、この事業をお願いするということをございます。したがって、今のような判断からこれを行うということになりますので、負担についても村が行うということになりますし、国に対しましては関連する事業について必要なものをこれまでも申請をし、お願いをして認めていただけるものは認めてきていただいているところがありますが、この点につきましてはやはりこうした事業を正確にしっかりと実施するために村の判断において行うということですので、現時点で国にこの予算を要求するというようなことはございませんので、村の単費でやらせていただきたいと思います。以上です。

2番（横山秀人君） 初めの説明の中では、すごく本当に国からのお金だからと、村はすごくいい施設ができるんだという形でお話、説明があったんですけども、始まってみると、いや、やっぱり村のほうでもこの金額ですと2,000万円の自腹を出さないと、一般財源を出さないとこの事業が進んでいかないんだという形の今ご説明だと思うんですね。今回75億円規模の総事業費の中で40億円を超える補助金が出ると。今この資料を見ますと、村にとって約10億円の税金が20年間で入ってくるよというのが区長会とかの資料で出ているわけですけども、求めるものは実際収支計画というか、実際プラスのほうは出ているんでしょう。ただ、プラスのほうも突然村からこういう経費が出てくるとどういう積算をしているんだろうかというのが気になっています。税収の見込みが令和何年から固定資産税そして法人村民税等を含めてどれぐらいの金額が20年間入りますよと、併せて今回の補助金を出すために、役場内ではもうこれは無理だと思います、ただ一般財源を使ってそれを精査するために、その設計書を見るために業者さんに委託しなくちゃいけない、そういう経費が今だけじゃなくて今後また出てくるのかどうかも含めて、今ちょっと2本になりましたけれども、後日でいいですけども、まず税収の収支、経費の収支をもっと詳しく資料として出してほしいのと、あと分かっている範囲で、補助金の確認があれば実績報告もしなくちゃいけないのかなと、そのときにもやっぱり外部委託が入って、どれぐらいの金額が今予定されているのか。分かる範囲で結構ですので回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、経費につきましてですが、今ほど議員からありましたように、区長会または村民にお示ししている固定資産税はじめその経費というものの収入見込みと申しますか、村への貢献策ということで計算をしているところはございます。ただ一方で、この事業のメリットと申しますか、目的の部分で一番大きいのはその里山の再生と申しますか、林業の再生と申しますか、その山に係る部分、そのところが大きい部分もありますし、あと村にとってのメリットということでいきますとその雇用の関

係、村内事業者が関わることによってそこで働く方々、あるいは木質バイオマス施設が稼働することによってそこで働く方々の雇用につながったり収入あるいは税金につながるという部分がありまして、なかなかちょっとその部分は金額ですぐお示しするということが難しいのかなとは思いますが、そうした積算はあるということでございます。

あと、今後ですね、いわゆるこれに係る持ち出し分がどのぐらい出てくる予定なのかというところではありますが、今のところ議員からありましたように、この後完成ということで令和6年春の稼働を目指して今工事が進んでおりますので、来年もしくは再来年のときに完成するという中で完了検査の部分についても今のところ出るかなと思っております。それ以外については、現時点で村がここに対しての持ち出しをしてさらに確認を行うような、あるいはその経費として支出するような見込みはないところであります。

以上です。

2番（横山秀人君） 木質バイオマス事業、ほかの市町村でも多々行われていると思うんですね。この金額が大きいので、やはり長期的にある程度支出見込みというものも事前に把握しておかなければいけないだろうということを思います。ほかの自治体で行われている木質バイオマスに係る経費が、その自治体ではどれぐらいあるのかを調査いただきまして、あとは分かる範囲で初めから対応できるものはこれぐらいかかるんだというところの認識は持っていたほうがよろしいかと思っておりますので、資料等を頂ければと思います。この点については以上で終わります。

続きまして、25ページ、土木管理費の中で先ほどご説明あった一般報償の弁護士の費用なんですが、長泥に関するところということで、こちらの完了までの今の進捗状況、弁護士をいつまで頼んでその共有地のところをやっているかなければいけないのか、ある程度めどというものはあるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） こちらにつきましては、今回の支払いで解決ということになります。以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。

あとは全体のところなんですけれども、今回電気料が上がるということで、当初新しい施設を造る際に、将来村にとって新しい施設を造ったとしても、今の計算ですと、何だろう、大きな経費の増大にはならないということで様々な新規建物が建てられたと認識しております。その当時、維持経費がかかるんじゃないかということで議員の方からの質問に対して大丈夫ですよという形で村の執行部から回答があったかと思うんですけれども、今回この電気料がこのまま高止まりというか、高くなってきた場合に、結果としてこの電気料が住民サービスのどこに影響してくるのか。難しい質問ですけれども回答できますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 電気料の値上げというところで、この3割も上がるというのは当時は全く想定していなかったことと思っております。住民生活への影響ということではありますが、基本的に介護等、あれは公共施設でございますので、なかなかその電気を消したりということはそこで住民の方をとすることはなかなか難しいのかなと思っております。た

だ、庁舎の暖房ですとかそれから使わない部屋の電気、そちらの節電、そういったところについては励行をしながらなるべく経費が抑えられるように庁内でも徹底してまいりたいと考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番（飯畑秀夫君） 資料ナンバー2の25ページ、8款2項12節の土木費の12委託料といたしまして除雪作業業務として4,785万円、それはこれから冬になってやっぱり村民が車移動するためには除雪は本当に大切になります。今回大雪も日本各地で降っております。飯館村も標高が高く雪が降りますので、この金額に対しまして、燃料高騰または委託先が増えているのか、または融雪剤とかをまくための増額なのかお聞きいたします。

建設課長（高橋栄二君） 除雪作業業務4,785万円でございますが、先ほども申しましたけれども、今回の予算、行政区委託で取り組まれる分も含まれております。当然この中には燃料代も含まれております。業者数につきましては、行政区委託の分は増えますが、業者の体制につきましては昨年同様となっております。なお、これは除雪費だけの補正でございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第88号 令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第88号令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第89号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第89号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第90号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第90号令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 資料2の73ページの介護保険計画策定準備業務ということで今回320万円ほどの予算が上がっているわけですが、こちら説明の中では令和6年から8年の3か年計画の事前準備という形であったんですけども、例えばこれは村民の方も委員に入るとか、どういう形のその準備の委託料になるのか詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 介護保険計画は3年ごとにということになっておりまして、今第8期の計画で動いているというようなことであります。この策定準備業務につきましては、いわゆるニーズ調査ということで、今現在村の中でどれだけのいわゆるニーズがあるのかという部分をあらかじめアンケート調査なり聞き取り調査をして、それを具体的に令和5年にその計画に反映をさせるための準備ということになります。そんな形で今現在進めて、第9期の計画策定に向けての準備ということであります。

2番（横山秀人君） そのニーズ調査については、介護を受けている方への直接聞き取り、またその家族への直接聞き取りという方法になりますでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 全戸を対象としたアンケート調査という形になろうかと思いません。

2番（横山秀人君） アンケートは文字で書くという形、それとも聞き取りで全戸確認する形でしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 基本的には郵送でという形になろうかと思いません。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第91号 飯館村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第7、議案第91号飯館村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 定年の年齢が令和5年度から上がっていくという形なんですけれども、まずその対象となる退職者のスタートなんですけれども、例えば令和4年度に退職する方がもう来年から対象になるのか、それとも令和5年に退職する方が対象になるのかの確認をいたします。

総務課長(村山宏行君) 令和5年度に退職される方が対象になります。

2番(横山秀人君) 分かりました。あと、役場、自治体には職員定数があるということでお聞きしていたんですけれども、この定年延長に伴って職員数が増える可能性が高いと思うんですが、そういった場合にその方たちはその定数から別にカウントされるのか、それともその方たちも定数に含まれて、例えば新規採用ができなくなってしまうのか。この定年延長とその職員定数についての関係を説明をお願いします。

総務課長(村山宏行君) 議員ご指摘のとおり、村の役場には定員の管理というものが求められております。その部分につきまして、この今回の定年延長、こちらの部分には勘案されておられません。したがって、定数はこの定年延長するというに伴って定数が増えるということとはございません。ですので、ご心配されるいわゆる若手の職員ですね、そちらの起用、そういったことがやはりバランスを見ながら計画的に行っていく必要があるとは思っております。

2番(横山秀人君) 例えばですね、新規採用の計画がありまして、もうこれ以上今年は新規採用しか雇えない、追加できないといった場合に、例えば職員から定年延長で働きたいんだけどというお話があった場合に、その方を、いや、実はもう新規採用でいっぱいだからそういう申出があっても定年延長はできませんよとするのか、それとも定員に含まれない、いや、違う雇用形態なら大丈夫ですよというお話をするのか。実際問題、以前から新規採用を定期的に採っていかないと村役場が活性化しないと、やっぱり長期的に見て専門の職員をつくりづらいとかいろいろお話があったので新規採用は特に大事だと思うんですが、この定年延長があって定員が変わらないというところで、どのように今後この定年延長の職員の確保なり要望に対して対応していくのか、現時点での考えを伺います。

総務課長(村山宏行君) まず、ご質問にありましていわゆる新規採用のために定年延長で再

度延長される方が制限されるのかということではありますが、こちらについてはそういったことはございません。希望があればその者をきちんと雇用するという形を取らなければならないとなってございます。懸念されるのは職員の、いわゆる若手職員の採用の部分になるかと思えます。その辺も含めて全体を総合的に採用を行っていくという形になるかと思えます。

ただ、ご指摘のように技術職ですね、村でもここ何年か技術職の採用試験を行っているんですが、残念ながら応募がないというそういう状況にあります。こちらについても議員のご指摘もごもっともということでございますので、村としてもそうした必要な人材確保に向けてもう少し積極的な雇用の形態を考えていかなければならないと考えております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 一般質問をした立場からですけれども、国から今の現状の中で飯舘村の状態だとどのぐらいの職員数がとなっているのか。さらに、これが特措法が期限切れになったり今後そういうものがないとなっていったときに、本来の形として人口や村の全面積やいろいろ要件はあろうかと思えますけれども、それに照らしてこの村の職員数がどのぐらいになっていくのか。そして今、横山議員からもあったように、定年は60歳を過ぎてさらに希望があって延長するようになっていけば、1年ごとの延長願いなのか5年間の延長になるのか、そこら辺の自由度はどういうふうに、本人希望でなっていくのか。あとは、新規採用ですね、全体の年代ごとの職員数のバランスからしてどういう計画をもってその辺を調整されていくのか。今の時点で考えられるものをご答弁願えればと思います。

総務課長（村山宏行君） まず、職員の数でどのぐらいを見込むのかということではありますが、こちらについて一般質問の答弁でもご紹介しましたが、今、村の正規の職員が72名となっております。こちらの職員については、計画的に採用していたということがございますので、毎年1人から2人ずつ、そういったことで退職が今後発生していくという形になります。基本的に、1年ごとなのかということではありますが、退職を迎えるのが一応60歳で迎えた後に、その後今回聞き取りをするようになってございますので、意見を聞いて、そして60歳、最長では65歳、段階的なものでありますので、それが行われるのはもう少し先にはなるわけですが、そういった形で雇用を継続するという形になります。ただ、本人の意向がありますので、一応毎年聞き取りをするようにはなっていくと思っております。基本的に5年延長になるといいながらも、やはりその方の人生設計、当然晩年に向かって変わるということもありますので、そういった部分については対応していくという形になるかと思えます。

採用計画であります。村としましては復興の時期ということで今現在多くのOBの方々にご活躍いただいている、そういう現状があります。非常に人材というのは貴重でありますので、なるべく村の業務に精通した方、そういった方にはこういった制度を利用しながらなるべく多く残っていただきたいと思っておりますが、計画的な採用、そういったところ、全体を勘案しながら対応してまいりますのでよろしくお願ひしたいと

思います。

8番（佐藤八郎君） 定年を迎えられた方に年度前に毎年聞き取りをして、来年も再来年もというふうに、来年はというふうに聞こえたんですけども、それとまた採用計画でどういう分け方をするのか分かりませんが、精通した方、そういう方には残っていただきたい、そういう方でない人はいないんだと思うんですけども、ちょっと基準的なもの、基本的な考え方をもう一度伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） まず、ちょっと誤解があったかもしれませんが、毎年聞き取りということではございません。いわゆる再雇用された本人から意見を述べるということであるというそういう制度の立てつけですので、当然60歳を迎えられる方、そちらの方についてまず最初の聞き取りを行って、5年延長するという確認をされます。毎年その方について来年どうするという聞き取りはしません。もし本人のほうで、本人の意思ですね、こういった別の道に進みたいということで申出があれば受けるという形になります。また、この制度化されることによっていわゆる労働者の権利という形になります。ですので、雇用者側の一方的な考えである方は再雇用を願う、あの方は要らない、そういったことはできないとなっております。基本的には、この制度に基づいて定年が65歳まで、今後の分がありますが、延長されるということで、その中で人生設計を考えていただく。当然その中で卓越した技術であるとか熟練した技能、そういったところは村の村政発展のために生かしていただきたいということでございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、新規採用との関係、定数との関係、あとは定年を迎えられた方の本人からの申出によって聞いて採用していくということで、そうすると定数はあつてないようなものになるのか。定年の方で希望ある方は定年延長になっていくと考えていいのかどうか。もう一度伺いたいと思います。

総務課長（村山宏行君） 職員の定数管理であります。基本的に全て国の交付税の算定基礎になってございます。したがって、人数が増えてそれで人件費が来るということではございませんし、逆に多過ぎるのではというような指摘もあるという、そういった状況でございます。したがって、村としましては全体の、本当に役場職員の全体のバランスを見ながら計画的に雇用を進める必要があると考えてございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第92号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に

関する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第8、議案第92号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第93号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第9、議案第93号職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 今回の条例改正によって内容が変わるところについてなんですが、実際どういう不都合というか、こういう事情があって今回この改正がどうしても必要なんだというところを再度もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 議案の説明資料ナンバー3の29ページ、こちらに新旧対照表が載せられてございます。この改正前でありまして、任命者は、公務遂行中の交通事故により禁錮または懲役の刑に処せられた職員となってございます。いわゆる公務遂行中に交通事故が起こった場合、こちらの部分にしか今この失職の例外規定は認められておりません。こちらの議案の説明のときにも申し上げましたが、今現在職員の働き方の形としていわゆる公務外で、例えば中山間地域等直接支払制度、そちらの事業で行っている、あるいは各行政区の中で行政区の仕事を関係しながら行っている、そういった職員も少なくございません。また、近年ですが、地域へのボランティア活動、そういったことにきちんと積極的に関わるといことが職員には求められているというような状況でございます。そういったときにですね、こういったいわゆる公務外で事故が起こってしまった場合、今のところ救済措置が全くないという状況にあります。それらの事情に対応するということがあって、改正後ですが法第16条に該当するに至った職員のうちその罪が過失によるものである場合は、つまり公務中以外でいろんな活動を行って過失によってそういった事故が起こってしまった、そしてなおかつその罪が過失によるものかつ刑の執行を猶予されたもの、こちらについては情状によりその職を失わないとする、そういった制度改正を行いたいということでございます。

2番（横山秀人君） そうしますと、この対象者は職員だけでなく村に勤務する臨時職員の方全て対象となるということよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 職員に準じてということで、そういった職員の部分になりますので、そこに準じて対応させていただきます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第94号 村営土地改良事業の施行について

議長（佐藤一郎君） 日程第10、議案第94号村営土地改良事業の施行についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） この事業で整備された農道、水路についてはどかが所有者となって、そして管理費はどなたがお支払いするのか確認いたします。

建設課長（高橋栄二君） 整備された水路、農道の管理でございますが、一義的には農家の方になるのかなと考えております。ただ、いろいろ再生事業ということもあって環境省とかと協議をしながら、その辺、細かに決めていくということになると思います。

2番（横山秀人君） 所有者はどなたになりますでしょうか。農道、水路。

建設課長（高橋栄二君） 所有者につきましては、今後環境省との協議となりますが、村になるものと認識しております。

2番（横山秀人君） 土地改良事業ということで、現在も土地改良区があってその水路整備とか道路という形で賦課金が、今かかっているかどうか分かりませんが、以前はかかっているいろいろな事業をしていたわけですが、今回この地区に関してもその土地改良区に入るのか、それともそういうまた別の改良組合か何かできるのか、今の現状はどのような状況になっていますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 土地改良区に入るのかどうかとかなですね、また新たな組織というものにつきましても、実際賦課金は発生しないというところもございまして、地区と協議をしながら進めていくというようになると思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、承認第3号 専決処分の承認について

議長(佐藤一郎君) 日程第11、承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第12、承認第4号 専決処分の承認について

議長(佐藤一郎君) 日程第12、承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第13、承認第5号 専決処分の承認について

議長(佐藤一郎君) 日程第13、承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第14、承認第6号 専決処分の承認について

議長（佐藤一郎君） 日程第14、承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。
これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第15、承認第7号 専決処分の承認について

議長（佐藤一郎君） 日程第15、承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。
これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第16、承認第8号 専決処分の承認について

議長（佐藤一郎君） 日程第16、承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。
これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第17、閉会中の継続調査の件

議長（佐藤一郎君） 日程第17、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第18、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤一郎君） 日程第18、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第19、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第10回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時13分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月26日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄